

令和5年度

包括外部監査の結果報告書

東京都包括外部監査人
公認会計士 山下 康彦

目 次

中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について	1
第1 包括外部監査の概要	3
1 外部監査の種類	3
2 選定した特定の事件（監査テーマ）	3
3 監査対象年度	3
4 監査対象局	3
5 外部監査の実施期間	3
6 包括外部監査人及び補助者	3
（1）包括外部監査人	3
（2）補助者	3
7 特定の事件を選定した理由	3
8 外部監査の方法	4
（1）基本的な視点	4
（2）主な監査手続	5
9 指摘・意見の件数	9
10 利害関係	9
第2 監査対象の事業内容	10
1 中央卸売市場の概要について	10
（1）中央卸売市場の目的及び役割	10
（2）中央卸売市場の経由量	10
（3）市場流通の仕組みと関係機関及び業者	12
（4）中央卸売市場の沿革	17
（5）中央卸売市場の取扱数量等の推移	20
2 各市場の概要	23
（1）市場の分布	23
（2）市場別取扱品目	23
（3）市場別の所在地及び規模	24
（4）各市場の市場関係業者	25
（5）各市場の概要	26
3 組織	29
（1）機構	29
（2）分掌事務	30
（3）職員定数	34
4 財政状況	35

(1) 中央卸売市場会計	35
5 東京都中央卸売市場経営指針及び経営計画の概要について	39
(1) 東京都中央卸売市場経営指針の概要	39
(2) 東京都中央卸売市場経営計画の概要	41
第3 監査の結果.....	45
I 経営計画について.....	45
1 中央卸売市場におけるネットワークの形成	45
(1) 中央卸売市場全体の機能の最適化と各市場の機能強化	45
2 市場施設の計画的な維持更新	48
(1) 市場施設の計画的な維持更新	48
3 強固で弾力的な財務基盤の確保	54
(1) 強固で弾力的な財務基盤の確保	54
4 市場取引の活性化に向けた取組の強化	77
(1) 物流の高度化・効率化	77
(2) 商流の高度化・効率化	79
(3) 多様な消費者ニーズへの対応	81
5 生鮮品等流通の基幹的なインフラとしての機能の強靱化	84
(1) 公平かつ公正な取引環境の確保	84
(2) 品質・衛生管理の徹底・強化	87
(3) 事業継続体制の確保・強化	93
(4) DXの推進等による市場業務の効率化	102
(5) サプライチェーンにおける結びつきの強化	104
(6) 市場業者の経営基盤の強化	106
6 サステナブル経営の推進	115
(1) 市場のゼロエミッション化	115
(2) 持続可能な調達等の取組	119
(3) 地域社会との共生	120
(4) 働き方改革・ダイバーシティの推進	123
7 経営計画の進捗管理	126
II 経営支援について.....	127
1 市場業者への経営支援の取組	127
(1) 補助金制度	127
(2) 経営支援策	137
III 市場の業務管理について.....	140
1 財産管理	140
(1) 固定資産の管理	140

(2) たな卸資産の管理	154
(3) 資産外物品の管理	155
(4) 内部統制制度との関連	159
(5) 中央卸売市場の財産管理	162
2 施設の使用に関する業務	164
(1) 施設の使用許可等	164
(2) 廃棄物処理経費負担金	169
3 債権管理	172
4 契約	177
5 統計事務	182
IV 決算プロセスについて.....	184
1 決算プロセス	184
(1) 固定資産の減損	184
(2) 引当金	186
(3) 自己検査	188
(4) 旧築地市場関係	189
(5) 中央卸売市場の経理機能	191

中央卸売市場の事業に関する
事務の執行及び経営管理について

第1 包括外部監査の概要

1 外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査

2 選定した特定の事件（監査テーマ）

中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について

3 監査対象年度

令和4年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）
ただし、必要に応じて他の年度についても監査の対象とした。

4 監査対象局

中央卸売市場

5 外部監査の実施期間

令和5年6月29日から令和6年3月31日まで

6 包括外部監査人及び補助者

（1）包括外部監査人

公認会計士 山下 康彦

（2）補助者

公認会計士 浜田 陽介

公認会計士 屋島 伸彦

公認会計士 三枝 和臣

公認会計士 五十嵐 郁貴

公認会計士 大久保 将史

公認会計士 柏崎 あゆみ

公認会計士 来栖 寛明

公認会計士 山田 晟良

公認会計士 傳田 聖也

公認会計士 須田 陽利

公認会計士 平野 清秀

公認会計士 吉田 峻介

公認会計士 森田 省吾

公認会計士 菅田 裕之

公認情報システム監査人 渡邊 健太郎

ITコーディネータ 西脇 弘

7 特定の事件を選定した理由

中央卸売市場は、毎日の生活に欠かせない生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための拠点となっている。水産物・青果物・食肉・花きなどの生鮮食料品等は、長期にわたる鮮度の保持が難しい一方、自然条件等によって供給量が大きく左右されるなど、流通量・価格ともに不安定になりがちである。このため、生鮮

食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図り、公正かつ迅速な取引を確保することを目的として開設者によって運営される中央卸売市場は、重要な社会インフラの一つとなっている。歴史的には様々な不公正な取引が大きな社会不安に結びついたこともあったが、そのようなことが我が国において現在ないのは決して当然のことではない。

東京都中央卸売市場は、全国中央卸売市場の中で見ると、水産物ではおおむね2割、青果物では3割の流通量を占めるほか、価格形成においては全国から注目される存在であり、中央卸売市場一般における意味を超えて、質量ともにその社会的存在意義は一層大きい。

東京都中央卸売市場はそうした重要な社会的機能を担っている一方、地方公営企業法の財務規定等の一部適用事業として原則的には独立採算で運営を求められ、経営管理の経済性・有効性・効率性への要請は強い。11 か所の市場は、平成30年に築地から豊洲に移転した豊洲市場をはじめ、それぞれ様々の状況の中で今日に至っており、中長期的に独立採算で運営していくに当たり、向き合わなくてはならない課題も多いのではないかと考え、そのような中で、東京都は、今後の市場経営のビジョンを示すものとして、令和3年3月に東京都中央卸売市場経営指針を策定した。また、令和4年3月に、当該経営指針で掲げた「2040年代の中央卸売市場の姿」及び「持続可能な市場経営」の実現に向けて、令和4年度から令和8年度までの5年間を計画期間とする東京都中央卸売市場経営計画を策定している。

以上のような東京都中央卸売市場であるが、包括外部監査において取り扱われたのは平成13年度のみで、それもごく部分的な射程にとどまるものである。

については、1,400万都民のみならず我が国全体にとっても重要な東京都中央卸売市場の事業について、財務事務及び経営管理が関係法令に則り実施され、かつ経済性・有効性・効率性を十分に考慮しつつ執行されているかなどについて検討することは非常に意義のあることと考え、「中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について」を令和5年度の包括外部監査対象事件に選定した。

8 外部監査の方法

(1) 基本的な視点

中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について、地方自治法第2条第14項及び第15項の趣旨を達成するために、法規等準拠性（合規性）の観点に加え、いわゆる3E（経済性、効率性及び有効性）の観点により監査を実施する。

法規等準拠性は、中央卸売市場が実施する各種事務・事業の手続が、各種規則や要綱等に沿って適切に行われているかという視点である。例えば、施設使用料、売上高割使用料等の徴収、減免及び債権管理を、法規等に準拠して実施しているかという視点である。法規等に準拠していない不適正な処理がなされている場合には、都に改善策を提案する。

経済性、効率性とは、事務・事業の遂行に当たり、成果に対して最少の経費、労力で事業が執行されているかという視点となる。中央卸売市場の各事業については、一定のコストでより大きな成果を上げているか、又は一定の成果に対してより少ないコストで達成しているかについて検討することとする。

有効性とは、事務・事業の成果が十分に発現されているかという視点となる。中央卸売市場が行っている事業の中には、例えば、市場業者への経営支援の取組のように、成果そのものに、より焦点を当てるべきものもある。

都が、これら事業の成果実績を適切に評価し、その結果を将来の事業にフィードバックしているかといったPDCAサイクルの観点も重要となる。

その他にも、地方公営企業法の財務規定等の一部適用事業として、原則的には独立採算で運営を求められる中央卸売市場の事業の中にどのような課題があるのか、新たな都政の羅針盤として位置付けている都の総合計画である「未来の東京」戦略や、東京都中央卸売市場経営計画などの趣旨に合致しているかといった点も基本的な視点とした。

(2) 主な監査手続

ア ヒアリング

- (ア) 各種事業の内容等について、中央卸売市場の各担当者に対して、事業運営全般の状況、業務内容等について、ヒアリングによって確認する。
- (イ) 中央卸売市場の各担当者に対して、収入、支出、契約、決算、現金等の出納管理、財産管理等の事務の執行及び経営に関する事業の管理について、ヒアリングによって確認する。
- (ウ) 財務諸表作成プロセスや会計処理・決算処理方法について、ヒアリングによって確認する。

イ 資料・文書の閲覧及び分析

アのヒアリングに関連する各種資料を閲覧する。

財務数値について一定の仮定に基づいて試算を行い、市場別財務諸表、単位

面積当たりの収益／費用、有形固定資産減価償却率等の分析を行った。

ウ 現場の視察、資産管理状況の確認

(ア) 国立地方卸売市場の視察

国立地方卸売市場を訪問し、市場の概要等を把握した。地方卸売市場と中央卸売市場の事業実施状況の異同や、地方卸売市場と中央卸売市場との連携状況の把握を監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、地方卸売市場と中央卸売市場の関係についてヒアリングを実施した。

地方卸売市場は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件や結果の公表等の共通の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、農林水産大臣が定めた基本方針等に即して都道府県知事により地方卸売市場として認定された市場をいう。国立市場は東京多摩青果株式会社により開設されており、中央卸売市場の多摩ニュータウン市場では、東京多摩青果株式会社の子会社が卸売業者として業務を行っている。東京多摩青果株式会社は、中央卸売市場を含めた全青果卸売業者の中でも全国有数の規模を有している。

(イ) 板橋市場の視察

板橋市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。板橋市場は、青果物において機能強化に向けて業界関係者と意見交換を行いながら施設整備の方向性を検討していることから、施設更新における課題の把握等も監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(ウ) 食肉市場の視察

食肉市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。食肉市場は、食肉を取り扱う都内で唯一の卸売市場であることから、食肉市場固有の課題や老朽化が進んでいる施設の更新における課題の把握等も監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(エ) 豊洲市場の視察

豊洲市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。豊洲市場は、都の中央卸売市場において水産物の大部分を扱うほか、青果物も都内の中央卸売市場では大田市場に次ぐ規模で取り扱う大規模市場である。また、都において最も新しい基幹市場であることから、基幹市場における課題や閉鎖型施設の運営状況や課題の把握等も監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(オ) 足立市場の視察

足立市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。足立市場は、水産物を扱う市場である。老朽化が進んでいる施設の更新における課題の把握等も監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況に加え、仲卸売場の場内移動に向けての検討状況等について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(カ) 大田市場の視察

大田市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。大田市場は、青果物と花きの取扱いが都最大の基幹市場であることから、基幹市場における固有の課題や老朽化が進んでいる施設の更新における課題の把握等も監査の着眼点とし、豊洲と距離的に比較的近い場所で営まれている水産物に関する市場の状況も着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

(キ) 淀橋市場の視察

淀橋市場を訪問し、市場の概要や課題等をヒアリングにより把握した。淀橋市場は、拡張整備事業に取り組んでいることから、実需者ニーズをどのように反映させているか等も監査の着眼点とした。その上で、市場を視察するとともに、出納及び財産管理事務の実施状況を確認し、現物確認を実施した。また、収入、支出、契約、決算等の各種事務の執行状況について、ヒアリング及び各種資料の閲覧により確認した。

エ 監査意見の取りまとめ

アからウまでの監査手続を実施することにより、経済性、効率性、有効性、さらには合規性の観点から、監査意見を取りまとめる。

オ 報告書の作成

監査対象とした中央卸売市場の事務事業の状況を踏まえ、報告書においては、4項目に区分をしている。

まず、「Ⅰ 経営計画について」という項目において、「2040年代の中央卸売市場の姿」及び「持続可能な市場経営」の実現に向けて、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を計画期間とし、都が取り組んでいる施策について取り上げている。ここにおいては、主に経営計画策定の前提となる現状分析の状況や施策の実施状況、PDCAサイクルに基づいた事業の運営状況について報告書を作成している。

次に、「Ⅱ 経営支援について」として、都が卸売業者や仲卸業者に対して実施している、補助金による支援や経営指導の取組について取り上げている。ここでは主に、効果的な支援が行われているかといったことや経営指導が業者のニーズを満たしているかといった視点から報告書を作成した。

続いて「Ⅲ 市場の業務管理について」においては、財産管理、使用許可等の施設の利用、債権管理、契約、統計事務といった各種業務の管理状況について監査を行った。これらについては、内部統制の視点を入れながら報告を行っている。

最後に、中央卸売市場は地方公営企業法を一部適用していることから、「Ⅳ 決算プロセスについて」という項目を設けて、公営企業会計の適用状況についても報告を行っている。

なお、本報告書では、監査の結論を「指摘」と「意見」とに分けて記載している。指摘は、法規の誤った適用や違反等に該当すると考えられるため、適正性や妥当性等の観点から早期に是正すべきと認められる事項である。

また、意見は、事務事業の執行に関して、誤りではないが、地方自治法第2条第14項及び第15項に定められている経済性や効率性、有効性等の観点から、検討が必要と認められる事項である。つまり、住民の福祉の増進に寄与しているかといった視点、最少の経費で最大の効果を上げる努力をしているかといった視点、組織及び運営の合理化・適正化がなされているかといった視点及び規模の適正化を図っているかといった視点に関連して、改善が望まれる事項などに該当するものである。

9 指摘・意見の件数

テーマ	指摘	意見	合計
中央卸売市場の事業に関する事務の執行及び経営管理について	18	61	79

10 利害関係

監査の対象とした事件につき、地方自治法第252条の29の規定に定める利害関係はない。

第2 監査対象の事業内容

1 中央卸売市場の概要について

(1) 中央卸売市場の目的及び役割

中央卸売市場は、卸売市場法に基づき農林水産大臣の認定を受ける必要があり、毎日の生活に欠くことのできない水産物・青果物・食肉・花きなどの生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための卸売の拠点となっている。

生鮮食料品等は、鮮度が低下しやすいため長期にわたる保存が難しく、その鮮度によって商品の価値が著しく変化する。また、その需要量に変動が少ないにもかかわらず、供給量（生産量）は天候その他の自然条件によって極めて大きく左右されるという商品特性を持っている。

このため、生鮮食料品等の円滑な供給と消費生活の安定を図り、公正かつ迅速な取引を確保することを目的として、開設者が、衛生的かつ効率的な施設の建設や、一定の経費負担を行うなど、市場の管理・運営に当たっている。

中央卸売市場の果たしている役割は以下のとおりである。

役割	内容
集荷	国内外から大量、多種類の品物を集める
公正な価格形成	せり売、入札、相対取引により公正な価格を形成する
分荷	多数の小売業者等へ迅速に販売し、荷を捌く
確実な取引の決済	早期支払の努力義務及び代払制度により確実な代金決済を行う
流通経費の削減	大量流通により経費が削減される
正確な情報提供	卸売予定数量、販売結果等を公表する
衛生の保持	衛生的な施設の確保と食品衛生法に基づく検査を行う

(2) 中央卸売市場の経由量

生鮮食料品等の全国総流通量に占める全国市場（中央卸売市場・地方卸売市場）、全国中央卸売市場、東京都中央卸売市場それぞれの経由量及び割合は、表A-1-1のとおりである。

表A-1-1 生鮮食料品等の全国総流通量に占める市場経由量及び割合（令和元年度）

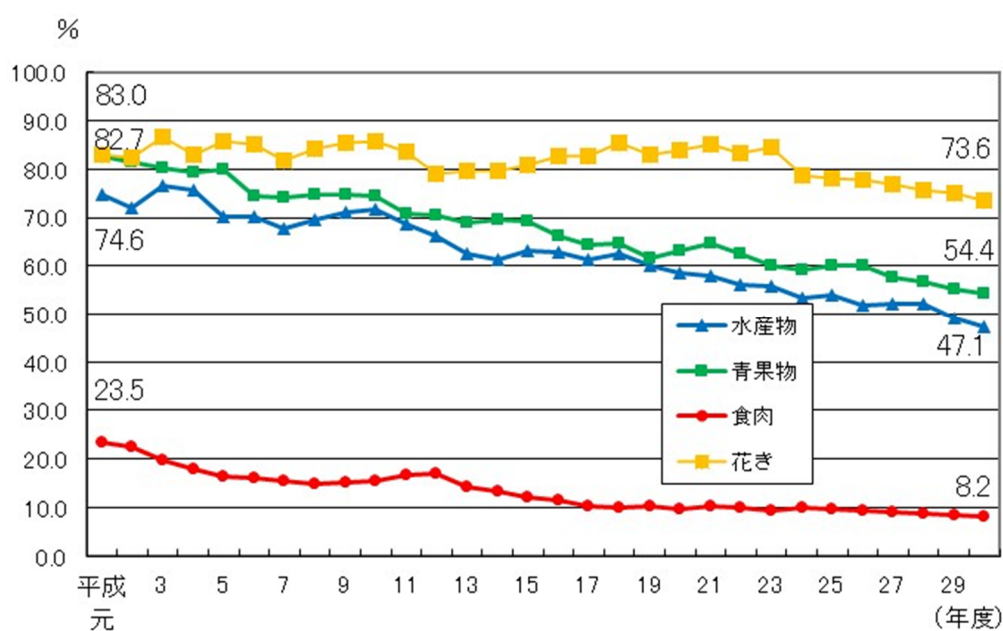
（単位：千トン（花きは億円）、%）

		全国総流通量 A	全国市場 B	割合 B/A	全国中央卸売 市場 C	割合 C/A	東京都中央卸 売市場 D	割合 D/A
水産物		5,428	2,522	46.5	1,834	33.8	365	6.7
青果物	野菜	13,962	8,827	63.2	5,521	39.5	1,517	10.9
	果実	7,437	2,646	35.6	1,534	20.6	410	5.5
	計	21,399	11,473	53.6	7,055	33.0	1,961	9.2
食肉	牛	1,361	154	11.3	112	8.3	61	4.5
	豚	2,690	160	6.0	75	2.8	16	0.6
	計	4,051	314	7.8	188	4.6	77	1.9
花き		4,341	3,047	70.2	1,092	25.2	806	18.6

令和4年8月 農林水産省「卸売市場データ集」より都が作成
 (注) 単位未満を四捨五入してあるので、合計数値と内訳の合計とは一致しない場合がある。

また、生鮮食料品等の全国総流通量に占める全国市場（中央卸売市場・地方卸売市場）の経由割合の推移は、グラフA-1-1のとおりである。青果物、水産物、食肉、花き、いずれも減少傾向が続いていることが分かる。

グラフA-1-1 卸売市場経由率の推移（重量ベース（花きは金額）、推計）



令和3年6月 農林水産省「卸売市場データ集」より都が作成

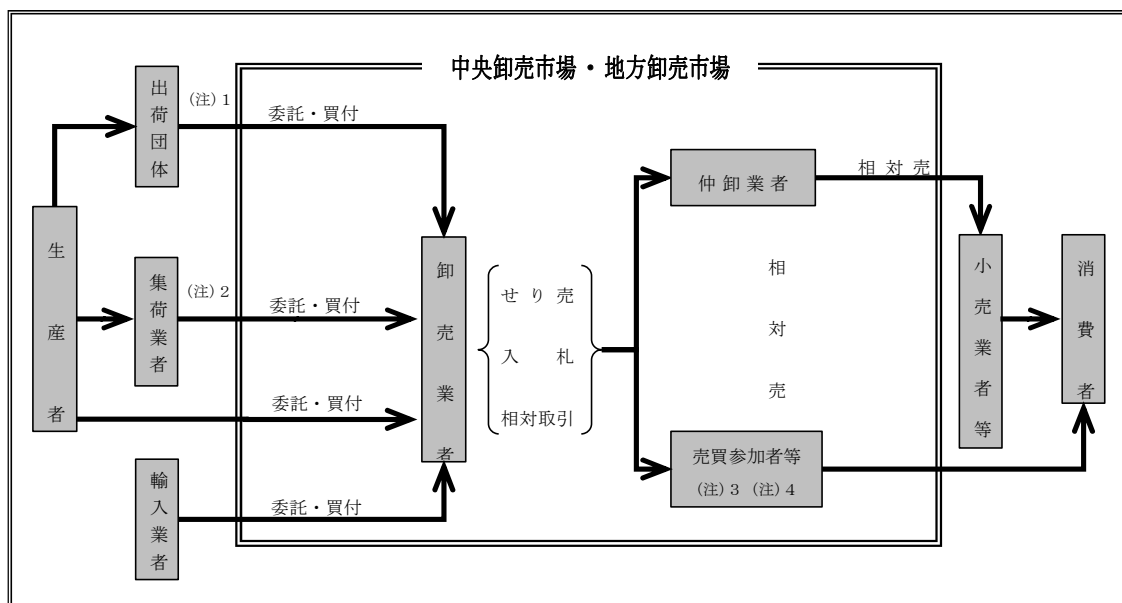
(3) 市場流通の仕組みと関係機関及び業者

ア 市場流通の仕組み

(ア) 水産物、青果物、花き

水産物、青果物、花きの市場流通の仕組みは図A-1-1のとおりである。

図A-1-1 水産物、青果物、花きの市場流通の仕組み



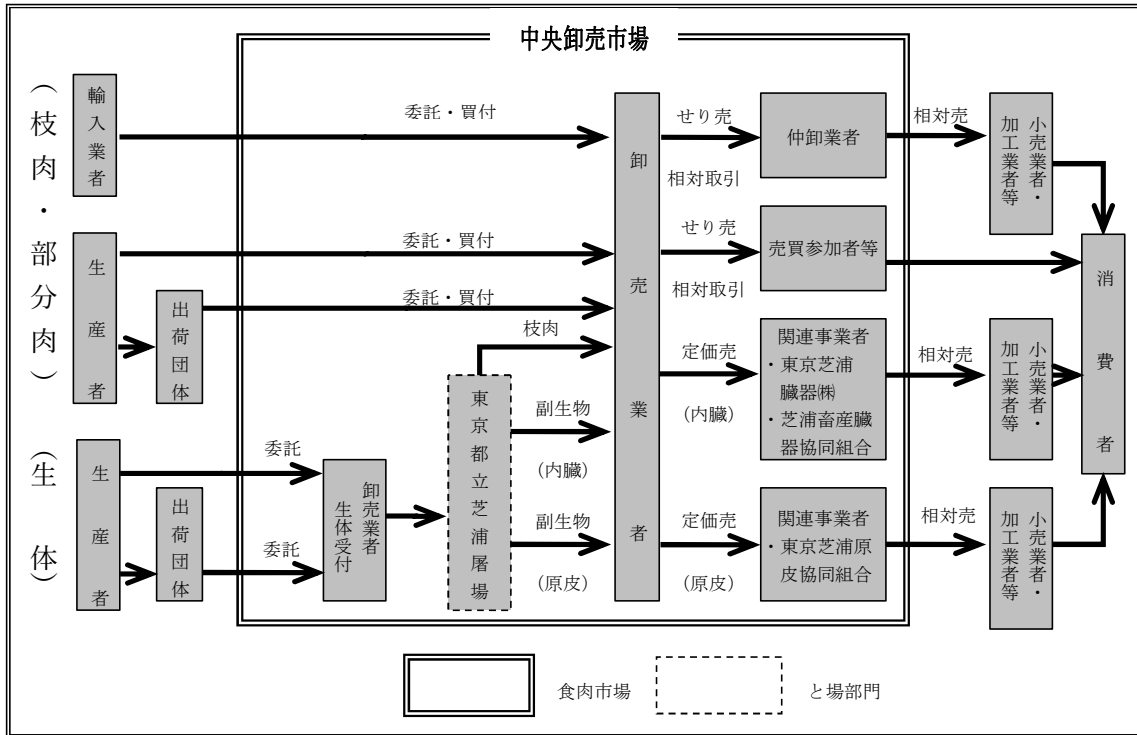
令和4年版東京都中央卸売市場事業概要

- (注) 1 出荷団体とは、農協・漁協・出荷組合等をいう。
 2 集荷業者とは、「産地仲買人」をいう。
 3 「青果」や「花き」の小売業者の多くは、売買参加者の資格を有しており、卸売業者から購入することができる。
 4 「水産」で売買参加者の資格を有しているものは、加工業者・量販店等であり、一般の小売商は仲卸業者から購入している。
 ※ 仲卸業者及び売買参加者は、せり売及び入札に参加することができる。

(イ) 食肉

食肉の市場流通の仕組みは図A-1-2のとおりである。

図A-1-2 食肉の市場流通の仕組み



令和4年版東京都中央卸売市場事業概要

イ 市場流通の関係機関及び業者

市場流通に関する機関、業者等は次のとおりである。

(ア) 農林水産大臣

農林水産大臣は、卸売市場法に基づき卸売市場の開設・運営に対する権限を有しており、我が国の生鮮食料品等の流通の円滑化を図っている。

農林水産大臣の有する権限は、以下のとおりである。

- ・卸売市場に関する基本方針の制定
- ・中央卸売市場の認定
- ・開設者に対する検査、指導、措置命令及び助言
- ・開設者に対し中央卸売市場の運営の状況といった事項について報告を義務付け
- ・中央卸売市場整備のための補助など

(イ) 開設者

東京都中央卸売市場の開設者である東京都は、生鮮食料品等の円滑な供給の確保と都民の消費生活の安定に資することを目的として、東京都中央卸売市場条例に基づき、市場の取引業務及び施設使用の適正かつ健全な運営を図っている。

都が担っている業務の内容は、以下のとおりである。

- ・業務規程の制定・改廃（注）
- ・業務の指導監督
- ・市場業者の経営改善
- ・施設使用の許可及び維持管理
- ・施設整備計画の実施
- ・施設の付帯事業の運営
- ・市場内の警備及び衛生の維持
- ・市場情報の提供
- ・東京都卸売市場審議会及び東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の運営

（注）卸売市場法に定められている「業務規程」として、都では「東京都中央卸売市場条例」及び「東京都中央卸売市場条例施行規則」を制定している。

なお、都では、と畜場法及び東京都立芝浦屠場条例に基づくと場の設置及びと畜解体事業も行っている。

(ウ) 出荷者

出荷者には以下のものがある。

a 生産者

農家、漁家、漁業会社、食品加工業者など、自ら生産する者をいう。

生産者が直接市場に出荷するものとしては、水産物では近海鮮魚類、冷凍魚、塩干加工品、貝類、淡水魚等があり、青果物では近県で栽培される軟弱野菜等があり、花きは主に近県の切花、鉢物等がある。

b 出荷団体

農業協同組合、漁業協同組合、園芸組合、出荷組合など、生産者が共同して出荷する組織体をいう。青果物、食肉、花きは、この形態により出荷されるものが比較的多いが、水産物は少ない。

c 集荷業者

産地仲買人と称するもので、生産者から自己の計算によって生産物を買取り、市場に出荷する者をいう。青果物ではわずかであるが、水産物では全体の約半分が、食肉では全体の約1/4が、集荷業者によって出荷されている。

d 輸入業者

国内の需要を満たすため、水産物、青果物、食肉及び花きなどの生鮮食料品等を輸入し、市場に出荷する者である。

e 花き流通における共同荷受機関

都内の花き卸売業者が一旦共同で荷を受け、積替え作業を行う経路施設をいう。都内に2か所（大田区・江東区）存在しているが、共同荷受機関における取扱量は減少している。

(エ) 市場内業者

a 卸売業者

卸売業者は、知事による市場施設の使用許可を受けて、出荷者から販売委託された品物や買付集荷した品物を、市場内卸売場において仲卸業者や売買参加者等に卸売する者をいう。

卸売業者は、卸売市場において集荷機能という重要な役割を担っており、受託集荷の場合には、規則で定める正当な理由がある場合を除き、その引受けを拒んではならないとされている。

販売は、取扱物品の特性に応じて「せり売若しくは入札」又は「相対取引」の方法によって行っている。

卸売市場において重要な役割を担う卸売業者に対し、開設者は、卸売市場における公正な取引環境を確保するため、取引状況や財務内容について監督・検査を行っている。

b 仲卸業者

知事による市場施設の使用許可を受けて、卸売業者が行う売買取引に参加し、買い受けた物品を市場内の店舗・荷捌施設で仕分けし、又は調製して販売する者をいう。仲卸業者は、卸売業者と並んで市場機構の中心を成すものであり、その主な役割は物品の「評価」及び「分荷」である。

仲卸業者は、自己の評価による売買取引を通して価格を形成し、買出人への分荷を行うという重要な機能を有している。そこで行われる自由な競争により、需要と供給の関係が正しく反映された、適切な価格形成が行われている。

c 関連事業者

知事による市場施設の使用許可又は市場事業に係る土地の貸付けを受けて、買出人を中心とする市場利用者を対象に、各種の業務を営む者をいう。業務の種類は多岐にわたるが、「流通補完業務」（運送業・買荷保管業・冷蔵庫業）、「物販・飲食業務」（用品販売業・関連食料品等販売業・その他販売業・飲食業）、「加工・サービス業務」（取扱物品加工業・サービス提供業）がある。

(オ) 売買参加者

小売商、加工業者、地方卸売市場業者等のうち、開設者の承認を受けて、卸売業者が行うせり売又は入札の方法による卸売に、仲卸業者と同じ立場で参加できる者をいう。

水産物・食肉関係では、その大半が大口需要者であるが、青果物・花き関係では、小売商である。この原因として、青果物・花きにおいては、取引単位及びその価格が比較的小さいために、売買参加者が卸売業者と直接取引を行うことが可能であるのに対して、水産物・食肉では、買出人が処理できる程度に取引単位及び価格を小さくすることが困難であることなどが挙げられる。

市場内業者（卸売業者・仲卸業者・関連事業者は知事の市場施設の使用許可）及び売買参加者（知事の承認）の全市場の業者総数は、表A-1-2のとおりである。

表A-1-2 全市場の卸売業者・仲卸業者・関連事業者及び売買参加者数

	卸売業者数	仲卸業者数	関連事業者数	売買参加者数
水産	10	547	299	342
青果	15	323		3,165
食肉	1	24		157
花き	7	45		3,947
合計	33	939	299	7,611

令和4年版東京都中央卸売市場事業概要

(カ) 買出人

仲卸業者から生鮮食料品等を買受け、その物品を市場外で販売する小売商、地方卸売市場業者、買受けた物品を原料として食料品その他を生産し販売する加工業者、買受けた物品を自ら消費する大口消費者（病院、学校、職場の給食等）、飲食業者等をいう。

(キ) 市場関係団体等

a 市場衛生検査所

東京都保健医療局が設置するもので、食品衛生法等に基づく監視指導や試験検査を行い、不良食品の一般流通を未然に防止することによって生鮮食料品等の安全確保に努めている。

b 関係団体

中央卸売市場には、生鮮食料品等の流通機構に関係する多くの業者が集中しているため、これらの組織する組合又は諸団体がある。

c その他

市場利用者の利便を図る目的で、郵便局や診療所などが置かれている市場もある。

(4) 中央卸売市場の沿革

ア 中央卸売市場の沿革

中央卸売市場を開設する根拠となる「中央卸売市場法」が制定・公布されたのは大正12年3月であった。東京においても魚市場（築地）、江東青果物市場（本所横網）に市設の臨時市場を建設し、在来市場の業者を収容した。

昭和2年江東分場、昭和3年神田分場、昭和8年本場が完成し、昭和6年6月本場、昭和9年神田・江東両分場の開設が認可され、昭和10年2月に築地本場青果部・鳥卵部・魚類部（淡水魚のみ）、神田分場、江東分場、同年6月に本場魚類部塩干魚、同年11月に本場魚類部鮮魚と、順次中央卸売市場としての業務を開始した。その後、荏原・豊島・淀橋・足立の4分場が、それぞれ昭和11年6月、昭和12年3月、昭和14年2月、昭和20年2月に業務を開始した。

昭和15年8月、「生鮮食料品の配給及び価格の統制に関する件」が発せられ、昭和16年中にはほとんど全ての生鮮食料品の価格が公定され、昭和16年、配給統制規則を公布し、完全な配給統制時代に入ったことによって、中央卸売市場本来の機能は事実上停止し、卸売人は配給機関となり、仲買人は全て廃止された。

戦後、生鮮食料品の統制が全面的に解除された昭和25年頃には、中央卸売市場は完全にその機能を回復し、取扱量も戦前の水準に達した。

イ 中央卸売市場の整備

中央卸売市場法は大正 12 年に制定されて以降、4 回にわたり一部改正が行われたが、中央卸売市場に関する制度の改善、中央卸売市場以外の卸売市場に関する統一的な法制の整備の要請を受けて、新たに「卸売市場法」が昭和 46 年 4 月 3 日公布され、昭和 46 年 7 月 1 日施行された。この卸売市場法の施行に伴い、都においても卸売市場法に基づく「東京都中央卸売市場条例」が昭和 46 年 12 月 1 日公布され、昭和 47 年 1 月 1 日施行された。また、「東京都地方卸売市場条例」が昭和 46 年 12 月 27 日公布、昭和 47 年 1 月 1 日施行され、都内の中央卸売市場以外の卸売市場のうち法律に定める一定規模以上の卸売市場についても、地方卸売市場として許可し、業務の指導・監督を行うこととなった。

都は、東京都卸売市場審議会の答申を受けて、昭和 47 年 11 月「東京都卸売市場整備計画（第 1 次）」を策定した。その後、東京都卸売市場整備計画は順次改定され、平成 30 年 5 月には第 10 次の改定を行った。

これらの東京都卸売市場整備計画に基づき、板橋市場（昭和 47 年 2 月）、世田谷市場（昭和 47 年 3 月）、北足立市場（昭和 54 年 9 月）、多摩ニュータウン市場（昭和 58 年 5 月）、葛西市場（昭和 59 年 5 月）、大田市場（平成元年 5 月）、豊洲市場（平成 30 年 10 月）の各市場を開場し、北足立市場（昭和 63 年 4 月）、大田市場（平成 2 年 9 月）、板橋市場（平成 5 年 2 月）、葛西市場（平成 7 年 4 月）、世田谷市場（平成 13 年 4 月）の各市場に併設して花き部を設置した。

食肉については、昭和 38 年 8 月に決定された「食肉市場設置方針」に基づき、都が半額出資（3 億円）する卸売会社の設立と仲買人制度の設置により、昭和 41 年 12 月に、従来の都立芝浦屠場から取引部門を分離し、これを食肉市場として業務開始した。

ウ 卸売市場をめぐる環境の変化と法改正

卸売市場の新たな展開と活性化を図り、卸売市場法は平成 11 年 7 月に改正され、平成 12 年 4 月 1 日に施行された。その後、卸売市場における取引規制の緩和及び適正な品質管理の推進、卸売市場の再編の円滑化等の措置を講ずるため、卸売市場法の一部が改正され、平成 16 年 6 月 9 日に施行された。

法改正の主な内容は、卸売市場における品質管理の高度化、商物一致規制の緩和、卸売業者等の事業活動に関する規制の緩和、卸売市場の再編の促進、仲卸業者に対する財務基準の明確化、取引情報公表の充実である。

都においても卸売市場法及びこれに関連する政令・省令の改正に伴い、東京都中央卸売市場条例の一部改正（平成 17 年 5 月 1 日施行）及び東京都地方卸売市場条例の一部改正（平成 17 年 4 月 1 日施行）を行った。

エ 平成 30 年卸売市場法の一部改正

食品流通の多様化が進む中、生産者の所得向上と消費者ニーズへの的確な対応を図るため、卸売市場について、その実態に応じて創意工夫を生かした取組を促進するとともに、卸売市場を含む食品流通の合理化と公正な取引環境の確保を促進する観点から、平成 30 年 6 月に卸売市場法の一部が改正され、令和 2 年 6 月に施行された。

改正卸売市場法における主な改正点は、以下のとおりである。

- ・国による様々な規制を廃止し、中央卸売市場の開設者が各市場の特性に合わせて取引規制等を定めることが可能となるため、各市場の実態に応じ、開設者が市場活性化のための創意工夫を生かした取組を実施できるようになること
- ・国が直接実施してきた指導監督権限等が開設者に付与されるため、公平な市場運営を担う公益的役割が更に高まること
- ・高い公共性等の要件を満たす場合、民間事業者による中央卸売市場の開設も可能となること

この結果、中央卸売市場に関する国の関与の度合いも大幅に縮小され、各市場の開設者が実情に合わせて取引ルールを策定することとなった（下記表 A-1-3 参照）。

表 A-1-3 改正卸売市場法の概要

		改正前	改正後
市場の開設等	開設者	国の <u>認可</u> 都道府県、人口 20 万人以上の市	国の <u>認定</u> 民間も含め制限なし
	開設区域	開設区域を国が指定	廃止
	業務許可	卸売業者： <u>国の許可</u>	
仲卸業者： <u>開設者の許可</u>			
	売買参加者： <u>開設者の承認</u>		
取引のルール	共通ルール	売買取引の原則、差別的取扱いの禁止、受託拒否の禁止	改正前どおり
		売買取引の方法：品目区分を設定	業務規程に定める方法による
		決済の確保：業務規程に定める方法による	卸売業者による事業報告書の提出を追加
		—	売買取引の <u>条件</u> の公表
		売買取引の結果等の公表	公表項目を追加

		改正前	改正後
主要な 任意ルール		第三者販売の <u>原則禁止</u>	共通ルール以外のルールを定める場合は、「共通ルールに反しないこと」、「取引参加者の意見を聴くこと」、「そのルールを定めた理由の公表」が必要
		直荷引きの <u>原則禁止</u>	
		商物一致の <u>原則</u>	
		小売行為制限	

「第1回東京都中央卸売市場条例改正準備会議【資料3】」を参考に作成

平成30年の卸売市場法改正に伴い、都においても、東京都中央卸売市場条例及び東京都地方卸売市場条例の一部を改正し、令和2年6月に施行した。

この条例改正は、法改正の趣旨を踏まえて、取引に関する規制を緩和する一方、公正な取引を確保するために必要な都の指導監督などの規定を維持するものである。

条例改正の概要は表A-1-4のとおりである。

表A-1-4 条例改正の概要

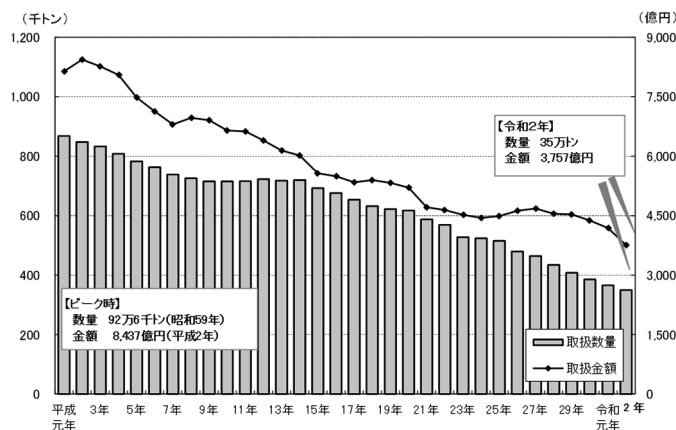
条例の構成	主な事項	改正の概要
市場関係業者	市場関係業者の責務 市場関係業者の業務の許可	業務の許可の <u>廃止</u>
売買取引及び決済の方法	取引のルール	<u>取引の活性化、公正な取引環境確保</u> 等の観点から改正

「東京都中央卸売市場条例及び規則の改正に関わる概要」

(5) 中央卸売市場の取扱数量等の推移

中央卸売市場の取扱品目別の取扱数量等の推移は、以下のとおりである。

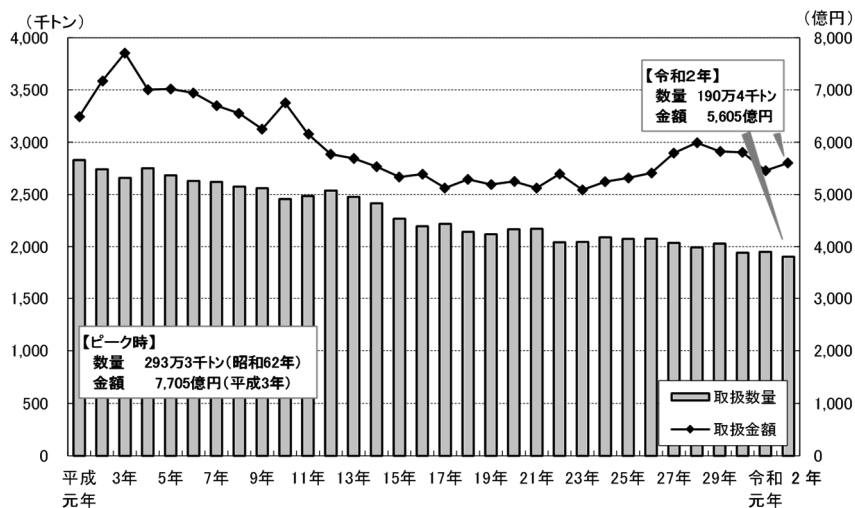
グラフA-1-2 水産物取扱数量等の推移



東京都中央卸売市場経営計画

水産物の取扱数量については、平成元年以降、減少傾向が続いている。また、取扱金額は平成2年のピーク時から大きく落ち込んでいる状況となっている。

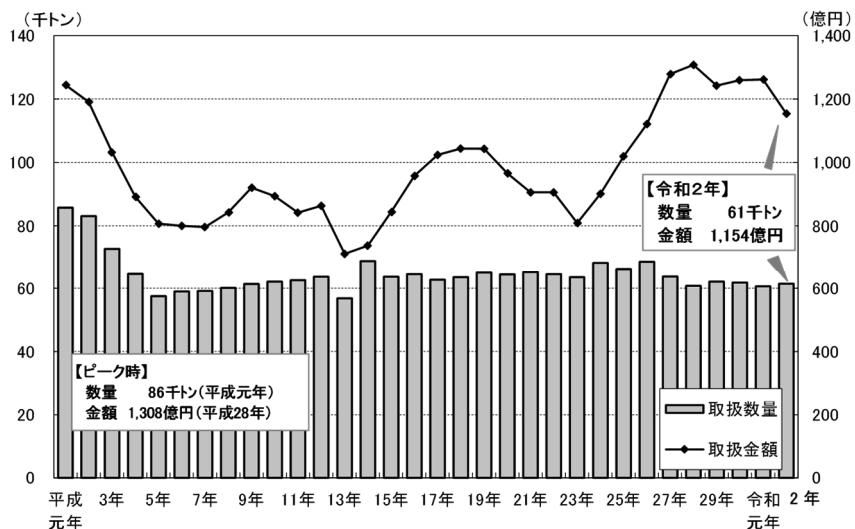
グラフA-1-3 青果物取扱数量等の推移



東京都中央卸売市場経営計画

青果物の取扱数量は緩やかな減少傾向が続いている。また、取扱金額は、平成23年以降平成28年まで微増傾向であり、その後一時減少したが、直近は増加に転じている。

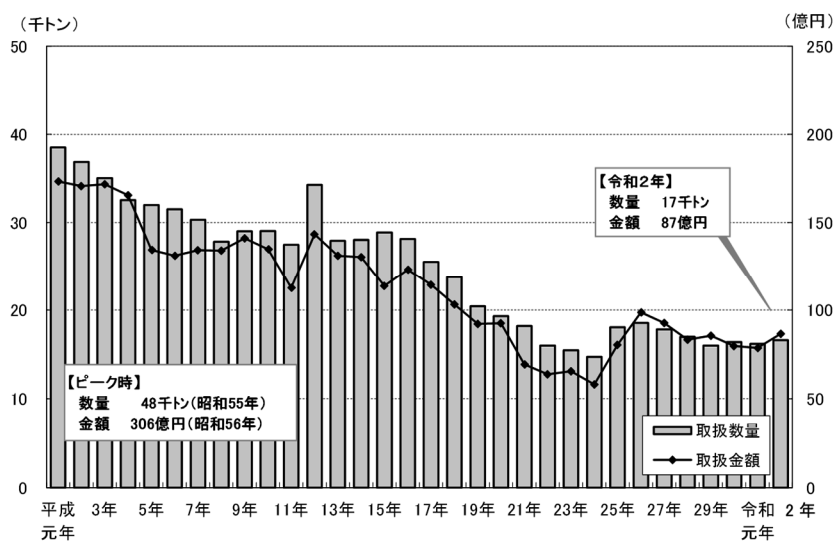
グラフA-1-4 食肉（牛肉）取扱数量等の推移



東京都中央卸売市場経営計画

食肉（牛肉）の取扱数量は横ばいであるが、取扱金額は、平成23年以降、増加傾向にある。

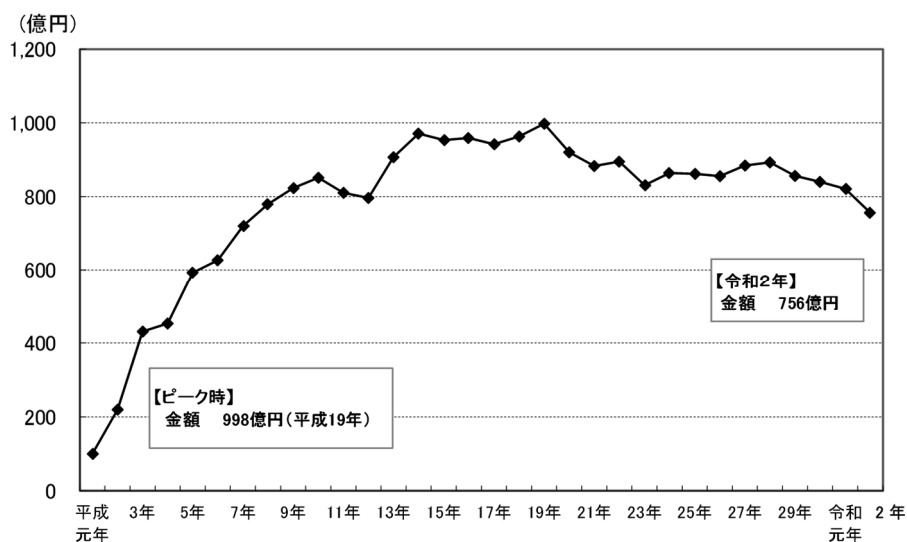
グラフA-1-5 食肉（豚）取扱数量等の推移



東京都中央卸売市場経営計画

食肉（豚）の取扱数量は減少傾向にある。取扱金額は、平成 27 年以降、緩やかな減少傾向にある。

グラフA-1-6 花き取扱金額の推移



東京都中央卸売市場経営計画

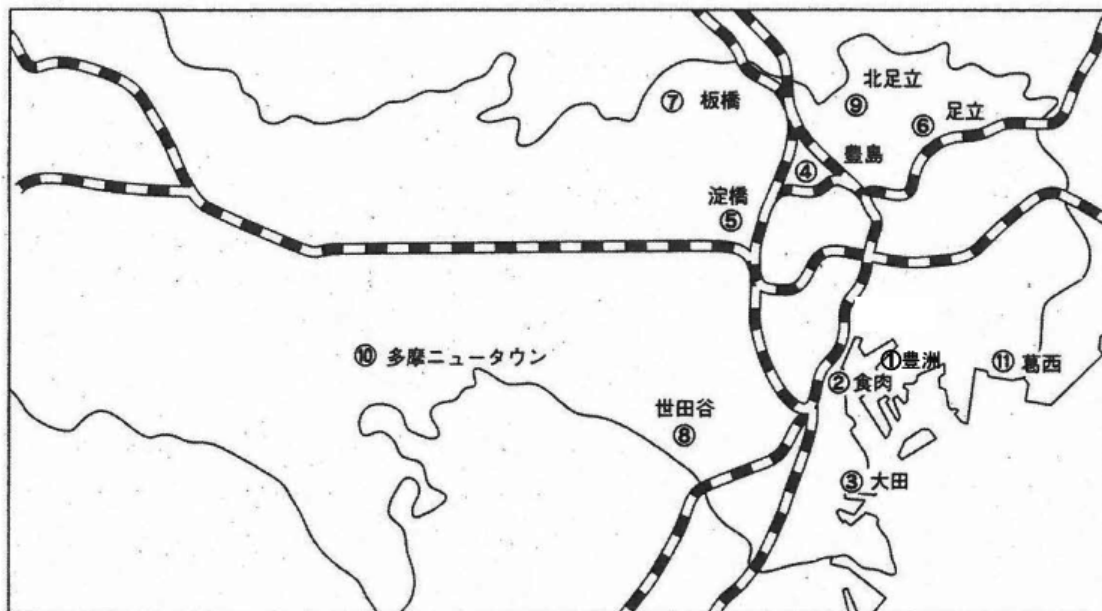
花きの取扱金額は、近年緩やかな減少傾向にある。

2 各市場の概要

(1) 市場の分布

中央卸売市場の各市場の分布は、以下のとおりである。

図A-2-1 各市場の分布図



令和5年版東京都中央卸売市場事業概要

(2) 市場別取扱品目

各市場の取扱品目は、以下のとおりである。

表A-2-1 各市場の取扱品目（令和4年4月1日現在）

市場名	水産	青果	食肉	花き	市場名	水産	青果	食肉	花き
① 豊洲市場	○	○			⑥ 足立市場	○			
② 食肉市場			○		⑦ 板橋市場		○		○
③ 大田市場	○	○		○	⑧ 世田谷市場		○		○
④ 豊島市場		○			⑨ 北足立市場		○		○
⑤ 淀橋市場		○			⑩ 多摩NT市場		○		
					⑪ 葛西市場		○		○

令和4年版東京都中央卸売市場事業概要

(3) 市場別の所在地及び規模

各市場の所在地、敷地面積、建物面積、1日当たり取扱数量、1日当たり取扱金額は以下のとおりである。

表A-2-2 市場別の所在地及び規模（令和4年4月1日現在）

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	建物面積 (㎡)	令和3年 1日当たり 取扱数量	令和3年 1日当たり 取扱金額 (百万円)
豊洲市場	江東区豊洲6-6-1	354,953	519,103	水産 1,296 t 青果 920 t	水産 1,478 青果 315
食肉市場 (と場を含む)	港区港南2-7-19	64,108	94,379 市場 72,049 と場 22,330	食肉 314 t	食肉 554 (副生物を含む)
大田市場	大田区東海3-2-1 ただし、花きは 大田区東海2-2-1	386,426	308,830	水産 15 t 青果 3,875 t 花き 254万本	水産 18 青果 1,180 花き 169
豊島市場	豊島区巣鴨5-1-5	23,334	20,190	青果 301 t	青果 68
淀橋市場	新宿区 北新宿4-2-1	23,583	39,333	青果 804 t	青果 216
足立市場	足立区 千住橋戸町50	42,675	26,544	水産 42 t	水産 44
板橋市場	板橋区高島平 6-1-5	61,232	51,440	青果 381 t 花き 46万本	青果 88 花き 26
世田谷市場	世田谷区 大蔵1-4-1	41,482	65,302	青果 154 t 花き 75万本	青果 36 花き 43
北足立市場	足立区 入谷6-3-1	61,076	77,823	青果 470 t 花き 48万本	青果 129 花き 25
多摩ニュー タウン市場	多摩市永山7-4	57,153 川崎市水道局 からの借地 323.29㎡含む	19,947	青果 89 t	青果 20
葛西市場	江戸川区 臨海町3-4-1	74,515	59,515	青果 424 t 花き 44万本	青果 108 花き 21
全市場計	11市場	1,190,537	1,282,407	水産 1,353 t 青果 7,418 t 食肉 314 t 花き 467万本	水産 1,541 青果 2,161 食肉 554 (副生物を含む) 花き 283

令和4年版東京都中央卸売市場事業概要

(注) 1 花きの取扱数量は「切花換算」である。

2 数値は単位未満を四捨五入しているため、合計数値と内訳数値の合計とは一致しない場合がある。

(4) 各市場の市場関係業者

各市場の卸売業者、仲卸業者、関連事業者、売買参加者は以下のとおりである。

表A-2-3 各市場の市場関係業者数（令和4年4月1日現在）

名 称	卸売業者		仲卸業者		関 連 事 業 者				売 買 参加者	
					流通補完 業務	物販・ 飲食業務	加工・ サービス 業務	合 計		
豊 洲 市 場	水産	7	水産	471	18	106	20	144	水産	291
	青果	3	青果	95					青果	525
食 肉 市 場 (と場を含む)	食肉	1	食肉	24	0	3	5	8	食肉	157
大 田 市 場	水産	1	水産	33	8	67	5	80	水産	14
	青果	4	青果	162					青果	1,068
	花き	2	花き	18					花き	1,402
豊 島 市 場	青果	1	青果	9	0	5	1	6	青果	181
淀 橋 市 場	青果	1	青果	15	0	4	2	6	青果	434
足 立 市 場	水産	2	水産	43	1	18	1	20	水産	37
板 橋 市 場	青果	2	青果	9	1	6	1	8	青果	212
	花き	1	花き	7					花き	515
世 田 谷 市 場	青果	1	青果	7	0	6	1	7	青果	197
	花き	2	花き	6					花き	1,003
北 足 立 市 場	青果	1	青果	14	0	8	2	10	青果	295
	花き	1	花き	8					花き	431
多 摩 ニ ュ ー タ ウ ン 市 場	青果	1	青果	3	0	0	1	1	青果	33
葛 西 市 場	青果	1	青果	9	1	7	1	9	青果	220
	花き	1	花き	6					花き	596
全 市 場 計	水産	10	水産	547	29	230	40	299	水産	342
	青果	15	青果	323					青果	3,165
	食肉	1	食肉	24					食肉	157
	花き	7	花き	45					花き	3,947

令和4年版東京都中央卸売市場事業概要

(5) 各市場の概要

各市場の概要は以下のとおりである。なお、表中の取扱数量は、令和4年における1日当たりの数量である。

ア 豊洲市場

業務開始	平成30年10月11日
取扱数量	水産物：1,210t、青果物：872t
概況	築地市場から移転した東京都中央卸売市場では最も新しい水産物・青果物を取り扱う首都圏の基幹市場で、水産物については、国内最大の取扱量である。令和3年の取扱量は年間で約33.3万トン、取扱金額は約3,800億円であり、世界二番目の取扱量であるスペインのマドリードにある魚市場「メルカマドリード」を大きく引き離している。

イ 食肉市場

業務開始	昭和41年12月19日（市場）、昭和11年12月1日（と場）
取扱数量	食肉：328t
概況	東京都中央卸売市場で唯一食肉を取り扱う市場で、と場を併設している。全国の建値市場としての機能を有している。

ウ 大田市場

業務開始	平成元年5月6日（青果）、平成元年9月18日（水産） 平成2年9月8日（花き）
取扱数量	水産物：15t、青果物：3,792t、 花き：250万本（切花換算）
概況	水産物・青果物・花きを取り扱う総合市場であり、青果物及び花きについては、施設規模及び取扱量ともに国内最大である。

エ 豊島市場

業務開始	昭和12年3月25日
取扱数量	青果物：274t
概況	豊島区、北区、板橋区、文京区等の城北地域を中心に青果物を供給している市場である。

オ 淀橋市場

業務開始	昭和 14 年 2 月 16 日
取扱数量	青果物：797 t
概況	新宿副都心に隣接し、供給圏は新宿区、中野区、杉並区が中心で、青果物では大田市場、豊洲市場に次ぐ取扱量である。

カ 足立市場

業務開始	昭和 20 年 2 月 11 日
取扱数量	水産物：41 t
概況	かつての総合市場から水産物市場に変わり、城北地域の拠点市場として需要に応えている。

キ 板橋市場

業務開始	昭和 47 年 2 月 28 日（青果）、平成 5 年 2 月 24 日（花き）
取扱数量	青果物：363 t、花き：48 万本（切花換算）
概況	豊島市場の板橋・王子の 2 分場を整理統合し、周辺区部の市場網整備の第一段階として建設された市場である。

ク 世田谷市場

業務開始	昭和 47 年 3 月 27 日（青果）、平成 13 年 4 月 14 日（花き）
取扱数量	青果物：149 t、花き：72 万本（切花換算）
概況	旧荏原市場の世田谷・調布・玉川 3 分場を整理統合し、周辺区部の市場網整備の第一段階として建設された市場である。

ケ 北足立市場

業務開始	昭和 54 年 9 月 17 日（青果）、昭和 63 年 4 月 25 日（花き）
取扱数量	青果物：429 t、花き：45 万本（切花換算）
概況	足立市場の過密を緩和し、青果物流通の円滑化を図るため、足立市場の青果部を移転し、足立区とその周辺区部を供給対象に開設した市場である。

コ 多摩ニュータウン市場

業務開始	昭和 58 年 5 月 26 日
取扱数量	青果物：82 t
概況	多摩市、町田市、稲城市、日野市及び八王子並びに府中市の一部を供給圏として、多摩地区の青果地方卸売市場と当市場を合わせて 35 万 t 弱の青果物を供給している。

サ 葛西市場

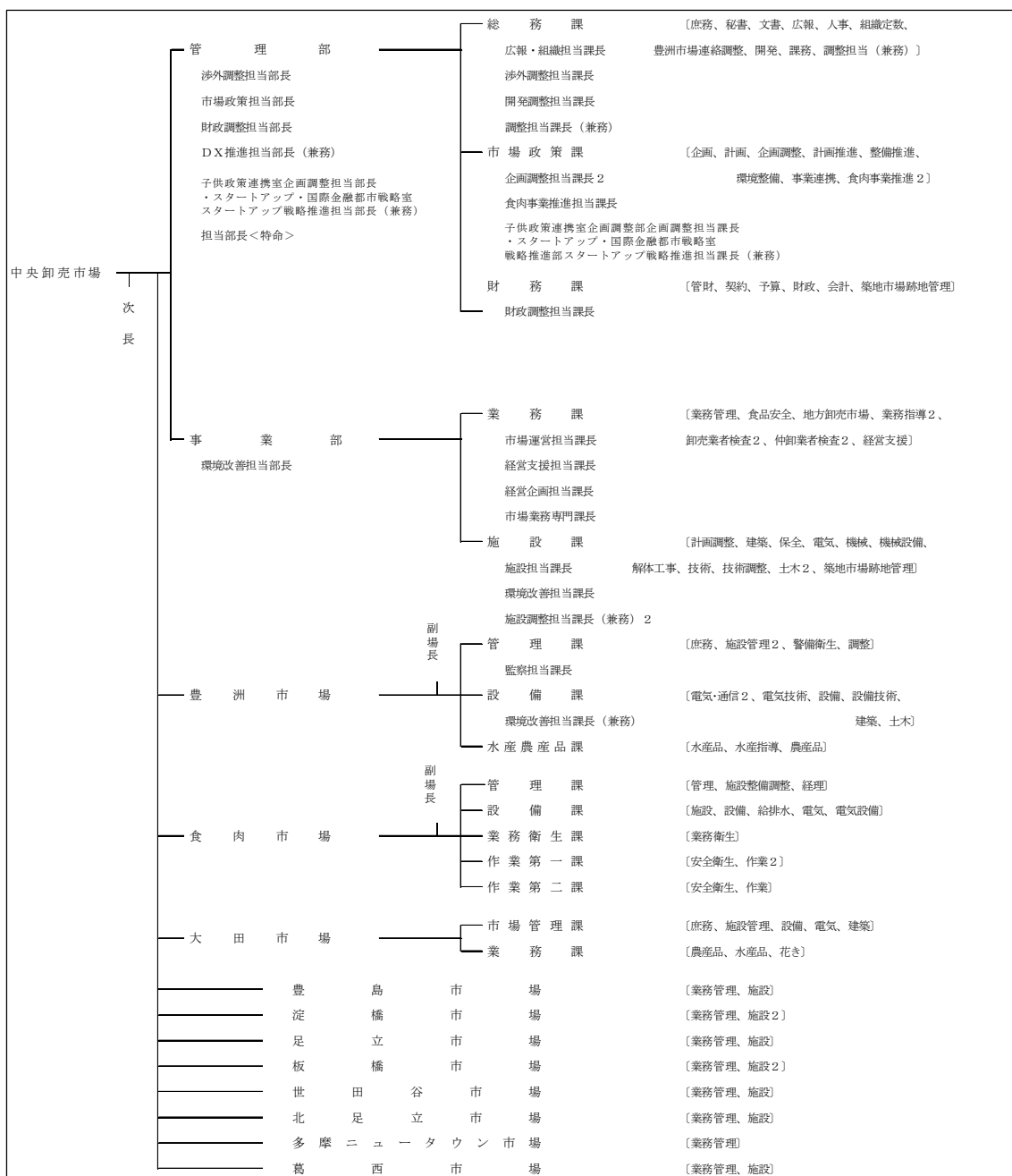
業務開始	昭和 59 年 5 月 7 日（青果）、平成 7 年 4 月 14 日（花き）
取扱数量	青果物：397 t、花き：41 万本（切花換算）
概況	江戸川区、葛飾区、江東区、墨田区等の区部東部地域を供給対象に、青果物及び花きを取り扱う市場である。当市場周辺にはトラックターミナル、倉庫団地などの流通業務施設が設けられている。都の 11 中央卸売市場の中では、豊洲市場、大田市場に次ぐ敷地面積である。

3 組織

(1) 機構

中央卸売市場の組織図は、以下のとおりである。

図A-3-1 中央卸売市場の組織 (令和5年8月1日現在)



令和5年版東京都中央卸売市場事業概要

(注) 副場長は、管理課長を兼務

(2) 分掌事務

中央卸売市場の分掌事務は、以下のとおりである。

表A-3-1 中央卸売市場の分掌事務 (令和5年8月1日現在)

部	課	分 掌 事 務
管 理 部	総務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央卸売市場の組織及び定数に関すること。 2 中央卸売市場所属職員の人事及び給与に関すること。 3 中央卸売市場所属職員の福利厚生に関すること。 4 中央卸売市場事務事業に関する法規の調査及び解釈に関すること。 5 中央卸売市場の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 6 中央卸売市場の情報公開に係る連絡調整等に関すること。 7 中央卸売市場の個人情報の保護に係る連絡調整等に関すること。 8 行政処分に係る聴聞及び審査会に関すること。 9 卸売市場関係団体との連絡調整に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 10 中央卸売市場事務事業のデジタル関連施策の企画、調整及び推進に関すること。 11 中央卸売市場事務事業の広報及び広聴に関すること。 12 生鮮食料品等流通実態普及事業の総合調整に関すること。 13 中央卸売市場内の整理及び取締りに係る連絡調整に関すること。 14 豊洲市場との連絡調整に関すること。 15 中央卸売市場内他の部及び課に属しないこと。
	市場政策課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央卸売市場事務事業の企画及び総合調整に関すること。 2 市場施策の調査研究に関すること。 3 中央卸売市場及び芝浦屠場並びに地方卸売市場の経営計画に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 4 中央卸売市場事務事業の進行管理に関すること。 5 中央卸売市場事務事業の管理改善及び行政評価の実施に関すること。 6 東京都卸売市場審議会に関すること。 7 中央卸売市場及び芝浦屠場の施設の整備に係る計画及び調整に関すること（他の部及び課に属するものを除く。）。 8 中央卸売市場内の衛生に係る連絡調整に関すること。
	財務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央卸売市場の予算に関すること。 2 中央卸売市場の財政計画及び資金計画に関すること。 3 中央卸売市場の決算及び会計に関すること。 4 使用料、手数料その他歳入の調定及び徴収並びに保証金に関すること。 5 中央卸売市場の契約に関すること。 6 中央卸売市場の土地、建物その他設備の管理及び使用許可の総合調整に関すること。 7 中央卸売市場関係従事者の福利厚生の連絡調整に関すること。 8 中央卸売市場施設の公開に関すること。 9 築地市場跡地利用に係る計画及び調整に関すること。 10 築地市場跡地管理に関すること。

部	課	分 掌 事 務
事業部	業務課	<ol style="list-style-type: none"> 1 中央卸売市場関係業務に係る計画及び総合調整に関すること。 2 中央卸売市場取引業務運営協議会に関すること。 3 中央卸売市場関係業務の調査及び指導監督に関すること。 4 中央卸売市場卸売物品の日報の発行に関すること。 5 生鮮食料品等の安全及び表示の適正化に係る連絡調整に関すること。 6 生鮮食料品等の市況に関すること。 7 各種統計資料の作成に関すること。 8 業務系システムの管理及び運営に関すること。 9 中央卸売市場取扱物品の取引の連絡調整に関すること。 10 卸売市場関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 11 地方卸売市場に関すること（他の部に属するものを除く。）。 12 中央卸売市場取引業務の巡回調査及び改善指導に関すること。 13 中央卸売市場関係業者の検査、改善指導及び経営等支援に関すること。 14 中央卸売市場関係業者の移転支援に係る調整及び支援の実施に関すること。 15 部内他の課に属しないこと。
	施設課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地、建物その他の施設及び設備の工事の設計及び施行に関すること。 2 保全計画に基づく土地、建物その他の施設及び設備の維持に関すること。 3 築地市場跡地利用に係る土地、建物その他の施設の工事の設計及び施行に関すること。
豊洲市場	管理課	<ol style="list-style-type: none"> 1 市場所属職員の人事及び給与に関すること。 2 市場の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 市場の予算、決算及び会計に関すること。 4 市場内の整理、取締り及び衛生に関すること。 5 土地、建物その他設備の管理及び使用許可に関すること。 6 岸壁さん橋設備の管理及び使用許可に関すること。 7 使用料、手数料その他歳入の調定及び徴収に関すること。 8 サービス業務の調査及び指導監督に関すること。 9 市場内他の課に属しないこと。
	設備課	<ol style="list-style-type: none"> 1 土地、建物その他の施設及び設備の工事の設計及び施行に関すること。 2 電気、電話、給水、排水等の設備の維持管理及び使用許可に関すること。
	水産農産品課	<ol style="list-style-type: none"> 1 取扱物品の取引に関すること。 2 関係業務の調査及び指導監督に関すること。 3 関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 4 公正な取引の確保に関すること。 5 関係通過物の調査確認に関すること。 6 水産物及び青果物の市況に関すること。 7 卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関すること。 8 生鮮食料品等流通実態普及事業の実施に関すること。

部	課	分 掌 事 務
食 肉 市 場	管 理 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市場所属職員の人事及び給与に関すること。 2 市場の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 市場及び屠場会計の予算、決算及び会計に関すること。 4 市場及び芝浦屠場の整理、取締り及び衛生に関すること（他の課に属するものを除く。）。 5 市場及び芝浦屠場の土地、建物その他設備の管理及び使用許可に関すること。 6 市場及び芝浦屠場の使用料、手数料その他歳入の調定並びに徴収に関すること。 7 サービス業務の調査及び指導監督に関すること。 8 市場内他の課に属しないこと。
	設 備 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 市場及び芝浦屠場の土地、建物その他設備の維持に関すること。 2 市場及び芝浦屠場の冷蔵庫、電気、電話、給水及び排水の設備の維持管理並びに使用許可に関すること。
	業 務 衛 生 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 取扱物品の取引に関すること。 2 関係業務の調査及び指導監督に関すること。 3 関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 4 公正な取引の確保に関すること。 5 関係通過物の調査確認に関すること。 6 畜産物の市況に関すること。 7 卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関すること。 8 市場所属職員への衛生知識の普及啓発に関すること。 9 市場及び芝浦屠場に係る衛生対策の企画、調整及び推進に関すること。 10 市場及び芝浦屠場における畜産物の食品衛生上の危害の発生を防止するために特に重要な工程を管理するための取組に関すること。 11 大動物及び小動物の伝染病予防対策の調整に関すること。
	作 業 第 一 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 大動物のと畜解体業務に関すること。 2 大動物の伝染病予防及び治療に関すること。 3 と畜の衛生保持に関すること。
	作 業 第 二 課	<ul style="list-style-type: none"> 1 小動物のと畜解体業務に関すること。 2 小動物の伝染病予防及び治療に関すること。

部	課	分 掌 事 務
大 田 市 場	市 場 管 理 課	1 市場所属職員の人事及び給与に関すること。 2 市場の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 市場の予算、決算及び会計に関すること。 4 市場内の整理、取締り及び衛生に関すること。 5 土地、建物その他の設備の維持、管理及び使用許可に関すること。 6 使用料、手数料その他の歳入の調定及び徴収に関すること。 7 サービス業務の調査及び指導監督に関すること。 8 市場内他の課に属しないこと。
	業 務 課	1 取扱物品の取引に関すること。 2 関係業務の調査及び指導監督に関すること。 3 関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 4 公正な取引の確保に関すること。 5 関係通過物の調査確認に関すること。 6 水産物、青果物及び花きの市況に関すること。 7 卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関すること。 8 生鮮食料品等流通実態普及事業の実施に関すること。
豊 島 市 場 淀 橋 市 場 足 立 市 場 板 橋 市 場 世 田 谷 市 場 北 足 立 市 場 多摩ニュータウン市場 葛 西 市 場		1 市場所属職員の人事及び給与に関すること。 2 市場の公文書類の收受、配布、発送、編集及び保存に関すること。 3 市場の予算、決算及び会計に関すること。 4 市場内の整理、取締り及び衛生に関すること。 5 土地、建物その他の設備の維持、管理及び使用許可に関すること。 6 使用料、手数料その他の歳入の調定及び徴収に関すること。 7 サービス業務の調査及び指導監督に関すること。 8 取扱物品の取引に関すること。 9 関係業務の調査及び指導監督に関すること。 10 関係業者及び団体との連絡調整に関すること。 11 公正な取引の確保に関すること。 12 関係通過物の調査確認に関すること。 13 生鮮食料品等の市況に関すること。 14 卸売業者及び仲卸業者の売上高調査に関すること。 15 生鮮食料品等流通実態普及事業の実施に関すること。

令和5年版東京都中央卸売市場事業概要

(3) 職員定数

中央卸売市場の職員定数は、以下のとおりである。

表A-3-2 中央卸売市場の職員定数 (令和5年8月1日現在)

所 属	職 種	管 理 職			一 般 職 員				合 計
		事 務	技 術	計	事 務	技 術	技 能 労 務	計	
管 理 部		8		8	54			54	62
	総 務 課	5		5	21			21	26
	市 場 政 策 課	2		2	15			15	17
	財 務 課	1		1	18			18	19
事 業 部		4	1	5	25	23		48	53
	業 務 課	4		4	23	1		24	28
	施 設 課		1	1	2	22		24	25
豊 洲 市 場		3	1	4	28	26		54	58
	管 理 課	2		2	15			15	17
	設 備 課		1	1		23		23	24
	水 産 農 産 品 課	1		1	13	3		16	17
食 肉 市 場		2	4	6	21	22	245	288	294
	管 理 課	2		2	11			11	13
	設 備 課		1	1		17	2	19	20
	業 務 衛 生 課		1	1	4	2		6	7
	作 業 第 一 課		1	1	2	2	155	159	160
	作 業 第 二 課		1	1	4	1	88	93	94
大 田 市 場		3		3	19	8		27	30
	市 場 管 理 課	2		2	8	8		16	18
	業 務 課	1		1	11			11	12
豊 島 市 場		1		1	5	1		6	7
淀 橋 市 場		1		1	6	1	6	13	14
足 立 市 場		1		1	4	2		6	7
板 橋 市 場		1		1	6	1		7	8
世 田 谷 市 場		1		1	6	1		7	8
北 足 立 市 場		1		1	6	1		7	8
多摩ニュータウン市場		1		1	4			4	5
葛 西 市 場		1		1	6	1		7	8
合 計		28	6	34	190	87	251	528	562
職 層 別		理 事 2 参 事 12 副 参 事 35			課長代理 100				

令和5年版東京都中央卸売市場事業概要

※職層別欄の数は現員数である。

4 財政状況

(1) 中央卸売市場会計

ア 概況

中央卸売市場会計は、昭和47年度から平成元年度まで経常損益での赤字が続き、昭和63年度の旧神田市場等の跡地売却に伴う受取利息の増加により、平成2年度から平成6年度まで黒字となったが、営業費用の増加と受取利息の低下などにより、平成7年度に再び赤字となり、それ以後、赤字幅が拡大していた。

このため、経費節減等、事業の効率的運営を徹底するとともに、平成12年4月に16%（12年度8%、13年度14%、14年度16%の段階的实施）の使用料改定を行い、平成19年度に企業債繰上償還による支払利息の圧縮を行った。

その結果、平成12年度から平成27年度にかけて黒字で推移してきたが、平成28年度以降は、豊洲市場への移転準備経費の増加や豊洲市場の減価償却費等の影響などにより、赤字となっている。

イ 予算の状況

令和3年度及び令和4年度の予算の状況は以下のとおりである。

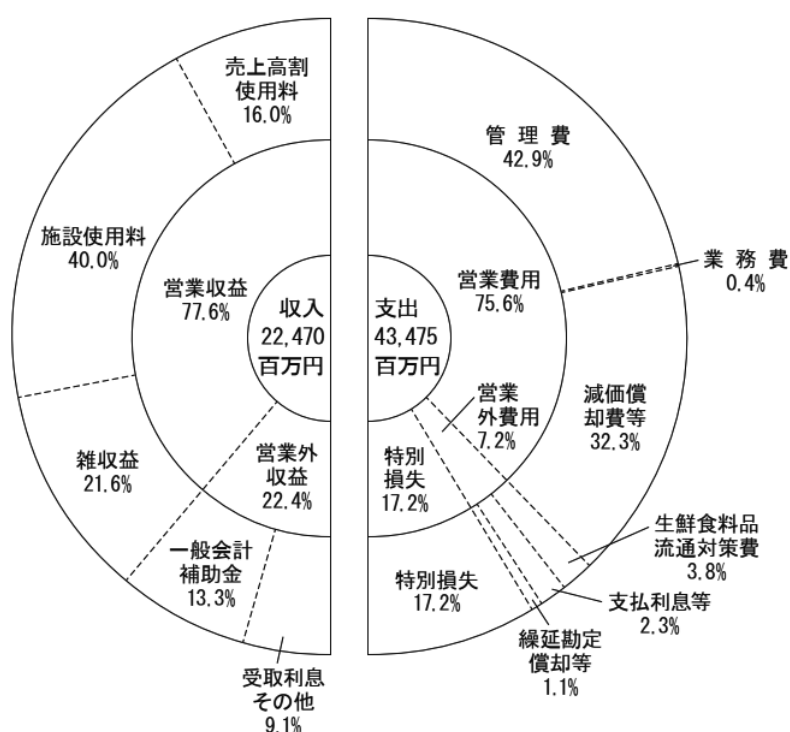
表A-4-1 令和3年度及び令和4年度の当初予算額（収益的収支）（単位：千円）

科目	令和3年度	令和4年度	増△減
売上高割使用料	3,650,870	3,589,937	△60,933
施設使用料	8,968,130	8,988,063	19,933
雑収益	5,142,040	4,862,548	△279,492
営業収益計	17,761,040	17,440,548	△320,492
一般会計補助金	3,142,000	2,996,000	△146,000
受取利息その他	1,934,960	2,033,452	98,492
営業外収益計	5,076,960	5,029,452	△47,508
収入合計	22,838,000	22,470,000	△368,000
管理費	19,117,465	18,651,544	△465,921
業務費	181,108	170,086	△11,022
減価償却費等	14,113,360	14,061,882	△51,478
営業費用計	33,411,933	32,883,512	△528,421
生鮮食料品流通対策費	1,768,733	1,643,292	△125,441
支払利息及び企業債取扱諸費	1,000,096	995,906	△4,190
繰延勘定償却等	279,738	495,607	215,869
営業外費用計	3,048,567	3,134,805	86,238
予備費	1,000	1,000	-
特別損失	449,500	7,455,683	7,006,183
支出合計	36,911,000	43,475,000	6,564,000
収支差引額	△14,073,000	△21,005,000	△6,932,000

令和4年度の収益的収支は、営業収益は174億4,054万円（前年度比3億2,049万円の減少）に対し、営業費用は328億8,351万円（前年度比5億2,842万円の減少）であり、営業利益は△154億4,296万円（前年度比2億792万円の赤字の減少）の予算としている。経常利益は△135億4,931万円（前年度比7,418万円の赤字の減少）を予算としている。また、固定資産除却費を中心とする特別損失74億5,568万円を計画していることにより、当年度純利益は△210億500万円（前年度比69億3,200万円の赤字増加）の予算となっている。

令和4年度の収益的収支予算の構成割合は以下のとおりである。

グラフA-4-1 収益的収支予算の構成割合



令和4年版東京都中央卸売市場事業概要

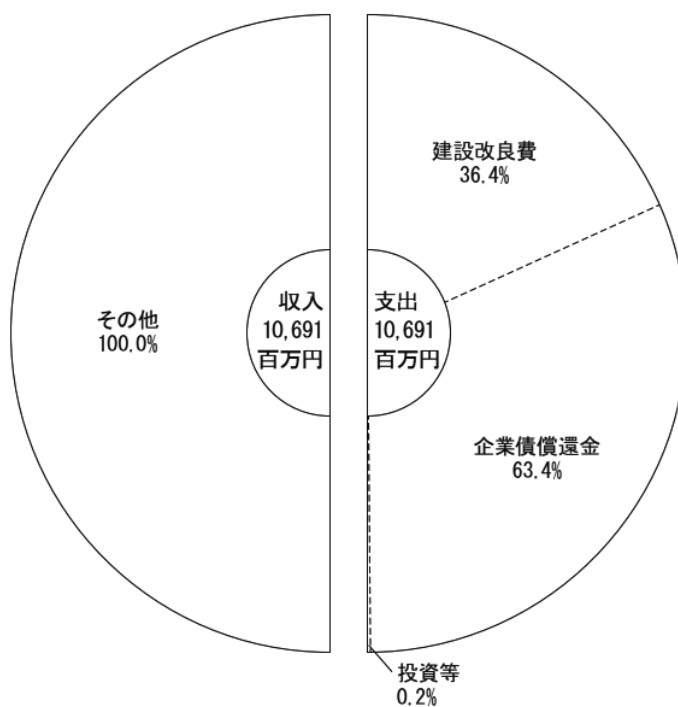
表A-4-2 令和3年度及び令和4年度の当初予算額（資本的収支）（単位：千円）

科目	令和3年度	令和4年度	増△減
収入計	-	-	-
建設改良費	4,825,457	3,888,457	△937,000
企業債償還金	-	6,784,000	6,784,000
投資	171,000	9,000	△162,000
国庫補助金返納金等	9,543	9,543	-
支出計	5,006,000	10,691,000	5,685,000
収支差引額	△5,006,000	△10,691,000	△5,685,000

資本的収支は、収入金額はゼロで、資本的支出の財源の全てを補填財源から賅う予算となっている。また、支出については、建設改良費 38 億 8,845 万円（前年度比 9 億 3,700 万円の減少）、企業債償還金 67 億 8,400 万円、投資 900 万円、国庫補助金返納金等 954 万円の予算となっている。

令和 4 年度の資本的収支予算の構成割合は以下のとおりである。

グラフ A-4-2 資本的収支予算の構成割合



令和 4 年版東京都中央卸売市場事業概要

ウ 決算の状況

令和3年度及び令和4年度の決算の状況は以下のとおりである。

表A-4-3 令和3年度及び令和4年度の決算額（単位：千円）

科目	令和3年度	令和4年度	増△減
売上高割使用料	2,925,332	3,117,378	192,046
施設使用料	8,153,212	8,150,949	△2,263
雑収益	3,609,214	3,951,159	341,945
営業収益計	14,687,759	15,219,487	531,728
管理費	14,518,693	16,089,925	1,571,232
業務費	104,887	81,496	△23,391
減価償却費等	12,794,623	12,652,406	△142,217
資産減耗費	773,590	814,740	41,150
営業費用計	28,191,795	29,638,569	1,446,774
営業利益	△13,504,036	△14,419,081	△915,045
受取利息及び配当金	96,333	92,892	△3,441
一般会計補助金	2,494,940	2,303,458	△191,482
長期前受金戻入	1,235,273	1,186,956	△48,317
雑収益	668,009	643,499	△24,510
営業外収益計	4,494,557	4,226,807	△267,750
生鮮食料品流通対策費	1,306,226	1,025,975	△280,251
支払利息及び企業債取扱諸費	997,621	995,440	△2,181
繰延勘定償却等	1,901	1,901	—
雑支出	70,573	87,760	17,187
営業外費用計	2,376,323	2,111,077	△265,246
経常利益	△11,385,803	△12,303,351	△917,548
特別損失	255,840	6,722,586	6,466,746
当年度純利益	△11,641,643	△19,025,938	△7,384,295

令和4年度の営業収益は152億1,948万円（前年度比5億3,172万円の増加）となったが、営業費用は296億3,856万円（前年度比14億4,677万円の増加）となり、営業利益は△144億1,908万円（前年度比9億1,504万円の減少）、経常利益は△123億335万円（前年度比9億1,754万円の減少）となった。また、固定資産除却費61億7,052万円等を含む特別損失67億2,258万円を計上したことにより、当年度純利益は△190億2,593万円（前年度比73億8,429万円の減少）となった。

令和4年度は、営業収益の増加以上に営業費用が増加したことにより営業赤字の幅が増加したことに加え、多額の特別損失の計上により、前年度より当年度純損失の額が増加した結果となった。

5 東京都中央卸売市場経営指針及び経営計画の概要について

(1) 東京都中央卸売市場経営指針の概要

ア 東京都中央卸売市場経営指針の位置付け

都は、令和元年7月に、「市場の活性化を考える会」を設置し、令和2年12月には、「市場の活性化を考える会議論のまとめ～市場の未来をつなぐ～」として、市場の活性化のための新たな知見の提起を受けた。東京都中央卸売市場経営指針は、「市場の活性化を考える会」からの提起を踏まえ、卸売市場の未来を切り拓き、持続的な市場経営を戦略的に推進していくための今後のビジョンを示すものとして策定された。

イ 経営指針のポイント

当該経営指針のポイントは、以下のとおりである。

- ・都の中央卸売市場が果たすべき使命を改めて振り返り、「中央卸売市場が、その使命を踏まえ、持てる機能を十全に発揮することで、都民生活の幸せを実現する」ことを終局的に目指すべきゴールとして再定義した
- ・目指すべきゴールに照らし、都の中央卸売市場の機能の本質である「結び」と「信頼」という2つの概念を、全体を貫く基軸として位置付け、この基本的考え方の下で、全体を体系化した
- ・都の中央卸売市場の将来像として、「2040年代の中央卸売市場の姿」を具体的に明示するとともに、これを支える礎となる持続可能な市場経営の実現も目指していく
- ・今後の市場経営における取組の方向性として、7つの方向性を提示した

東京都中央卸売市場経営計画は、経営指針における「2040年代の中央卸売市場の姿」及び「持続可能な市場経営」を実現するために策定されている。

ウ 2040年代の中央卸売市場の姿と7つの方向性

都の中央卸売市場の将来像として、「2040年代の中央卸売市場の姿」は、以下のとおりである。

- ・中核機能の強化による市場の強靱化
様々な社会変容がもたらす取引環境の変化に柔軟に適応し、自然災害などの事態においても、基幹的なインフラとしての機能を十分に発揮する、強靱な中央卸売市場
- ・最先端技術等による高付加価値なサービスの提供
最先端の技術の活用や加工需要への対応の充実等により、物流、商流に関する付加価値の高いサービスを提供する中央卸売市場

- ・多様な社会的役割の発揮

多様な社会的要請に応じて、多面的な役割を果たす中央卸売市場

都は、将来の中央卸売市場の姿と持続可能な市場経営の双方を実現していくという観点に立って、今後の市場経営が目指す取組について、以下の7つの方向性として整理した。

- ・生鮮品等流通の基幹的なインフラとしての機能の強靱化

生鮮品等の円滑で安定的な供給を確保するため、集分荷機能・価格形成機能・代金決済機能・情報受発信機能、さらには、品質衛生管理機能など、サプライチェーンにおける基幹的なインフラとして、中核となる流通機能を強化していく。

将来的な人口減少等に伴う生産や消費における環境変化、首都直下型地震や気候変動の影響に伴う異常気象といった災害や、新型コロナウイルス等の新興感染症など、様々なリスクに直面する中であっても、中核となる機能の継続性を確保するため、頑健性としなやかさ（レジリエンス）を備えた中央卸売市場を実現していく。

- ・市場取引の活性化に向けた取組の強化

商流と物流の基盤強化を通じて、高度化・効率化を図ることにより、市場取引の活性化を促していく。

「中央卸売市場としてのブランド」を確立し、その認知度を高めることにより、産地や実需者の市場に対する信頼や、消費者の評価の向上につなげ、市場経営における好循環を生み出していくとともに、市場業者と開設者である都との共通目標として、活性化に向けた機運を高めていく。

- ・中央卸売市場におけるネットワークの形成

東京の中央卸売市場全体に求められる機能を全体最適の視点から再定義するとともに、各市場の役割を明確化し、市場間で役割分担をしながら、互いに連携、補完するネットワークを形成していく。

- ・市場施設の計画的な維持更新

市場施設の多くは、高度成長期に集中的に整備されているため、建設から30年以上経過し、施設や設備の老朽化が進んでいる。

今後も生鮮品等の流通拠点としての役割を果たしていくためには、限られた予算の制約の中においても施設や設備の維持更新を適時適切に行うとともに、将来の変化にも柔軟に対応できるよう配慮していくことが必要である。

これまで、施設の維持更新を計画的に実施してライフサイクルコストの低減と更新時期の平準化を図る、市場全体のアセットマネジメントの取組は、必ずしも十分でなく、そのため、更新時期や財政負担が一時的に集中することが

懸念される。

複数の市場を運営する都は、市場施設の特性を踏まえた予防保全手法の活用などを含め、長期的視点から計画的に維持更新を進めていく。

- ・ **サステナブル経営の推進**

市場の事業運営そのものが、持続可能な社会の実現に寄与する形となるよう、取組を進めていく。

中央卸売市場が、地域社会の一員として社会的責任を果たしながら持続的に発展していくサステナブル経営を推進する。

- ・ **市場運営における民間経営手法の効果的な活用**

都の中央卸売市場が、卸売市場を取り巻く環境変化に的確に対応し、基幹的なインフラとしての中核機能をはじめ、求められる役割を果たすとともに、その土台となる強固で弾力的な財務基盤の構築を図ることが重要である。

その実現に向けては、民間の創意工夫や、多様なノウハウ・技術を活用していくことが有用であると考えられる。民間経営手法を効果的に活用し、サービスの質の向上や、資金の効率的な使用、業務の効率化を図ることを検討していく。

- ・ **強固で弾力的な財務基盤の確保**

中央卸売市場は、平常時においては基幹的なインフラとしての中核となる機能や、生鮮品等の流通において、その付加価値を高める機能など3つの市場機能を、非常時においては基幹的なインフラとしての中核となる機能を持続的に遂行できるよう、「強固で弾力的な財務基盤」を確保する。

そのため、収支と資金の両面から検討を行い、経常収支のあるべき水準と備えるべき資金を明確化するとともに、財務体質の改善を通じた経常収支の黒字化に向けて着実に取り組んでいく。

今後、この方向性に基づく具体的な取組について、経営計画として取りまとめた上で、計画的に推進していくこととしている。

(2) 東京都中央卸売市場経営計画の概要

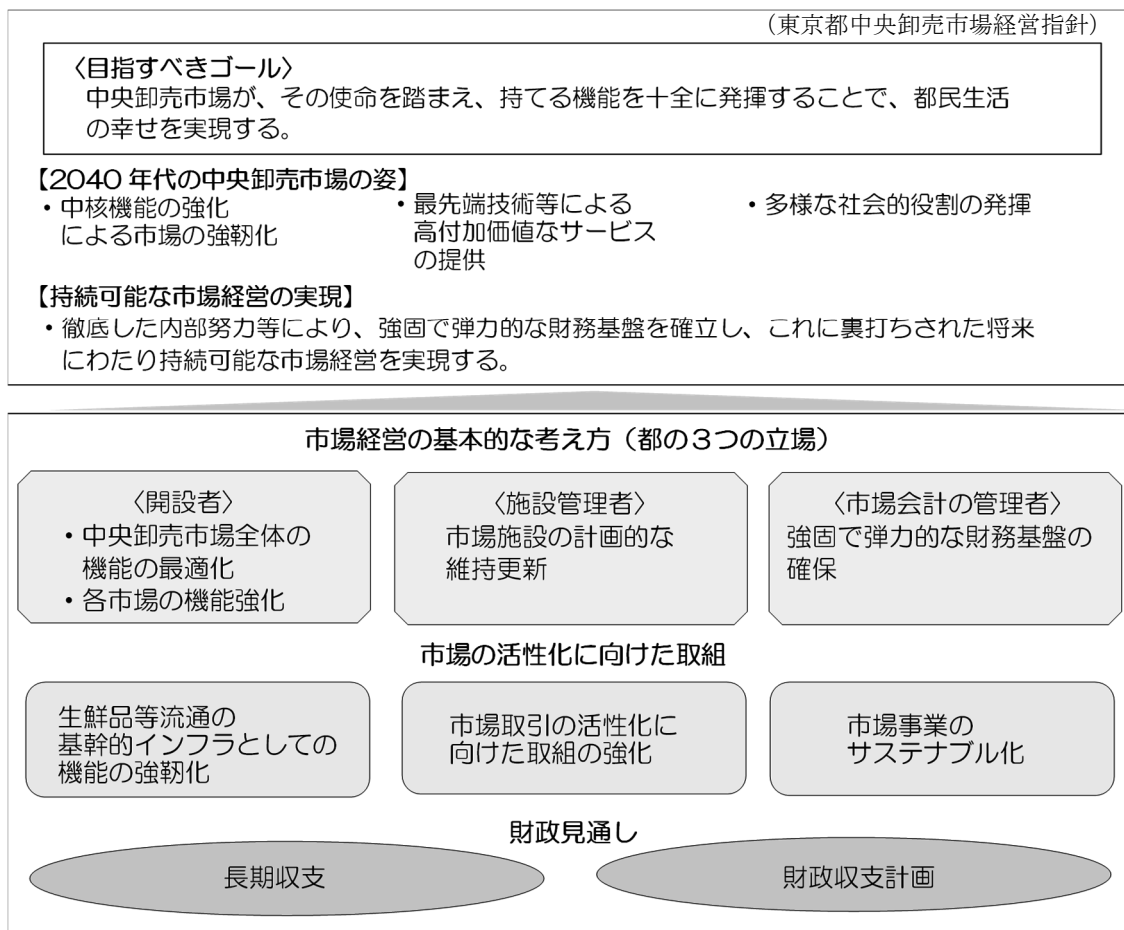
ア 東京都中央卸売市場経営計画の位置付け

「東京都中央卸売市場経営指針」で掲げた「2040年代の中央卸売市場の姿」及び「持続可能な市場経営」の実現に向けて、令和4（2022）年度から令和8（2026）年度までの5年間を計画期間とし、都が取り組む施策と財政計画を示す中期経営計画を策定した。

イ 計画期間

5年間（令和4（2022）年度～令和8（2026）年度）

ウ 東京都中央卸売市場経営計画の体系



エ 市場経営の基本的な考え方

（ア）中央卸売市場全体の機能の最適化と各市場の機能強化

都の中央卸売市場は、各市場がそれぞれ市場機能を発揮して生鮮品等流通を支えている。そして、それぞれの市場が相互に補完しながらネットワークを形成し、一体として機能を発揮している。

このため、都の中央卸売市場が生鮮品等流通の基幹的なインフラとして、将来にわたって都民の消費生活を支えていくためには、開設者の立場として、個々の市場の機能強化を図るとともに、各市場が形成しているネットワークを強化して、市場全体として最適な機能を発揮することが重要としている。

(イ) 市場施設の計画的な維持更新

都の中央卸売市場は、都民の消費生活を支えるため、11 か所にわたって整備されている。

経営計画では、施設管理者の立場から、中央卸売市場の市場施設の維持更新に係る現状と課題について整理している。その上で、メリハリある計画的な維持更新を進めていくに当たっての市場施設のアセットマネジメント手法の展開について示している。

まず、①各市場における市場施設の類型を示し、次に、②各市場内の個々の建物の改修や改築など、更新手法の考え方を示し、最後に、③各建物を構成する重要な部位や設備など、パーツ単位での予防保全の考え方等を示している。

(ウ) 強固で弾力的な財務基盤の確保

市場会計の管理者の立場から、東京都中央卸売市場会計の現状と課題を整理した上で、目指すべき財務基盤の水準を示し、今後の取組の方向性を示している。

オ 市場の活性化に向けた取組

市場の活性化に向けた取組は、以下のとおりである。

(ア) 生鮮品等流通の基幹的なインフラとしての機能の強靱化

- ・市場流通に対する信頼性の更なる向上
公平・公正な取引環境の確保、品質・衛生管理の強化、事業継続体制の確保、DXの推進等による市場業務の効率化 等
- ・サプライチェーンにおける結びつきの強化
産地や実需者との結びつきを強化する取組を支援、情報発信を強化 等
- ・市場業者の経営基盤の強化
経営改善等に取り組む市場業者をサポート、輸出拡大に向けた活動等の支援 等

(イ) 市場取引の活性化に向けた取組の強化

- ・物流の高度化・効率化
自動搬送など、先端技術を活用した物流の省力化、パレットの標準化の検討 等
- ・商流の高度化・効率化
DXの推進等による商取引のデジタル化に係る意識啓発、先端技術や取引情報の活用に係る事例調査、導入に向けた試行 等
- ・多様な消費者ニーズへの対応
エンカル消費や地産地消の取組など、消費者のニーズを捉えた好事例を共有 等

(ウ) 市場事業のサステナブル化

・環境問題への取組

市場のゼロエミッション化、持続可能な調達等の取組への支援・啓発 等

・地域社会との共生

地域住民等との交流促進、食や食材に係る体験の提供、情報発信 等

・働き方改革・ダイバーシティの推進

物流の効率化による荷役作業等の負担軽減、施設のユニバーサルデザイン化 等

第3 監査の結果

I 経営計画について

1 中央卸売市場におけるネットワークの形成

(1) 中央卸売市場全体の機能の最適化と各市場の機能強化

ア 概要

経営計画では、都の中央卸売市場が生鮮品等流通の基幹的なインフラとして、将来にわたり都民の消費生活を支えていくため、中央卸売市場におけるネットワークを通じ、市場同士の水平的なつながりを形成する必要がある点を示している。また、中央卸売市場におけるネットワークは、各市場、かつ、取扱品目ごとに供給網機能、物流最適化機能、代替補完機能が発揮できるよう、各市場を相互に対等でフラットな関係で結び付け、各市場が取扱数量を伸ばし、その相乗効果を得ていくことが重要である点を示している。

ネットワークにおいては、供給網機能、物流最適化機能、代替補完機能の発揮が重要であり、都として、取扱品目ごとに形成されているネットワークの機能を最適化させるため、取扱品目ごとのネットワークの特徴を示した上で、各市場に期待する役割と機能強化の方向性を示している。

取扱品目ごとの機能強化の方向性は以下のとおりである。

表B-1-1 各市場の機能強化の方向性

<青果物>

市場	機能強化の方向性
豊洲市場	基幹市場として、商流、物流、加工など市場機能を維持強化
大田市場	基幹市場として、商流、物流、加工など市場機能を維持強化
豊島市場	周辺市場との機能集約を視野に入れつつ、実需者ニーズに対応する機能を維持
淀橋市場	拡張整備事業の機会を捉え、搬送手法の高度化を図るなど物流機能を強化するとともに、実需者ニーズに対応する機能を維持強化
板橋市場	施設の再整備を視野に入れ、集荷・分荷機能や転配送機能、加工機能など物流拠点としての機能を維持強化
世田谷市場	実需者ニーズに対応する機能を維持強化
北足立市場	集荷・分荷機能や転配送機能、加工機能など物流拠点としての機能を維持強化
多摩ニュータウン市場	実需者ニーズに対応する機能を維持強化
葛西市場	集荷・分荷機能や転配送機能、加工機能など物流拠点としての機能を維持強化

<水産物>

市場	機能強化の方向性
豊洲市場	基幹市場として、商流、物流、加工など市場機能を維持強化
大田市場	実需者ニーズに対応する機能を維持強化
足立市場	改築等を視野に入れ、実需者ニーズに対応する機能を維持強化

<花き>

市場	機能強化の方向性
大田市場	基幹市場として、商流、物流、加工など市場機能を維持強化
板橋市場	実需者ニーズに対応する機能を維持強化
世田谷市場	実需者ニーズに対応する機能を維持強化
北足立市場	実需者ニーズに対応する機能を維持強化
葛西市場	実需者ニーズに対応する機能を維持強化

<食肉>

市場	機能強化の方向性
食肉市場	基幹市場として、商流、物流、加工など市場機能を維持強化

経営計画より監査人作成

中央卸売市場における部類ごとの品目別の特色は、青果では、大田市場は全国拠点市場として、全国各地から商品が集積する市場である一方、豊洲市場は高級料飲店が顧客として多く、つま物等、単価が高い商品を多く扱っている等の特徴がある。また、地域に密着した市場である淀橋・葛西・多摩ニュータウン市場などにおいては、地域の小売店の仕入先として活用され、江戸東京野菜等、地元の商品等を扱う特徴がある。

水産は、豊洲市場は全国拠点市場として、全国各地から商品が集積する市場であり、大田市場は活魚水槽や加工による差別化を図っている特徴がある。足立市場は、地域の料飲店需要を満たすとともに、定期的に「あだち市場の日」を開催するなど、地域に密着した市場としての特徴を有している。

花きは、大田市場では菊や百合といった冠婚葬祭用のものについて、平均的な品質のものを大量に取り扱う一方、世田谷市場では、バラや胡蝶蘭といった贈答用のものについて、品質の高いものを取り扱っている特徴がある。

11の中央卸売市場は、規模や特色が様々であるが、それぞれの卸売市場が日本特有の豊かで多様な食文化等を下支えしており、こうした役割を果たしていくため、特に小規模な卸売市場は、必要に応じ、当該市場では調達しきれない品物を他の大規模市場から調達するなどしているとの説明を受けた。

イ 監査の結果

経営計画においては、ネットワークを「市場を利用する産地・実需者に対し、各市場のいずれかが、それぞれ出荷の場、仕入れの場として、非常時においても対応することができ、その結果、都民に円滑かつ安定的に生鮮品等を供給することができる仕組み」として位置付け、各中央卸売市場に期待する役割と機能強化の方向性を示している。

一方、地方卸売市場は、中央卸売市場とともに都内の生鮮食料品等流通を支える役割を担っており、知事から地方卸売市場として認定を受けている市場は、9市場あり、特に多摩地域では、地方卸売市場は8市場となっている。

卸売市場のネットワーク強化のためには、地方卸売市場との連携も重要であるが、経営計画においては、各市場に期待する役割と機能強化の方向性の部分で、多摩ニュータウン市場（中央卸売市場）と国立市場（地方卸売市場）との連携・補完機能の発揮に触れているにとどまる。また、ヒアリングにおいても、地方卸売市場との関係においては、十分な連携が図れているとは言えない状況であった。

（意見1-1）地方卸売市場との連携の強化について

卸売市場のネットワーク強化のためには、地方卸売市場との連携も重要であるが、経営計画では、多摩ニュータウン市場（中央卸売市場）において、国立市場（地方卸売市場）との連携・補完機能の発揮に触れているにとどまっており、ヒアリングにおいても、地方卸売市場との関係においては、十分な連携が図れているとは言えない状況であった。

9市場の地方卸売市場のうち8市場は多摩地域にあることを踏まえ、特に、多摩地域内や、多摩地域と区部との関係においてネットワーク機能の強化を図るためには、地方卸売市場と連携しつつ施策を展開することが求められる。

都民に円滑かつ安定的に生鮮食料品等を供給するという目的をより達成するために、地方卸売市場とともに実施可能なことを検討し、必要な連携の在り方を検討されたい。

2 市場施設の計画的な維持更新

(1) 市場施設の計画的な維持更新

ア 概要

(ア) 市場施設の維持更新の現状と課題について

市場施設の多くは、高度経済成長期に集中的に整備されており、建設から40年以上が経過するなど、施設や設備の老朽化が進んでいる。これまでは、財政上の制約や、市場特有の事情として、営業を続ける中で工事を行うため工事場所や工事時間に制約があり、施設や設備の老朽化の状況や更新時期に応じて計画的に維持更新を実施することが難しく、結果として、市場業者との合意形成が整った箇所から順次着手する傾向にあり、施設の計画的な維持更新によるライフサイクルコストの低減と更新時期の平準化を図る取組が、必ずしも十分とは言えない状況にあった。

(イ) アセットマネジメント手法について

経営計画では、施設管理者の立場から、中央卸売市場の市場施設の維持更新に係る現状と課題について整理した上で、市場施設の計画的な維持更新を進めていくに当たってのアセットマネジメント手法の展開について示している。

市場施設は、一つの広い敷地の中において、事務所や卸売場、仲卸売場、冷蔵庫棟など、複数の建物から構成されている。また、個々の建物も、柱や壁などの空間を形作る構造体と、受変電設備や空調設備、給排水設備等のパーツから構成され、それぞれ耐用年数が異なっている。

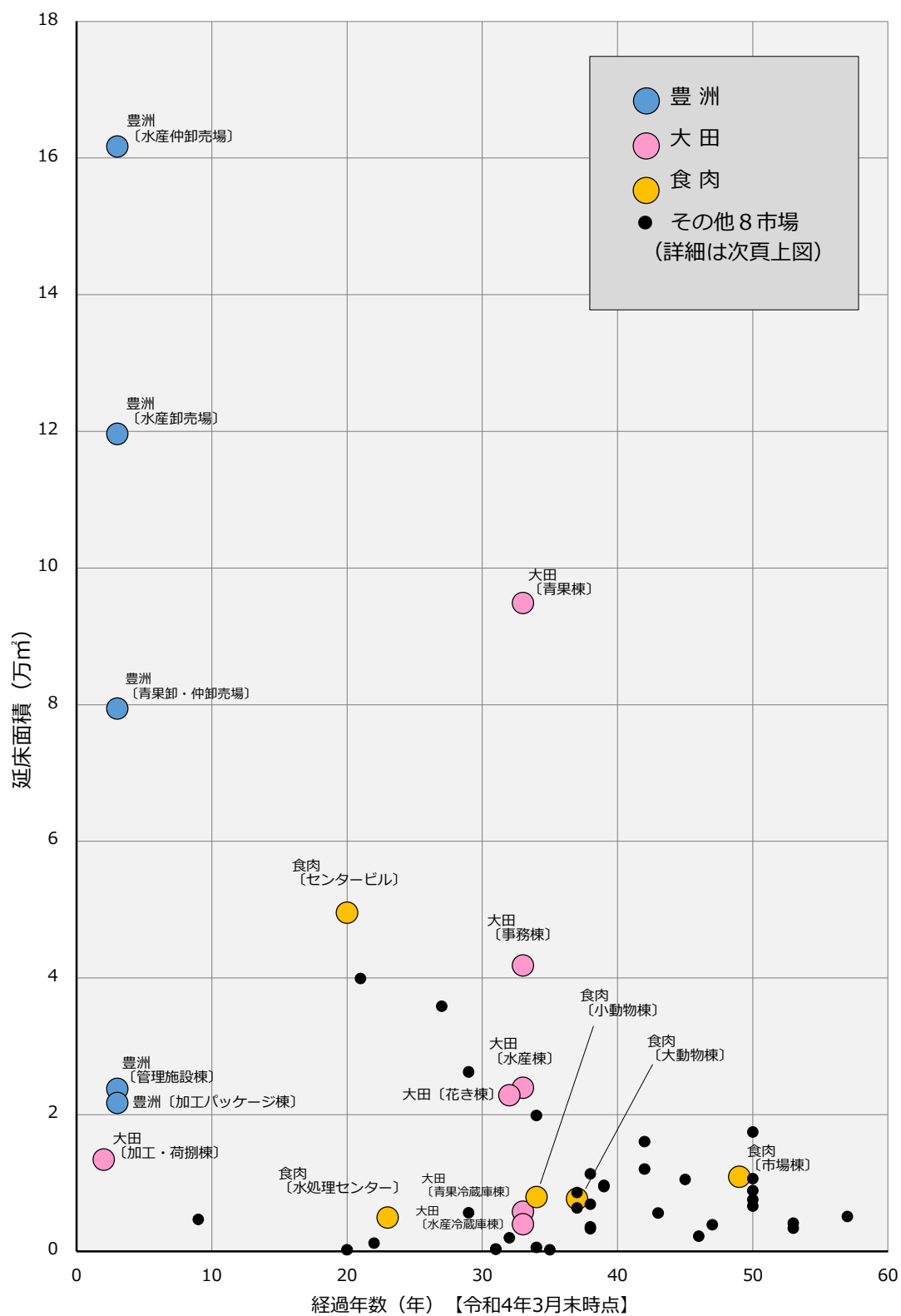
そこで、市場施設を、施設や各建物単位、建物の外壁や設備機器などのパーツ単位でそろえ、耐用年数を踏まえた更新計画を作成し、メリハリのあるアセットマネジメントを実施し、ライフサイクルコストの低減と更新時期の平準化を図ることを目指している。

なお、市場施設の類型化は、豊洲市場、食肉市場、大田市場の3市場を全国拠点型に、板橋市場、北足立市場、葛西市場の3市場を流通業務団地型に、豊島市場、淀橋市場、足立市場、世田谷市場、多摩ニュータウン市場の5市場を供給拠点型に分類している。

(ウ) 個別の建物における更新手法について

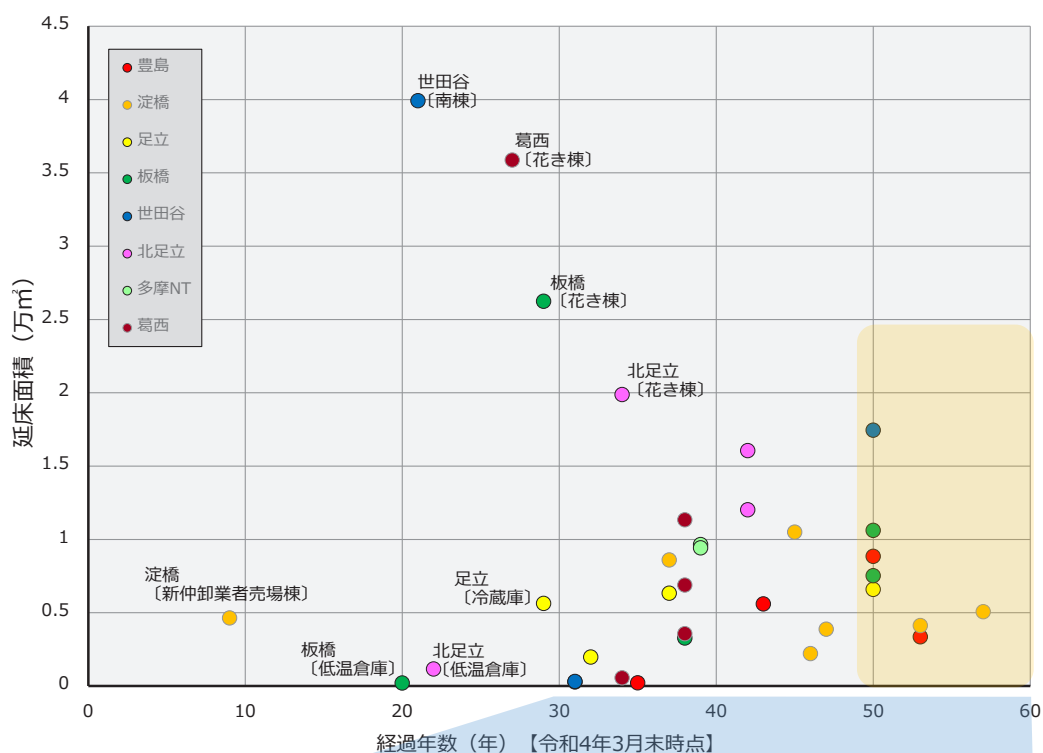
各市場の卸売場、仲卸売場、事務所等の主要な建物や設備の劣化度調査を実施し、個別の建物ごとの大規模改修や長寿命化、改修、改築、解体等の方針を定め、維持更新計画を策定した上で、市場業務への影響をできる限り少なくするよう配慮しつつ、市場ごとに工事を集中的に実施していくマスタープラン(全体計画)を策定するとしている。

図B-2-1 中央卸売市場における主要建物の延床面積と経過年数

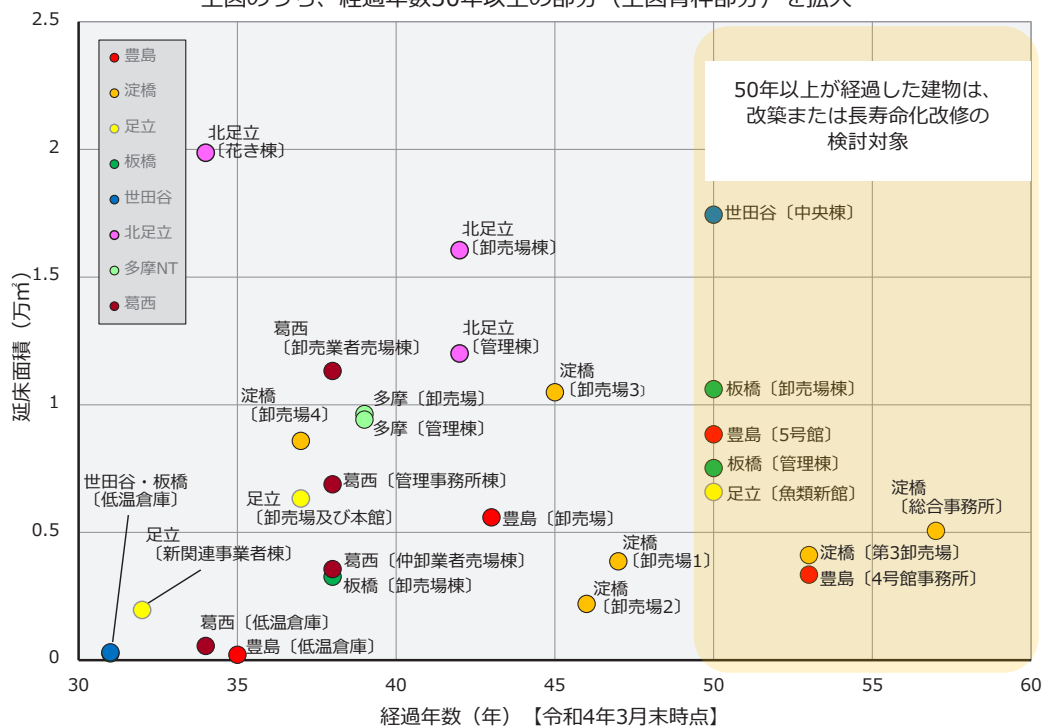


経営計画より抜粋

図B-2-2 全国拠点型以外の8市場の主要建物の延床面積と経過年数



上図のうち、経過年数30年以上の部分（上図青枠部分）を拡大



経営計画より抜粋

イ 監査の結果

市場施設の維持更新計画の策定状況及び令和4年度の事業の実施状況を把握するために、担当者にヒアリングを行うとともに関連する資料の閲覧を実施した。

経営計画においては、各市場の主要な個別の建物についての予防保全の考え方も取り入れた維持更新計画に基づいて、市場業務への影響をできる限り少なくするように配慮しつつ、市場ごとに工事を集中的に実施していくための市場単位の「全体計画」をマスタープランとしている。

一方、経営計画では、11市場を「全国拠点型」、「流通業務団地型」、「供給拠点型」に類型化し、市場施設の類型を踏まえた維持更新の方向性を示しているが、中央卸売市場全体をどう最適に機能させていくか、長期的な視点からの投資規模や整備の優先順位等の考え方を整理した、市場全体の施設整備に係る長期的なロードマップ（今後10年程度の実行計画を含む。）は明示されていない。

従来は、「東京都卸売市場整備計画」が長期的なロードマップの役割を果たしていた。「第10次東京都卸売市場整備計画」は、都有施設等総合管理方針（総務省から要請のある公共施設等総合管理計画に該当）における個別施設計画に該当していたが、その計画期間は令和2年度で終了している。都は、令和4年3月に都有施設等総合管理方針の一部改訂を行っており、当該改訂において、東京都中央卸売市場経営計画は、個別施設計画として位置付けられている。

このような中で、足立市場や淀橋市場などにおいては、個別施設における更新計画が策定され、工事が実施されようとしている。その際には、市場参加者である卸売業者等における定期借地を用いた投資も想定される。

ここで、個別の建物における維持更新計画及び市場単位のマスタープランについては、第82回東京都卸売市場審議会の資料1「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」において、令和6年度から令和8年度にかけて策定する予定とされており、所管課からも同様の回答があった。

所管課によれば、現在、建物や設備の劣化度調査を進めており、建物の利用状況など現況把握を実施し、個別の建物の改修、改築、解体方針を定めるとのことであり、各市場の現地調査時のヒアリングからは、予算が確保された必要な改修工事については、市場業者と調整を行っている状況であった。また、建築基準法や消防法、電気事業法、建築物における衛生的環境の確保に関する法律（ビル管法）に基づく点検を行い、老朽化の把握や修繕も行っていた。しかし、市場施設を稼働させながら維持更新を行う必要があることから、卸売業者、仲卸業者等の市場業者との調整に多くの時間がかかるという課題もあるとのことであった。

なお、維持更新計画策定に向けた劣化度調査については、令和4年度から令和5年度にかけて実施しており、令和4年度は、5市場（大田市場、淀橋市場、足立市場、多摩ニュータウン市場、葛西市場）で実施している。令和4年度に実施した5市場の劣化度調査の回答をまとめると以下のとおりであった。

<p>建築</p>	<p>改修実績がない部分に劣化が見られた。 屋上防水は、目地（部材の継ぎ目）などから雑草の発生や、壁面のひび割れが散見され、耐用年数（約20年）を超えている部分もあり、優先的な改修が必要との結果であった。 外壁は、鉄筋の露出が散見されるが構造的な影響はなかった。 建具は、通行や利用が多い扉の劣化が高かった。</p>
<p>躯体（構造）</p>	<p>新耐震の施設では、コンクリート強度試験の結果、設計基準強度を上回り、十分な強度が確保されていた。 旧耐震の施設（耐震補強済）では、一部で設計基準強度以下の部分もあり、躯体を保護する防水や外壁、塗装などの改修が必要であった。</p>
<p>設備 （電気・機械）</p>	<p>定期的な点検、修繕等を実施しており比較的健全な状態であった。</p>

（意見1－2）施設の維持更新計画の計画的な策定について

市場施設の建物は、建設から40年以上が経過する施設があるなど、老朽化が進んでいる状況である。そのため、各市場において業務に必要な施設の維持補修等（屋上防水補修、冷蔵庫や通信設備の改修工事等）に取り組んでおり、各市場の主要な個別の建物における維持更新計画については、令和8年度に向けて、劣化度調査など策定の準備中である。個別の建物における維持更新計画及び市場単位のマスタープランについては、第82回 東京都卸売市場審議会の資料1「東京都中央卸売市場経営計画の進捗について」において、令和6年度から令和8年度に策定する計画とされており、所管課からも同様の説明があった。

各市場の現地調査時のヒアリングでは、工事に際し、市場業者との調整を行っていたが、市場施設を稼働させながら維持更新を行うため、卸売業者、仲卸業者等の市場業者との調整に時間がかかるという課題もあり、令和6年度から令和8年度における年度別の詳細な策定スケジュールや策定手法等については示されなかった。

そのため、劣化度調査の結果を踏まえ、令和8年度までの個別の建物における維持更新計画及び市場単位のマスタープランの策定に向け、計画的に取り組まれない。また、市場施設の利用者である市場業者と、早い段階でマスタープラン

を共有し、円滑かつ着実に施設整備を実施されたい。

（意見 1－3）市場全体の施設整備に係る長期的なロードマップについて

中央卸売市場全体における、より長期の観点からの施設整備の考え方は、経営計画では、11 市場を「全国拠点型」、「流通業務団地型」、「供給拠点型」の 3 つに類型化し、その類型を踏まえた各市場の維持更新の方向性を示すにとどまっている。中央卸売市場全体をどう最適に機能させていくか、長期的な視点からの投資規模や整備の優先順位等の考え方を整理した、市場全体の施設整備に係る長期的なロードマップ（今後 10 年程度の実行計画を含む。）は明示されていない。

一方で、足立市場や淀橋市場などにおいては、個別施設における更新計画が策定され、工事が実施されようとしている。市場全体の施設整備に係る長期的な方向性が示されていない中で、個別施設の更新計画が策定される場合、個別施設単位で適切な更新計画を策定したとしても、必ずしも全体最適となるとは限らない。

また、各市場施設の更新に当たっては、市場業者である卸売業者等における定期借地を用いた投資も想定されるが、都としても、不測の補償等を求められるようなリスクを低減するためにも、市場全体の施設整備に係る長期的なロードマップの下で、投資判断が行われることが重要と言える。

考慮すべき多くの重要な課題が想定されるが、次期経営計画の策定に当たっては、中央卸売市場全体の機能を最適化する観点から、市場全体の施設整備に係る長期的なロードマップを可能な限り具体的に作成し、反映させるよう検討されたい。

3 強固で弾力的な財務基盤の確保

(1) 強固で弾力的な財務基盤の確保

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、市場会計の管理者の立場から、中央卸売市場会計の現状と課題を整理した上で、目指すべき財務基盤の水準を設定し、今後の取組の方向性を示している。

(イ) 中央卸売市場会計の現状と課題

中央卸売市場の経営状況は、平成 12 年度から平成 27 年度までは、おおむね収支均衡で推移してきたが、平成 28 年度以降は、豊洲市場への移転関連経費の増加などにより、赤字となっている。

表 B-3-1 中央卸売市場会計の損益計算書の推移

(単位：億円)

区 分	H12年度	H17年度	H22年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度
営業収益	136	141	139	146	144	139	142	145	146	146	152
営業費用	156	158	152	167	187	189	268	278	279	281	296
営業損益	△20	△17	△12	△20	△43	△49	△125	△133	△132	△135	△144
営業外収益	67	49	26	34	46	40	47	49	46	44	42
営業外費用	43	29	5	6	35	14	44	47	35	23	21
経常損益	3	3	7	6	△32	△23	△122	△131	△121	△113	△123
特別利益	-	-	73	-	-	-	4,989	464	21	-	-
特別損失	-	-	20	4	-	54	238	75	10	2	67
当期純損益	3	3	60	2	△32	△77	4,628	256	△110	△116	△190

都提供資料より監査人作成

一方で、主要な財源である市場使用料については、外部有識者等を委員とする検討会などで随時検討を重ねてきたが、低温管理に必要な機能を強化するための施設に対する料額設定や消費税率改定の反映を除き、料額の改定は、平成 12 年度以降実施していない。

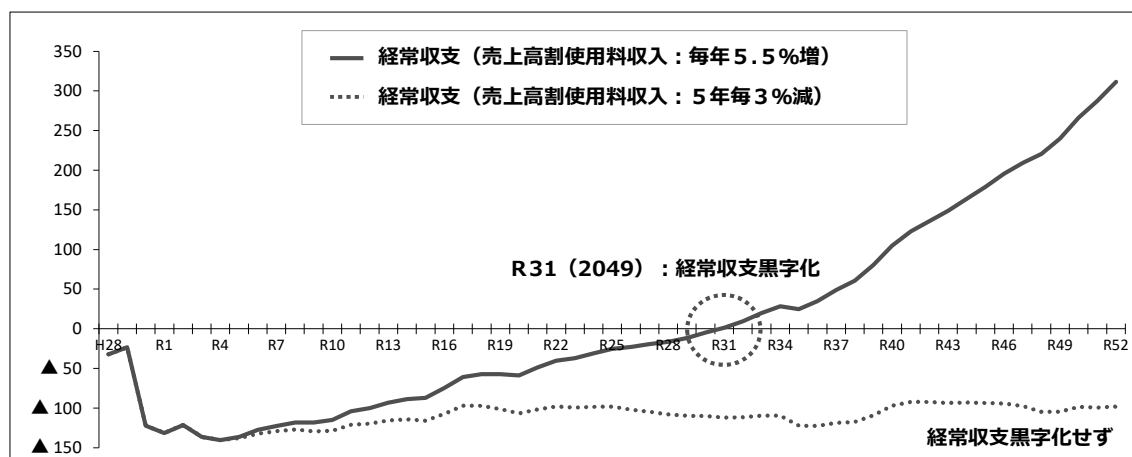
表 B-3-2 平成 12 年度以降の市場使用料の改定状況

改定年月日	改定内容
平成 12 年 4 月 1 日	財政基盤の確立等のため改定 (施設使用料 1.16 倍程度、消費税率改定分 2%を含む)
平成 26 年 4 月 1 日	消費税率改定による見直し (売上高割使用料、施設使用料 消費税 3%上乘せ)
平成 30 年 10 月 11 日	低温施設使用料 (卸売業者低温売場使用料、低温荷さばき場使用料、低温作業所使用料) を新設
令和元年 10 月 1 日	消費税率改定による見直し (売上高割使用料、施設使用料 消費税 2%上乘せ)

都提供資料より監査人作成

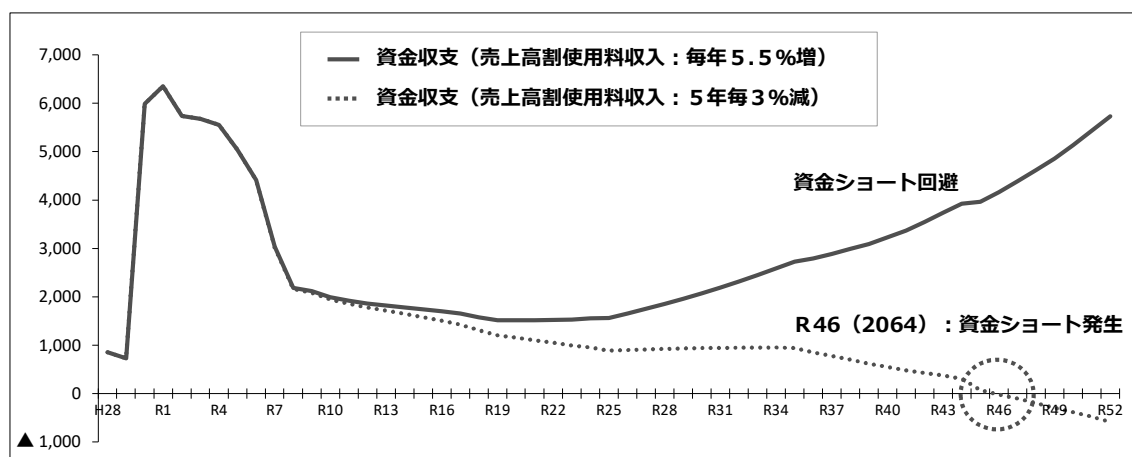
都は、執行体制の見直しによる市場運営費の縮減や収入確保等の経営改善に取り組んでいるが、現時点において、中央卸売市場会計の経常収支は大幅な赤字となっている。経営計画では、過去の傾向等に基づき、売上高割使用料収入が5年ごとに3%ずつ減少していくことを想定した場合、経常収支は黒字化せず、今後の資金収支は令和46年度にショートすることが見込まれると試算している。

図B-3-1 経営計画における長期収支（経常収支）



経営計画より抜粋

図B-3-2 経営計画における長期収支（資金収支）



経営計画より抜粋

(ウ) 目指すべき財務基盤の水準

都は、持続可能な市場経営の実現に向けて、平常時だけでなく様々なリスクが顕在化した場合においても市場運営を継続でき、かつ、将来的な市場施設の維持更新ができる資金を確保することを目指している。また、その資金を確保するた

め、時代の変化に対応し、かつ、受益と負担の適正化が図られた使用料額設定や使用料体系を実現するとともに、市場施設の維持更新を見据えた経常黒字の水準を目指している。

具体的には、2040年代の経常収支黒字化に向けて、各市場の取扱数量や取扱金額を伸ばし、売上高割使用料収入を毎年5.5%ずつ増加させていくことができた場合には、令和31(2049)年度に経常収支は黒字化し、資金ショートが回避できると試算している。

(エ) 今後の取組の方向性

強固で弾力的な財務基盤の確保に向けて、経営計画で提示している今後の取組の方向性は以下のとおりである。

表B-3-3 強固で弾力的な財務基盤確保のための取組

項目	内容
「経営レポート(仮称)」の作成	管理会計の手法により、経営状況等をより精緻に把握・分析した上で、「経営レポート(仮称)」を作成し、その分析に基づき、内部努力等によるコスト削減など、更なる経営改善策を幅広く検討、実施
未利用資産の活用	市場業者による利用促進を図るとともに、市場業者以外の利用など、更なる活用方法を検討
民間経営手法の活用	アウトソーシングの拡大、施設の高度・複合的な利用、施設運営の手法など、研究を進めた上で、都の中央卸売市場における活用可能性について検討
一般会計からの繰入れ対象経費の見直し	一般会計で負担すべき行政的経費と市場使用料で負担すべき営業的経費の対象の見直しに向けた検証を実施
使用料体系の見直し	受益と負担の観点から検証を行った上で、外部の知見も入れた検討会などにおいて検討を行い、市場業者の経営等への影響も十分に考慮しながら、必要に応じて見直しを実施
使用料額の改定	受益と負担の観点から検証を行い、今後の市場会計の見通しや、市場を取り巻く状況も踏まえた上で、必要に応じて改定について検討
市場施設への投資のあり方検討	上記の取組に加え、取扱数量や取扱金額を伸ばす取組を行ってもなお、目指すべき財務基盤の水準を実現できない見通しとなった場合には、市場の統廃合も含めて、より効果的・効率的な市場施設への投資のあり方を検討
市場施設整備の費用負担の見直し	「市場施設の計画的な維持更新」の改築等の考え方や実態を踏まえ、費用負担を含めた運用の仕方を検討

経営計画より監査人作成

イ 監査の結果

(ア) 長期収支等について

経営計画における長期収支等について、その合理性及び実効性を確かめる観点から、収支計画の前提や算定方法等について、資料の閲覧及びヒアリングで確認した。経営計画は、総務省が策定を要請している公営企業の中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の位置付けであるという都からの回答を受けて、その合理性及び実効性の確認に当たっては、総務省が発出している「経営戦略策定・改定ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）及び「経営戦略策定・改定マニュアル」（以下「マニュアル」という。）を参考としている。

また、「経営戦略」の策定に当たっては、中央卸売市場の経営について現状分析をしっかりと行い、現在の経営状況に係る課題の洗い出しが必要になることから、本報告書では、経営計画での分析結果に加えて、監査人が独自に追加分析を実施した。

a ガイドライン及びマニュアルの概要

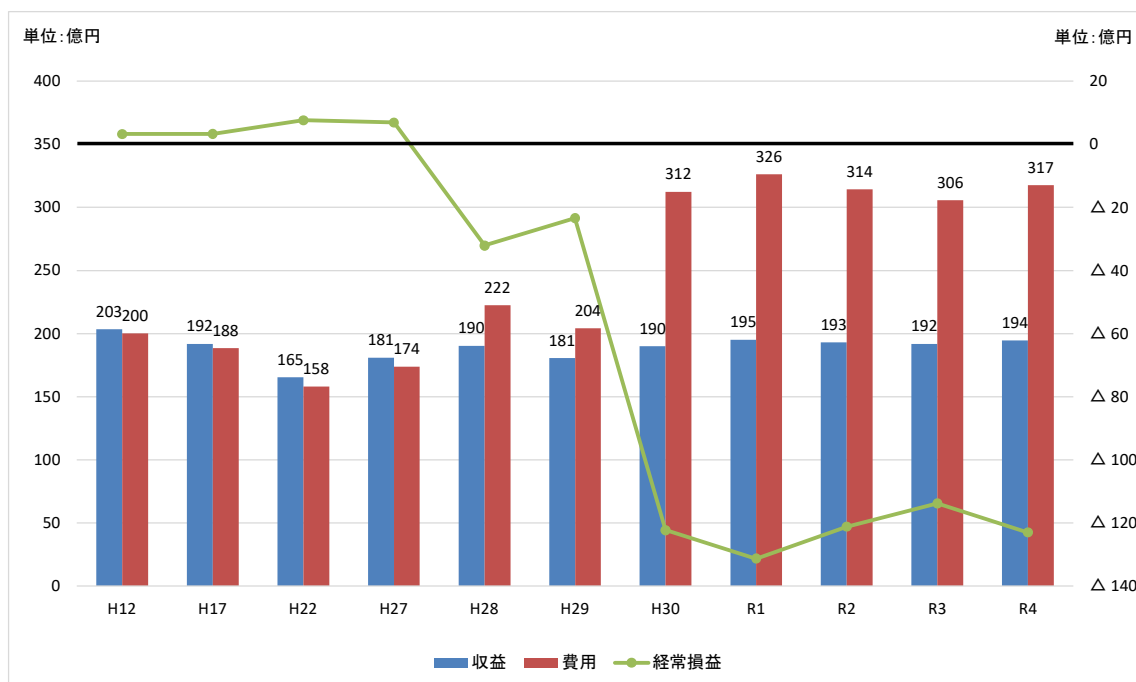
ガイドラインでは、施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画である「投資試算」及び財源の見通しを試算した計画である「財政試算」を取りまとめることとしている。

また、「経営戦略」の中心となる計画期間内の当該公営企業の収支見通しを示した「投資・財政計画」は、「投資試算」をはじめとする支出と「財源試算」により示される収入が均衡した形で策定することとしている。「投資試算」と「財源試算」で「収支ギャップ」が生じる場合には、そのギャップの発生要因に応じて関連する項目を再検討の上、再度試算し、収支の均衡点を探した上で、料金水準の適正化及び投資の合理化等により、「収支ギャップ」を解消することを基本とする点に留意することが望ましいとされている。

b 中央卸売市場会計の経営分析－全般

中央卸売市場の経営状況（収益、費用、経常損益）は、以下のとおりである。

グラフB－3－1 経常損益の推移



都提供資料より監査人作成

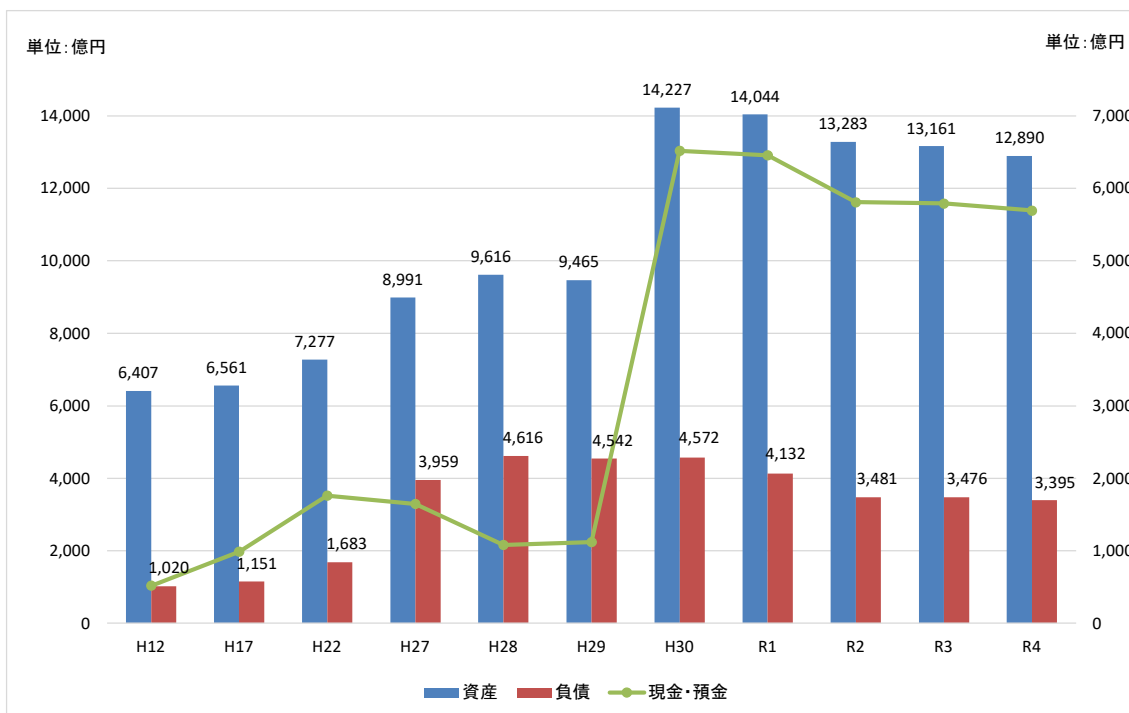
(注) 左軸は収益、費用、右軸は経常損益

経営計画での分析結果のとおり、平成12年度から平成27年度までは、おおむね収支均衡で推移してきたが、平成28年度以降は、豊洲市場への移転関連経費の増加等により営業費用が大きく増加したため、経常損失に転じている。特に、豊洲市場が開設した平成30年度以降は、平均122億円の経常損失が発生しており、豊洲市場の減価償却費が大きな負担となっている。

なお、上記のグラフは経常損益を対象としているため記載していないが、平成30年度は、一般会計に対する旧築地市場用地の有償所管換等により、特別利益4,989億円が計上されたため、多額の当期純利益が発生している。

中央卸売市場の財政状態（資産、負債、現金・預金）の推移は、以下のとおりである。

グラフB-3-2 資産、負債、現金・預金の推移



都提供資料より監査人作成

(注1) 左軸は資産、負債、右軸は現金・預金

(注2) H12～H22は、会計基準改正前であるため借入資本金を負債に含めて集計

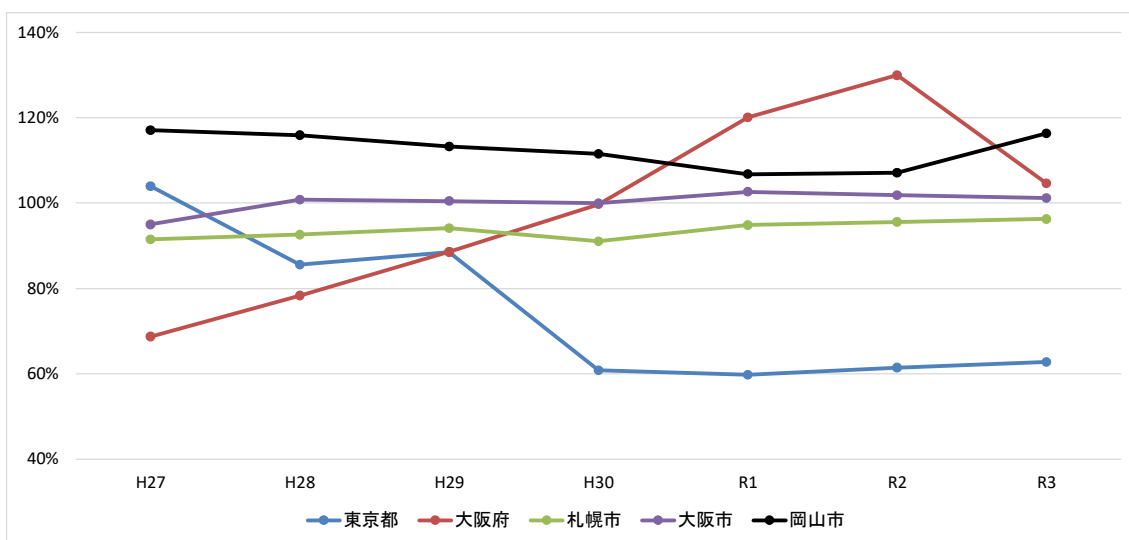
平成29年度まで資本が減少傾向にあったが、平成30年度の旧築地市場用地の有償所管換による多額の特別利益の計上に伴い大きく増加している。ただし、令和2年度以降は再び減少傾向にあり、令和4年度は前年度と比較して190億円減少している。

資産については、旧築地市場用地の有償所管換に伴う収入等により、平成30年度に預金が大きく増加したが、令和元年度以降は、固定資産の取得や企業債の償還等により減少傾向にある。

負債については、近年は企業債の新規発行を抑制しつつ、既発行の償還が進んでいるため、減少傾向にある。

地方公営企業法を適用して中央卸売市場を運営している政令市以上の他団体（大阪府、札幌市、大阪市、岡山市）と経営状況を比較すると、以下のとおりである。

グラフB-3-3 経常収支比率の他団体との比較



(※) 経常収支比率＝経常収益／経常費用×100 (%)

地方公営企業年鑑より監査人作成

経常費用が経常収益によってどの程度賄われているかを示す経常収支比率が100%を下回っているのは、令和3年度時点において、東京都と札幌市の2団体となっている。

団体によって、一般会計から繰り入れられる行政的経費の範囲に相違がある可能性があるなど固有の事情があり、単純比較することはできないが、経常収支比率が100%を大きく下回っているのは東京都のみであること、他都市との乖離が、平成30年度以降大きいことがわかる。

以上のように、平成30年度以降は、中央卸売市場の経営状況が急激に悪化しており、現在の財務構造は、旧築地市場用地の有償所管換に伴う収入により発生した利益剰余金を、毎期の多額の赤字に充当している状況となっている。

このことについて、平成21年7月から平成24年5月にかけて開催された「市場使用料あり方検討委員会」報告では、「経常的な収支から分離し、卸売市場が生鮮食料品等を安定供給する上で必要な資産の維持拡大を図るため、再投資の財源として活用することを基本とすべきである。」と、その取扱いに関する考え方が整理されている。

(意見 1－4) 経営の現状分析及び将来の事業環境の把握について

中央卸売市場会計の現在の財務構造は、旧築地市場用地の有償所管換に伴う収入により発生した利益剰余金を、毎期の多額の赤字に充当している状況であるため、経営の安定性の観点から問題がある。

また、毎期の赤字に伴う剰余金処分により、今後の市場施設の更新財源を減少させている状況が将来も継続すると、いずれ資金が枯渇して、市場全体が立ち行かなくなることが懸念される。

そのため、詳細な経営の現状分析及び将来の事業環境の把握を行い、具体的な対応策を講じることが必要と考えられる。

一方で、経営計画では、平成 28 年度より継続して発生している経常赤字について「豊洲市場への移転関連経費の増加など」、「豊洲市場の減価償却費等の影響により」という説明が記載されているのみであり、経営の現状分析が不十分であると考えられる。また、経営計画では、今後の中央卸売市場における取扱数量等の見通しが示されておらず、将来の事業環境の把握が不十分であると考えられる。

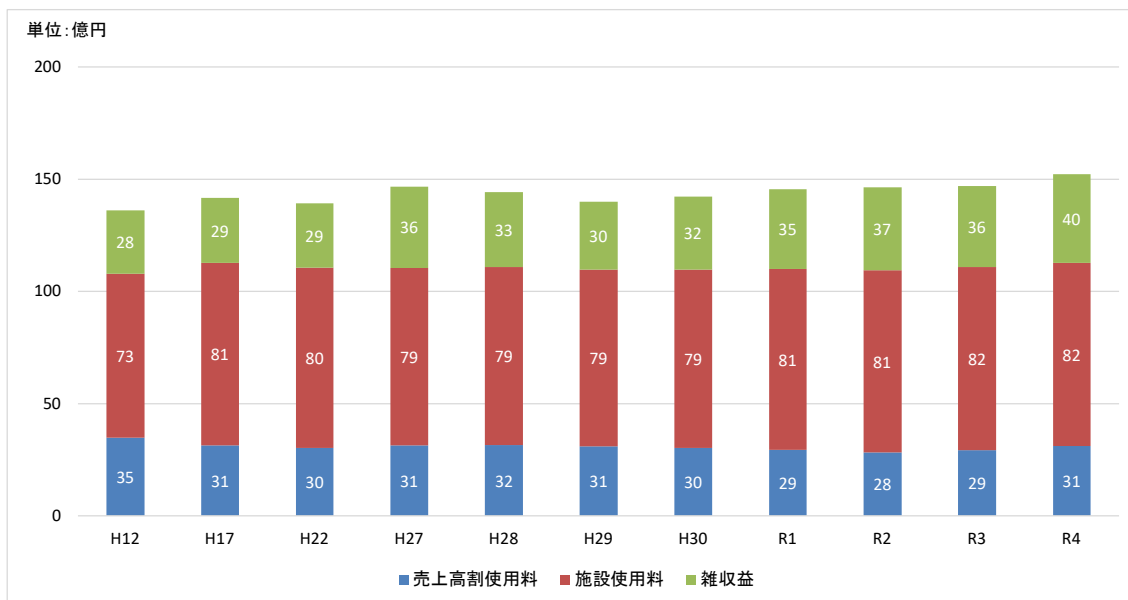
豊洲市場に限らず、新規市場の開設や市場の再整備といった大規模な投資を行えば、減価償却費等の費用の増加に結び付くことから、現状分析を通じて今後の市場全体の共通課題を把握し、経営の改善に結び付けることが望ましい。例えば、費目別の詳細な分析によって、経営環境の変化に伴い、どのような費用がどういった要因で増減しているかなどの情報を得ることができ、より具体的な経営上の課題の抽出が可能となる。

経営改善のための具体的な対応策を講じるには、中央卸売市場会計の現状や経営上の課題を明らかにすることが重要であるため、次期経営計画の策定に当たっては、総務省のガイドラインなどを参考に、詳細な現状分析及び将来の事業環境の把握を実施されたい。

c 中央卸売市場会計の経営分析－営業収益

中央卸売市場会計の経常損益のうち、営業収益の状況は、以下のとおりである。

グラフB－3－4 営業収益の推移



都提供資料より監査人作成

営業収益には、売上高割使用料、施設使用料、雑収益がある。

売上高割使用料は、市場業者の取扱金額に品目ごとに定められた率を乗じて課されるものである。主に卸売業者、仲卸業者及び関連事業者の売上高に応じて増減する。

市場全体として卸売業者及び仲卸業者の売上高が大きく増減していないため、売上高割使用料は大きな増減がなく、年間 30 億円前後で推移している。

施設使用料は、市場業者の施設等の使用面積に応じて課されるものである。主に使用料対象施設の面積の増減や使用料対象施設の稼働状況により増減する。なお、豊洲市場開場時に、低温管理に必要な機能を強化するための施設を対象とする新たな使用料を設定した。

平成 30 年度に旧築地市場から豊洲市場に移転するなど、施設等の状況が大きく変化するとともに、低温売場等の新たな使用料の設定を行っているが、平成 12 年度以降、施設使用料は大きな変動がなく、年間 80 億円前後で推移している。

雑収益は、主に市場業者が負担する電気料や水道料である。東京都中央卸売市場条例施行規則第 32 条に基づき徴収されるもので、市場業者の電気・水道の使

用量、供給事業者の料金単価の変動等により増減する。

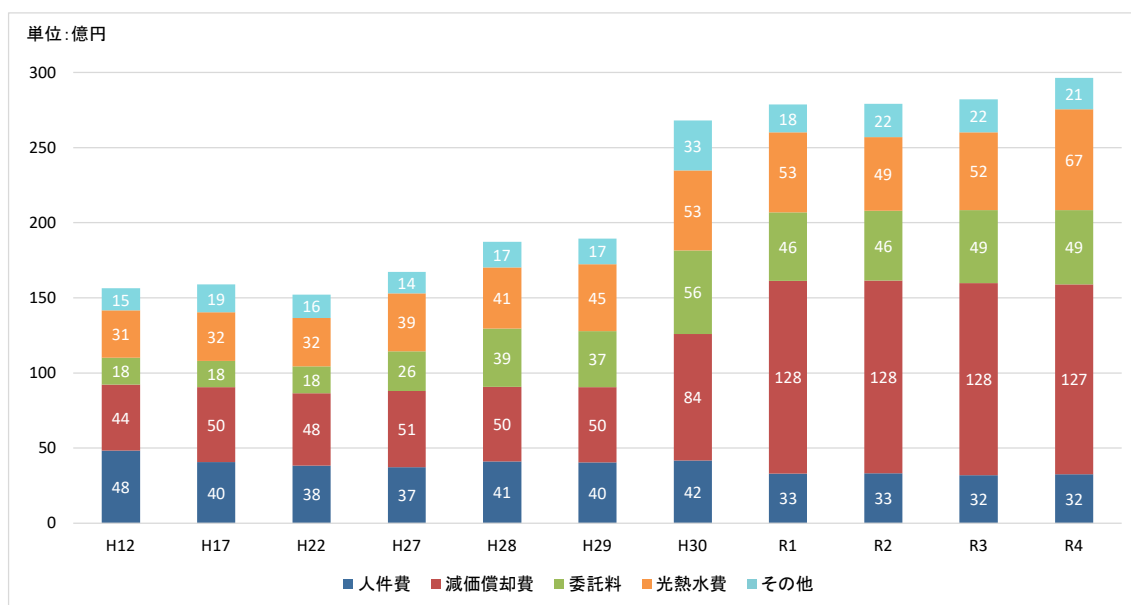
近年は燃料費の高騰に伴う供給事業者の電気料の値上げなどによって光熱水費が増加しており、市場業者の負担分である雑収益も増加傾向にある。

このような経営状況の中、経営計画における長期収支等の試算では「各市場の取扱数量や取扱金額を伸ばし、売上高割使用料収入を毎年5.5%ずつ増加させていくことを想定」しているため、試算に用いた各市場の取扱量や取扱金額について質問したところ、現行の使用料体系を維持したまま、経常収支の黒字化の目標年度である2040年代から逆算して、必要な使用料収入をシミュレーションした場合における伸び率を試算した結果であるとの説明を受けた。

d 中央卸売市場会計の経営分析－営業費用

中央卸売市場会計の経常損益のうち、営業費用の状況は、以下のとおりである。

グラフB-3-5 営業費用の推移



都提供資料より監査人作成

営業費用は、人件費、減価償却費、委託料、光熱水費が大部分を占めている。

人件費は、中央卸売市場の職員に係る費用であり、給料、手当、賞与引当金繰入額、退職給付費、法定福利費等が含まれている。

都の行政改革の取組により、中央卸売市場の職員数も減少傾向にあり、令和4年度の人件費は、平成12年度と比較して3割減少している。

減価償却費は、中央卸売市場の施設等の経年的な経済的価値の減少額であり、固定資産の新規取得や使用期間の経過により費用が増減する。例えば、新規市場の開設、市場の再整備といった大規模な投資を行った場合、一般的に減価償却費は増加する。

平成 29 年度までは年間 50 億円前後で推移していたが、平成 30 年度の豊洲市場への移転に伴い、豊洲市場の施設等に係る減価償却費が増加し、令和 4 年度は 127 億円となっている。

委託料は、各市場の警備や清掃、設備保守等の業務委託費用であり、施設の規模や設備の状況等により増減する。

委託業務の範囲の拡大などにより増加傾向であったが、特に平成 30 年度以降は、豊洲市場への移転に伴い場内警備委託、清掃関係委託、設備保守委託等が大きく増加したため、令和 4 年度は 49 億円となっている。

光熱水費は、各市場の電気料や水道料等であり、施設の規模や設備の利用状況等により増減する。従来の開放型施設から衛生管理が徹底された閉鎖型施設に変更した場合、一般的に光熱水費は増加する。なお、電気料や水道料のうち、市場業者が負担する部分は雑収益として収益計上されるため、中央卸売市場の実質的な費用としては、市場施設の共用部分等で発生する光熱水費となる。

電気料の値上げなどにより光熱水費は増加傾向であったが、平成 30 年度以降は、豊洲市場への移転に伴い共用部分の使用量が増加するとともに、近年の急激な電気料の値上げなどの影響もあり、令和 4 年度は 67 億円となっている。

このような経営状況の中、経営計画における長期収支等では、計画時点の予算を基礎として、内部努力による削減を考慮しつつ、人件費や委託料等の経費を試算しているとの説明を受けた。

また、減価償却費の算定基礎となる建設改良費については、今後の市場施設の維持更新計画が令和 6 年度から令和 8 年度にかけて策定される予定であるため、現有資産の取得価額をベースに、一定年数で更新するという前提で推計しているとの説明を受けた。

しかし、市場施設に求められる規模や機能は、流通環境や市場関係者のニーズとともに変化しており、現在の施設をベースにした場合とニーズを反映させた改築等を行う場合とでは、乖離が生ずる可能性がある。建設改良費は多額となる可能性もあることから、維持更新計画が将来の経常収支や資金収支に与える影響も大きくなることが想定される。

(意見 1－5) 長期収支等の見通しの作成について

経営計画における長期収支等の収益については、「各市場の取扱数量や取扱金額を伸ばし、売上高割使用料収入を毎年 5.5%ずつ増加させていくことを想定」した試算を示しているが、当該売上高割使用料収入の増加は、使用料単価や取扱数量等に関する現状分析及び将来予測に基づく積算ではなく、現行の使用料体系を維持したまま、経常収支の黒字化の目標年度である 2040 年代から逆算して、必要な使用料収入をシミュレーションした場合における伸び率を試算した結果であるとの説明を受けた。

経常収支の黒字化を達成するために必要となる収入水準を明らかにしたことは、経営改善に向けた取組として非常に意義のあるものと評価することができる。その上で、更なる経営改善に結び付けるためには、売上高割使用料を使用料単価や取扱数量等の各要素に分解して、現状の課題を認識することが有用である。また、施設使用料についても同様に、使用料単価や利用率等の各要素に分解することができるため、要素ごとに現状の課題を認識することが有用である。認識された課題を踏まえ、経営計画における長期収支等の収益について、売上高割使用料収入及び施設使用料収入のそれぞれの推移の予測を用いた試算を行うことが望ましい。

経営計画における長期収支等の費用については、「計画時点の予算を基礎として、内部努力による削減を考慮しつつ、人件費や委託料等の経費を試算している」との説明を受けた。

経営環境に大きな変化が生じる見込みがなければ、現在の予算・決算を基礎として試算することに一定の合理性はある。その上で、今後、施設や設備の更新等の経営環境の変化によって減価償却費や委託料、光熱水費等の費用が大きく増減する可能性があるため、維持更新計画の長期収支等への反映と併せて、現状分析と将来の事業環境の予測に基づき費用の試算を行うことが望ましい。

収益・費用の両面から全体を見据えて、経営の現状分析と将来の事業環境の把握をしっかりと行った上で、実態に合わせた長期収支等の見通しの作成を検討されたい。

(意見 1－6) 維持更新計画の長期収支等への反映について

経営計画における長期収支等における建設改良費は、今後の市場施設の維持更新計画が令和 6 年度から令和 8 年度にかけて策定される予定であるため、現有資産の取得価額をベースに、一定年数で更新するという前提で推計しているとの説明を受けた。

しかし、市場施設に求められる規模や機能は、流通環境や市場関係者のニーズとともに変化しており、現在の施設をベースにした場合とニーズを反映させた

改築等を行う場合とでは、乖離が生ずる可能性がある。建設改良費は多額となる可能性もあることから、維持更新計画が将来の経常収支や資金収支に与える影響も大きくなることが想定される。

維持更新計画を長期収支等へ反映することにより、使用料額設定や使用料体系の見直しに加えて、全体最適の観点から、経営計画でいう「より効果的・効率的な市場施設への投資のあり方」の検討に影響することも考えられる。したがって、可能な限り次期経営計画では、長期収支等に反映することを検討されたい。

e 中央卸売市場会計の経営分析－市場別

都は、市場別の財務情報（貸借対照表、損益計算書）について、平成13年度の包括外部監査における「市場別使用料の導入を検討されたい」という意見に対応するため、平成13年度決算による財務情報を作成し、その後、平成16年度決算による財務情報を作成した。平成17年度以降は、これらの市場別の財務情報を局内での議論や業界との市場使用料に関する意見交換会に活用し、これらの実績を踏まえて、平成19年6月の包括外部監査の措置状況報告において、改善済となった。これ以降、市場別の財務情報を用いた詳細な分析等は行っていない。

市場別使用料の導入を検討するか否かにかかわらず、中央卸売市場会計の現状や経営上の課題を明らかにするためには、各市場の財務情報を分析することが有用であると考えられる。そのため、都から提供された財務会計システムから得られる会計情報に基づき、監査人が独自に試算・分析を行った。

各市場の財務情報は、以下の前提で作成・集計している。

- ・財務会計システムから得られる会計情報のうち、各市場に直接紐付いている収益・費用は各市場に集計
- ・財務会計システムから得られる会計情報のうち、各市場に直接紐付けていない収益・費用は共通として集計（例えば、本庁執行分の経費等）
- ・人件費は令和4年度末時点の職員数により各市場に按分（本庁の職員に係る人件費相当額は共通に計上）
- ・共通として集計した収益・費用は各市場の営業収益比で按分

なお、共通として集計した収益・費用をどのような基準で按分するかによって各市場の損益は異なる。按分基準については、営業収益比、面積比、人数比等が考えられるため、費目ごとに適切に選択する必要があるが、今回の試算では、便宜的に営業収益比で按分している。

このように試算した令和4年度における市場別の損益計算書は、以下のとおりである。

表B-3-4 市場別の損益計算書（試算）（令和4年度）

（単位：百万円）

	豊洲市場	食肉市場	大田市場	豊島市場	淀橋市場	足立市場
営業収益	5,782	2,930	4,683	269	456	373
売上高割使用料	1,374	302	1,079	54	154	38
施設使用料	2,843	866	3,006	184	244	282
雑収益	1,565	1,761	597	31	58	53
営業費用	16,697	3,956	3,443	191	522	399
人件費	683	317	297	69	139	69
減価償却費	9,255	667	1,257	51	125	142
委託料	3,219	310	666	6	141	46
光熱水費	3,215	2,334	1,002	53	88	116
その他	326	328	221	12	29	25
営業損益	△10,916	△1,027	1,240	78	△65	△26
営業外収益	714	125	466	7	22	13
営業外費用	108	3	1	-	0	1
経常損益	△10,310	△905	1,705	85	△44	△14
経常収支比率	38.7%	77.1%	149.5%	144.4%	91.6%	96.6%
共通按分(収益)	922	467	747	43	73	59
共通按分(費用)	1,882	954	1,524	88	149	121
経常損益(按分後)	△11,270	△1,391	928	40	△119	△75
経常収支比率(按分後)	39.7%	71.7%	118.7%	114.5%	82.2%	85.5%

（単位：百万円）

	板橋市場	世田谷市場	北足立市場	多摩NT市場	葛西市場	共通
営業収益	461	434	649	157	535	8
売上高割使用料	87	69	131	35	107	-
施設使用料	321	307	455	102	354	-
雑収益	53	57	62	20	74	8
営業費用	422	560	562	196	538	3,435
人件費	79	79	79	49	79	1,317
減価償却費	179	296	282	59	296	44
委託料	21	27	26	36	29	904
光熱水費	125	127	150	43	119	4
その他	19	31	25	8	15	1,167
営業損益	39	△126	87	△38	△3	△3,427
営業外収益	22	60	54	13	77	2,659
営業外費用	-	1	1	-	1	2,011
経常損益	61	△67	140	△25	74	△2,778
経常収支比率	114.4%	88.0%	124.9%	87.2%	113.7%	
共通按分(収益)	74	69	103	25	85	△2,667
共通按分(費用)	150	141	211	51	174	△5,446
経常損益(按分後)	△16	△139	32	△51	△15	-
経常収支比率(按分後)	97.2%	80.2%	104.2%	79.3%	97.9%	

都提出資料より監査人作成

経常損失が発生している市場は、11市場のうち過半数の6市場となっている。特に豊洲市場、食肉市場、世田谷市場、多摩ニュータウン市場の経常収支比率が低い状況となっている。

豊洲市場の経常損失は112億円であり、中央卸売市場会計の経常損失123億円のうち大半が豊洲市場で発生していることが分かる。損失発生は減価償却費93億円であるが、委託料及び光熱水費の割合も高く、減価償却費を除外しても経常収支比率は100%未満である。

一方で、5市場が黒字となっており、大田市場や豊島市場の経常収支比率は

150%に近い水準となっている。

上記の市場別の損益計算書は、各市場で発生していると考えられる費用であっても、本庁で執行されたものは共通に計上しているものもあるため、各市場の費用が実際よりも過少になっている。現状、黒字に見えている市場であっても、本庁執行分を考慮した場合は赤字となる可能性もあるため、今後、詳細な分析を進めていく上では、本庁執行分の費用を適切に集計し、市場別の損益をより正確に把握することが必要と考えられる。

なお、共通に計上された収益及び費用を各市場の営業収益比で按分した後の経常収支比率でも黒字となるのは、大田市場、豊島市場、北足立市場の3市場のみとなる。

市場別の収益及び費用を施設面積で除した単位面積当たりの収益及び費用は、以下のとおりである。なお、単位面積当たり収益及び費用の算定に当たっては、収益は料金徴収総面積を使用し、費用は延施設面積を使用している。

表B-3-5 単位面積当たりの収益／費用（令和4年度）

	延施設面積 (㎡)	料金徴収 総面積 (㎡)	料金徴収総 面積/延施設 面積 (%)	料金徴収総面積当たり収益			延施設面積当たり費用		
				売上高割 使用料 (円/㎡)	施設 使用料 (円/㎡)	雑収益 (円/㎡)	減価 償却費 (円/㎡)	委託料 (円/㎡)	光熱水費 (円/㎡)
豊洲市場	783,077	235,396	30.1	5,837	12,077	6,648	11,819	4,110	4,105
食肉市場	76,698	34,689	45.2	8,717	24,978	50,763	8,696	4,045	30,431
大田市場	353,508	227,297	64.3	4,747	13,226	2,628	3,556	1,883	2,835
豊島市場	26,708	17,157	64.2	3,123	10,732	1,827	1,901	228	1,984
淀橋市場	38,167	27,307	71.5	5,634	8,950	2,132	3,284	3,688	2,303
足立市場	49,100	19,220	39.1	1,957	14,670	2,760	2,892	945	2,355
板橋市場	51,354	27,943	54.4	3,111	11,502	1,885	3,478	404	2,427
世田谷市場	49,833	26,744	53.7	2,588	11,479	2,147	5,943	536	2,546
北足立市場	68,170	40,974	60.1	3,199	11,110	1,519	4,131	379	2,206
多摩NT市場	32,883	10,685	32.5	3,248	9,592	1,866	1,790	1,090	1,316
葛西市場	58,667	29,607	50.5	3,611	11,954	2,510	5,045	486	2,030

都提出資料より監査人作成

豊洲市場は、費用が他市場と比較して全般的に高い状況にある。費用が高い要因について、担当者にヒアリングしたところ、他市場とは異なる閉鎖型施設であり、温度管理のために光熱水費がかかることや、見学者スペースなどの共用部分が多く、清掃や警備等の委託範囲が広いことが要因ではないかとの回答があった。

食肉市場は、施設使用料が他市場と比較して高くなっている。この要因について、担当者にヒアリングしたところ、使用料単価が比較的高い冷蔵室の施設使用料があることが影響しているのではないかとの回答があった。また、光熱水費及び雑収益が他市場と比較して全般的に高い状況にある。この要因について、担当

者にヒアリングしたところ、と場会計の光熱水費を中央卸売市場会計から一旦立て替えて支出した際に、中央卸売市場会計の費用として計上する会計処理を適用していることが要因ではないかとの回答があった。

大田市場は、料金徴収面積が同程度の豊洲市場と比較して、収益は大きく変わらないが、費用は低い状況にある。豊洲市場と異なり開放型施設であることが主な要因として考えられ、基幹市場で唯一の黒字となっている。

その他の市場でも、収益、費用ともにばらつきがある。

例えば、委託料については、豊島市場と淀橋市場を比較すると、単位面積当たりで約16倍の差があるが、担当者にヒアリングしたところ、当該単位面積当たりの計算には本庁執行分の委託料が含まれていないため、正確な要因分析を行うためには、前述した、共通として集計した収益・費用をどのような基準で按分するかという課題があるとの回答があった。委託料は費用全体に占める割合も高く、今後、詳細な分析を進めていくことが望まれるが、例えば、委託料の分析に当たっては、本庁執行分の委託料を各市場の費用として集計した上で、委託業務別（警備、清掃等）に分解して比較することが有用と考えられる。

市場別で減価償却費を比較するに当たっては、各市場施設の有形固定資産の更新状況等を考慮する必要があることから、固定資産台帳データを基に、有形固定資産の減価償却の進展の割合を示す指標である「有形固定資産減価償却率」を算定した。

令和4年度における市場別の有形固定資産（償却資産）の状況は、以下のとおりである。

表B-3-6 市場別の有形固定資産（償却資産）（令和4年度）（単位：百万円）

	取得価額	減価償却 累計額	帳簿価額	有形固定資産 減価償却率	国庫補助金等 財源	国庫補助等 割合
豊洲市場	270,755	42,940	227,815	15.9%	21,743	8.0%
食肉市場	36,746	22,742	14,004	61.9%	6,607	18.0%
大田市場	72,604	37,888	34,715	52.2%	13,956	19.2%
豊島市場	3,039	1,700	1,338	56.0%	515	17.0%
淀橋市場	6,511	3,218	3,293	49.4%	1,068	16.4%
足立市場	6,023	4,553	1,470	75.6%	971	16.1%
板橋市場	10,970	5,764	5,206	52.5%	1,503	13.7%
世田谷市場	17,869	8,971	8,898	50.2%	3,712	20.8%
北足立市場	15,264	8,079	7,184	52.9%	3,157	20.7%
多摩NT市場	3,287	2,422	865	73.7%	776	23.6%
葛西市場	19,854	10,105	9,749	50.9%	3,930	19.8%

都提出資料より監査人作成

多摩ニュータウン市場の単位面積当たり減価償却費は1,790円/㎡と低い水準となっているが、有形固定資産減価償却率は73.7%と高い水準になっている。

これは、施設の老朽化に伴い減価償却費が低くなっているためと考えられる。

一方で、食肉市場の単位面積当たり減価償却費は8,696円/㎡と高い水準となっており、有形固定資産減価償却率も61.9%と他市場と比較して高い水準となっている。これは、食肉市場の有形固定資産は、他市場よりも機械及び装置の割合が高く、単位面積当たり減価償却費が高くなっていることが要因と考えられる。

現在、単位面積当たり減価償却費が低い状況であっても、施設の更新等に伴い損益の状況が大きく変わる可能性があることから、施設の維持更新計画の策定に当たっては、将来の市場別の損益を十分に考慮することが望まれる。

なお、本報告書における市場別の財務情報の分析は、現状、入手可能な情報に基づき簡易的に実施したものであり、各市場の現状や経営上の課題を浮き彫りにするためには、より詳細な分析が必要となる。また、今回は令和4年度のみを対象として実施しているが、市場別に経年比較も組み合わせて分析することが考えられる。市場別の財務情報の分析を高度化することで、より各市場の現状や経営上の課題を浮き彫りにすることが可能となり、経営改善のための具体的な対応策を講じることができると考えられる。

（意見1－7）市場別の財務情報について

中央卸売市場は、市場別の財務情報について、平成13年度の包括外部監査における「市場別使用料の導入を検討されたい」という意見に対応するため、平成13年度決算による財務情報を作成し、その後、平成16年度決算による財務情報を作成した。平成17年度以降は、これらの市場別の財務情報を局内での議論や業界との市場使用料に関する意見交換会に活用し、これらの実績を踏まえて、平成19年6月の包括外部監査の措置状況報告において、改善済となった。これ以降、市場別の財務情報を用いた詳細な分析等は行っていない。

経営指針では、市場別の財務情報について、「様々な類型や形態等がある民間経営手法について、幅広く検討していくことができるよう、調査の前提となる、市場別の収支計画や将来の更新投資計画などの材料・情報を整理していく。」と今後の取組の方向性を示している。一方で、経営計画では、市場別の財務情報について明示的に言及されておらず、市場別の収支計画の策定に向けた具体的な検討が進んでいない。

将来にわたって安定的に事業を行っていくためには、市場ごとに経営状況を把握することが重要であることから、共通として集計した収益・費用をどのような基準で按分するかなどの課題の整理は必要であるが、市場別の財務情報を用いた詳細な分析等の実施を検討されたい。

(指摘 1 - 1) 食肉市場の光熱水費の会計処理について

食肉市場の光熱水費が、他の市場と比較して高い要因について担当者にヒアリングしたところ、中央卸売市場会計分・と場会計分をまとめて中央卸売市場会計から各事業者（水道事業者等）へ支出し、後日、と場会計相当分をと場会計から中央卸売市場会計へ支払っているため、相対的に高いように見えることが要因と考えられるとの回答があった。

と場会計の光熱水費を中央卸売市場会計が一時的に支払うという経済活動は、中央卸売市場会計が費用を認識する損益取引ではなく、立替金等の勘定科目を用いて、損益計算に反映させない会計処理をすべきと考えられる。

現状の会計処理では、中央卸売市場会計において、と場会計が負担する光熱水費が費用として計上され、後日、と場会計から中央卸売市場会計へ支払われたと場会計相当分が収益として計上されるため、経済実態が損益計算に適切に反映されていない。

したがって、食肉市場の光熱水費について、適切な損益計算がなされるよう会計処理の見直しを実施されたい。

(イ) 市場使用料について

市場使用料について、その前提となる総括原価方式の考え方、使用料改定の検討経緯、市場使用料に関連する令和 4 年度の取組、低温施設に関連した料額設定を確かめる観点から、各担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行った。

a 総括原価方式について

都では、全市場の運営に必要な総経費から補助金や雑収入など使用料以外の収入の総額を控除し、残額を市場使用料で賄うとする「総括原価方式」を採用しており、昭和 47 年の使用料改定以降、原則として、全市場同一の使用料を適用している。これは、都の全市場は、全て「東京都」という同一の開設区域において相互に補完し合いながら、一体としてその機能を発揮していること及び全市場の施設について、順次、都において整備・更新してきたことを根拠としていることであった。

中央卸売市場会計は、地方公営企業法を一部適用し、独立採算を原則に運営している。そのため、使用料を得るための営業的業務に関する経費（営業的経費）に市場使用料を充てる一方、公正取引の実現を目的とした中央卸売市場の公的な役割を果たしていくための経費（行政的経費）については、原則、一般会計補助金で負担している。そのため、収益的収支が均衡している状況においては、「総括原価方式」の下、十分な使用料収入が確保されているはずである。

中央卸売市場会計の損益は、平成 12 年度から平成 27 年度までは、おおむね

収支均衡で推移してきたが、平成 28 年度以降は赤字となっている。また、減価償却費等の影響により、当面赤字で推移することが見込まれ、「総括原価方式」については、必ずしも上手く機能していない。

b 使用料改定の検討経緯について

市場使用料については、過去、平成 13 年度の包括外部監査報告において、「今後の中央卸売市場の経営維持のためにも、市場別使用料金制の導入を検討されたい」との意見があり、平成 16 年 5 月の包括外部監査の措置状況報告において、局内検討委員会を平成 14 年 5 月に設置し、4 回の検討会を開催し、市場別貸借対照表、損益計算書作成の考え方を検討し、平成 13 年度決算による市場別貸借対照表、損益計算書を作成するとともに、平成 14 年度以降も市場別損益計算書、貸借対照表の作成を行い、その結果を踏まえて市場別使用料の導入について検討を行う（改善中）としている。また、平成 19 年 6 月の包括外部監査の措置状況報告において、前年度までの検討経緯を踏まえ、受益と負担の明確化及び市場の活性化の観点から、各場の置かれた実情と事業者の創意工夫を反映できる仕組の調査・研究を進め、使用料の見直しを検討し、また、平成 18 年 7 月、施設使用料を構成する主要な部分を市場別経費とし、これに一定割合の共通経費を付加した市場別使用料の基本的な考え方を業界に初めて提示して、今後、使用料の負担水準、導入の時期等について、業界と協議を行っていく（改善済）としている。

その後、平成 21 年 7 月から平成 24 年 5 月にかけて、学識経験者及び業界代表者で構成される「市場使用料あり方検討委員会」を設置し、委員会を 4 回、委員会の下部組織として設置したワーキンググループを 11 回開催した。

当該検討委員会の報告では、現行の使用料の考え方が長い期間をかけ定着してきたこと、市場別使用料を現状導入した場合、市場関係業者の経営や市場自体の存廃に多大な影響を及ぼすことが想定されることから、中・長期的な視点に立った検討が必要とし、当面、総括原価方式を維持、機能強化に要する費用の取扱いについて早急な議論が必要と報告され、中央卸売市場は当該報告を踏まえ、低温施設使用料を新設している。

しかしながら、当該使用料の新設や消費税率改定の反映を除き、料額の改定は、平成 12 年度以降実施されていない。

c 低温管理に必要な機能を強化するための施設に対する料額設定について

平成 12 年度以降に実施された市場使用料の変更については、消費税率改定の反映と、低温管理に必要な機能を強化するための施設に対する料額設定のみであった。

平成 26 年 4 月の消費税率 8 %への引上げに伴い、売上高割使用料及び施設使用料について、引上げ分 3 %を上乗せして 8 %にする改定を行った。その際、施設使用料については、本体価格と消費税を明確に区分するため、税抜額に 100 分の 108 を乗じる外税方式への見直しを行った。また、平成 30 年 10 月には、豊洲市場の開場に合わせ、都が整備する低温施設を適用対象とする低温施設使用料（卸売業者低温売場使用料、低温荷さばき場使用料、低温作業所使用料）を新設した。さらに、令和元年 10 月 1 日より、売上高割使用料、施設使用料ともに 8 %から 10 %へと改定を行うこととし、施設使用料については、税抜の使用料（本体価格）に 100 分の 110 を乗じた額とした。また、売上高割使用料については、軽減税率制度の導入に伴う複数税率に対応できるよう、現行の内税方式から外税方式に変更し、標準税率（10 %）を適用して算出した額とした。また、使用料以外に、条例上の卸売価格についても、複数税率に対応できるよう規定を改めている。

そのため、低温管理に必要な機能を強化するための施設に対する料額設定について、その積算根拠を確認したところ、対象床面積、耐用年数、工事金額等から月額単価を算定していることが確認できた。しかし、過去に設定した使用料単価については、中央卸売市場の設置前の単価を踏襲しており、その後の改定では、昭和 48 年に農林水産省が示した「市場使用料によってまかなうべき経費、市場使用料の負担者及びその額、市場使用料の徴収方式」及び東京都中央卸売市場使用料算定要領に基づき、市場使用料によって賄うべき経費を算出の上、不足している部分について、充足するようにして料額を改定してきていることから、将来に向けて、受益と負担の観点からの検討も重要である。

d 市場使用料に関連する令和 4 年度取組について

経営計画では、計画期間内において、経営状況等のより精緻な分析を踏まえた更なる経営改善策の検討・実施に加え、市場の活性化に向けた取組を通じて、使用料収入の増加を図るとともに、市場使用料のあり方の検討などを行うこととしている。

令和 4 年度の主な取組についてヒアリングしたところ、以下の項目を実施しているとの回答であった。

- ・市場運営費の縮減や収入確保など、経営改善の取組
- ・ホームページ等における情報発信の内容の検討
- ・経営に関するレポートの作成に向けた検討
- ・市場会計の財政状況について、業界との意見交換に向けた検討

ここで、「市場運営費の縮減」と「収入確保」について、当初の目標値と実績

値及び両者の差異に関する原因分析の状況を確認したところ、経営計画では、経営改善の取組事例として、市場運営費の縮減や収入確保策を記載したものであり、具体的な目標値は設定していないとの回答であった。

（意見 1－8）市場運営費の縮減及び収入確保に向けた取組について

経営計画において、経営改善策の検討・実施に加え、市場の活性化に向けた取組を通じて、使用料収入の増加を図ることを記載しているが、「市場運営費の縮減」や「収入確保」については、経営改善の取組事例としての位置付けであり、目標値が設定されておらず、具体的な実行計画となっていない。

このような状況では、実効性のある経営改善策とは言えないことから、具体的な実行計画について幅広く検討するとともに、経営状態の改善の根幹である収入確保と運営費の削減に向けた定量的な目標設定を行い、実効性のある経営改善の取組を実施されたい。

（意見 1－9）市場使用料について

中央卸売市場会計においては、営業的経費に市場使用料を充てる一方、行政的経費については、原則、一般会計補助金で負担していることから、収益的収支が均衡している状況においては、おおむね「総括原価方式」の下、十分な使用料収入が確保されているはずである。しかし、中央卸売市場会計の損益は、平成 12 年度から平成 27 年度までは、おおむね収支均衡で推移してきたが、平成 28 年度以降は赤字となり、減価償却費等の影響により、当面赤字で推移することが見込まれる。そのため、現状においては、収益的収支が均衡しておらず、「総括原価方式」については、必ずしも上手く機能していない。

現在の財務構造は、旧築地市場用地の有償所管換に伴う収入により発生した利益剰余金を、毎期の多額の赤字に充当している状況であり、今後の市場施設の更新財源を減少させている状況が将来も継続すると、いずれ資金が枯渇して市場全体が立ち行かなくなることが懸念される。

使用料単価については、中央卸売市場設置前の単価を踏襲した上で、市場使用料によって賄うべき経費を算出し、不足している部分について、充足するようにして料額を改定していることから、将来を見据えた受益と負担の観点からの検証も重要である。

また、過去の経緯や収支均衡が崩れている状況からも、「経営レポート（仮称）」を活用した経営改善の取組と同時並行で、今後、総括原価方式を維持していくのであれば、「使用料体系の見直し」、「使用料額の改定」について、関係者との調整を十分に行い、方向性を検討されたい。

(意見 1-10) 市場使用料あり方検討委員会の活用について

市場使用料あり方検討委員会は、最近では、平成 21 年 7 月から平成 24 年 5 月まで開催されたが、その後は、現時点まで開催されていない。関係者との調整を行い、必要な場合には、市場使用料あり方検討委員会を改めて活用されたい。

(ウ) 民間経営手法の活用について

民間経営手法の活用について、経営指針及び経営計画に記載されている方向性に基づき検討がなされているかを確認める観点から、各担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行った。

経営指針では、「市場運営における民間経営手法の効果的な活用」の趣旨・ねらいとして、中央卸売市場の強固で弾力的な財務基盤の構築の実現に向けては「民間の創意工夫や、多様なノウハウ・技術を活用していくことが有用である」と考え、「民間経営手法を効果的に活用し、サービスの質の向上や、資金の効率的な使用、業務の効率化を図ることを検討していく」と定めている。

また、経営計画では、今後の取組の方向性として、「民間経営手法について、アウトソーシングの拡大、施設の高度・複合的な利用、施設運営の手法など、研究を進めた上で、都の中央卸売市場における活用可能性について検討を行います」と定めている。

この点について、関連する資料を閲覧したところ、民間経営手法の活用について具体的な検討が行われた結果は見当たらず、担当者へのヒアリングでは、「審議会では様々な意見が出ているが、それに対する具体的な計画は現時点ではない」との回答を得た。

表 B-3-7 民間経営手法の検討状況（経営指針策定後）

項目	概要
令和 3 年 3 月 30 日 東京都中央卸売市場 経営指針	「<方向性 6> 市場運営における民間経営手法の効果的な活用」
令和 4 年 3 月 30 日 東京都中央卸売市場 経営計画	「また、更なる経営改善につなげていくため、民間経営手法について、アウトソーシングの拡大、施設の高度・複合的な利用、施設運営の手法など、研究を進めた上で、都の中央卸売市場における活用可能性について検討を行います。」

項目	概要
令和4年8月30日 第80回東京都卸売市場審議会	○細川臨時委員「PFI方式で事業者が公共施設を完成させたとき、これまで平成11年制定のPFI法では、自治体に所有権の移転を義務付けていましたが、平成30年に法改正し、所有権を移転しない非保有方式も認めることになりました。事業者が所有権を保持し、開設自治体もそこから借りることによって毎年の出費の平準化を図り、自治体財政逼迫の折から支出減の助けになる、積極的に活用することを期待したいと、そういう内容です。公設卸売市場も公共施設になります。同じ非保有方式でも、取扱規模が小さくなっている卸売市場では、卸売市場施設規模を縮小して余剰地を生み出し、そこに収益施設を造って、その利益で卸売市場の維持をする方式はリース方式と呼ばれ、国の補助金対象にはなりません。卸売市場の持続可能性が高まるとして、各地の中小公設卸売市場で検討され、既に実行されている公設市場もあります。」

都提出資料より監査人作成

(意見1-11) 民間経営手法の活用の検討について

経営計画では、今後の取組の方向性として、民間経営手法の活用可能性を検討しているが、関連する資料を閲覧したところ、具体的な検討が行われた結果は見当たらなかった。また、担当者へのヒアリングでは「審議会では様々な意見が出ているが、それに対する具体的な計画は現時点ではない」との回答を得た。

民間経営手法の導入に当たっては、民間経営手法の在り方や、導入による効果、導入に当たっての留意点等を十分に研究・検討する必要があるとあり、一朝一夕に方針を決めることは困難であると考えられる。

例えば神戸市では、平成16年度からPFI方式による中央卸売市場本場の再整備事業に取り組み、平成21年度に新施設が全面供用開始、平成24年度に市場施設跡地の活用事業者の公募を実施し、平成29年度に開業となっており、跡地活用まで含めると事業期間は10年以上となる。

中央卸売市場会計の強固で弾力的な財務基盤の構築の実現に向けて、民間経営手法の検討は有用であると考えられ、その検討・実施までの期間は長期になることが想定されるため、可能な限り早期に検討を実施されたい。その際は、市場の経営に関する情報を積極的に公開・提供し、民間事業者から様々な提案が得られるような環境を構築されたい。なお、官民連携（PPP）の検討は、施設整備・維持更新と密接に関わってくると考えられるため、今後の施設の維持更新計画の策定に合わせて検討を実施されたい。

4 市場取引の活性化に向けた取組の強化

(1) 物流の高度化・効率化

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「物流の高度化・効率化」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「物流の高度化・効率化」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

段ボール箱等の外装やパレット規格の標準化、運用ルール等が確立されることで、中央卸売市場の生鮮品等流通におけるパレット化が進むとともに、ロボットやIoTなど先端技術を活用した自動搬送装置等による場内荷役業務の省力化・自動化等が進展し、場内物流の効率化が図られている

市場業者と産地との連携による集荷における幹線輸送への集約化やトラックの積載効率の向上、ストックポイントとしての施設活用や、市場間のネットワークを生かした混載輸送等が進み、物流の効率化が図られている

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「物流の高度化・効率化」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-4-1 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・トラックドライバーによる手積み、手降ろし等の手荷役作業 ・ドライバーの人手不足 	<ul style="list-style-type: none"> ・ドライバーの作業負担の軽減や省力化 	<ul style="list-style-type: none"> ・場内物流を円滑化するため、市場関係者によるトラック予約受付システムの導入等の支援
<ul style="list-style-type: none"> ・場内や周辺道路での車両の混雑や滞留等の発生 	<ul style="list-style-type: none"> ・多数の市場関係者により、短時間のうちに大量の荷の搬送や荷捌き等が行われているが、市場全体としての統制が取れているとは言い難い 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動搬送など先端技術の調査・検討、一部の市場への導入 ・中央卸売市場のネットワークを生かした市場間転送、各市場の役割分担によるストックポイントとしての活用等について検討

現状	課題	今後5年間の主な取組
・著しい場内混雑を生じている市場や、取扱数量に比して狭隘な市場がある一方で、敷地面積に比して取扱数量が少ない市場もあるなど、非効率	・各市場の特性に応じた物流の最適化・高度化に向けた対応	・国等と連携した外装やパレットの標準化に向けた検討 ・先進事例等の市場業者への共有 ・補助事業等による支援 ・経営の専門家と連携 ・市場業者に対する情報発信
・水素や電気を動力源とするトラックの普及	・将来の技術革新を視野に入れた物流の効率化	・技術革新など様々な状況の変化に対応できる柔軟性（フレキシビリティ）を確保した市場施設の維持更新等

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-4-1 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
自動搬送等の導入による場内物流の効率化等の推進	調査	導入に向けた検討、一部の市場で先行実施			
経営強靱化のための補助事業等【再掲】	実施		見直し・再構築など		

経営計画より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 経営計画の進捗管理について

物流の高度化・効率化に関する事業が、経営指針及び経営計画に記載されている今後の取組の方向性に基づき実施されているか、効果検証がなされているかを確かめる観点から、令和4年度の取組について各担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行った。

令和4年度の取組としては、淀橋市場において、拡張整備事業と合わせて、DXを推進するに当たり、自動搬送など先端技術を活用した物流の高度化・効率化に係る実証事業の実施に向けて、業界等と調整を実施している。また、淀橋市場、板橋市場において、物流動線・施設利用等の調査を実施している。

経営計画における各事業の進捗を確認するために、計画時の目標設定について担当者にヒアリングしたところ、事業ごとに令和8年度における定量的な目標は定めていないという回答を得た。

(2) 商流の高度化・効率化

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「商流の高度化・効率化」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「商流の高度化・効率化」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

市場業者がICTなどの先端技術を活用することで、場所等に制約されない取引環境が整っている
中央卸売市場における多様な商品情報や取引情報、取引手続等のデジタル化が進み、市場に集まる多様な情報が、ビッグデータとして市場業者自らの経営力強化に活用されている
市場に集まる多様な情報をビッグデータとして各流通主体と共有することで、AIを活用した需給予測による産地の生産支援や食品ロス削減を実現するなど、新たな価値が創出されている

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「商流の高度化・効率化」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-4-2 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
・ECサイトの構築、システムによる業務の一元的な管理等、デジタル化の取組は一部の市場業者が実施	・中央卸売市場全体で見した場合における商流・情報流のデジタル化は不十分 ・デジタル化の促進に向けた十分な調査・検討が必要	・ICTなど先端技術や取引情報の活用に係る課題や事例を調査 ・調査結果を踏まえ、市場業者と連携した先端技術の導入に向けた検討や試行の実施 ・補助事業等により支援 ・経営の専門家と連携した市場業者に対する情報発信等

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-4-2 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
「商取引のデジタル化」、 「取引情報の活用推進」調査	業界と共同で検討	検討・試行・検証など			
経営強靱化のための補助事業等【再掲】	実施		見直し・再構築など		
経営の専門家と連携した支援（情報発信、相談事業等）【再掲】	実施（情報誌、セミナー、相談事業、アドバイザー等）				

経営計画より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 経営計画の進捗管理について

商流の高度化・効率化に関する事業が、経営指針及び経営計画に記載されている今後の取組の方向性に基づき実施されているか、効果検証がなされているかを確かめる観点から、令和4年度の取組について各担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行った。

令和4年度の取組としては、ウェブ販売サイトの新設など商取引のデジタル化や、販売管理システムの導入による業務効率化など、デジタル活用に係る市場業者の取組を経営強靱化推進事業により支援を実施している。また、専門家と連携し、デジタル活用をテーマとしたオンラインセミナーを開催している。

経営計画における各事業の進捗を確認するために、計画時の目標設定について担当者にヒアリングしたところ、事業ごとに令和8年度における定量的な目標は定めていないという回答を得た。

(イ) 商取引のデジタル化に向けた取組について

「商取引のデジタル化」、「取引情報の活用推進」については、令和3年度に先進事例を収集するとともに、業界の協力を得て、卸売業者、仲卸業者を対象とするアンケート等から市場業者の実情について調査を実施しており、令和4年度は取扱品目による傾向についても分析を実施している。

この点、令和4年度に実施した商取引のデジタル化に関するアンケートにおいて、「取引に関してデジタル技術を活用したい」と回答した市場業者に対して、経営強靱化推進事業により、ウェブ販売システムの導入など、商取引のデジタル化につながる市場業者の取組を後押ししてきたとの回答を得た。また、専門家による経営相談の場などを活用して、市場業者が抱える課題等の聞き取りを行う

とともに、商取引のデジタル化に係る情報提供や意見交換を実施しているとの回答を得た。

一方で、アンケート等によると、商取引のデジタル化に当たっては、「上流（産地）や下流（実需者）に挟まれ、一社でデジタル化を進めるのは困難」、「各市場・個社での検討ではデジタル化が進まない」、「業務とデジタルに明るい人材が欲しい」といった課題が認識されている。

（意見 1－12）商取引のデジタル化に向けた取組について

令和 4 年度に行われた卸売業者、仲卸業者を対象とするアンケート等による市場業者の実情についての調査結果では、「上流（産地）や下流（実需者）に挟まれ、一社でデジタル化を進めるのは困難」、「各市場・個社での検討ではデジタル化が進まない」、「業務とデジタルに明るい人材が欲しい」といった課題が認識されている。

この点、経営計画では、「調査結果を踏まえ、市場業者とも連携しながら先端技術の導入に向けた検討や試行を進めていきます」と記載しているが、現時点では、上記の課題解決に向けた具体的な検討や試行の取組が進んでいない。

2040 年代の目指すべき姿として描くビッグデータの活用に向けて、品目・品種コード体系の整備・統一や市場内における決済の電子化、卸・仲卸間での受発注取引情報の電子化を進めるためには、市場業者の実情調査を踏まえた推進案を検討・共有する必要がある。

都が市場開設者として強いリーダーシップを発揮し、検討組織を立ち上げるなど、今後の具体的な取組について早急に検討されたい。

（3）多様な消費者ニーズへの対応

ア 概要

（ア）計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「多様な消費者ニーズへの対応」について、2040 年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の 5 年間の主な取組及び 5 年間の事業展開を示している。

（イ）2040 年代の目指すべき姿

「多様な消費者ニーズへの対応」について、2040 年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

市場業者が、市場の強みを生かしつつ、エシカル消費や地産地消などに対応した品揃えを行うことにより、多様な消費者ニーズに対応している
--

非接触や非対面へのニーズによるEコマースの増加や、内食・中食への志向の高まりを背景とした新たなビジネスの登場、小売業等における実店舗販売とEコマースの融合化など、消費者ニーズに即した多様なチャネルに対応していくため、市場業者による新たな販路開拓や市場の強みを生かした付加価値が提供できる環境が整備されている

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「多様な消費者ニーズへの対応」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-4-3 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・生鮮品等の鮮度や安全性など質を重視するとともに、エシカル消費への関心が高まるなど、消費者ニーズが多様化 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な消費者ニーズへの対応 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者のニーズを捉えた取引活性化の好事例を市場業者と共有し、市場業者による品揃えの充実を支援
<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍により普及した家庭消費向け小分け、食材キット化、加工ニーズなど新しいニーズが拡大 ・小売業等では実店舗販売とEコマースという異なる販売チャネルを融合して提供する動き 	<ul style="list-style-type: none"> ・新たなニーズや動きに対し、中央卸売市場が持つ強みを生かした対応 ・各市場の個性や特徴を生かしつつ、時代のニーズに即した機能を柔軟に導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の持つサービス機能を強化し、ストックポイントとして施設活用することなどについて、調査・検討を行い、先進事例等を市場業者と共有 ・補助事業等により支援 ・経営の専門家と連携した市場業者に対する情報発信 ・市場業者が柔軟に対応できるよう配慮した施設整備

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-4-3 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
ストックポイントとしての活用策等に向けた調査等	調査	事例共有・実施			
経営強靱化のための補助事業等【再掲】	実施		見直し・再構築など		
経営の専門家と連携した支援（情報発信、相談事業等）【再掲】	実施（情報誌、セミナー、相談事業、アドバイザー等）				

経営計画より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 経営計画の進捗管理について

多様な消費者ニーズへの対応に関する事業が、経営指針及び経営計画に記載されている今後の取組の方向性に基づき実施されているか、効果検証がなされているかを確かめる観点から、令和4年度の取組について各担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行った。

令和4年度の取組としては、品質・衛生管理体制の強化や、加工設備の導入など、多様化する消費者ニーズに対応するための市場業者の取組を経営強靱化推進事業により支援している。

経営計画における各事業の進捗を確認するために、計画時の目標設定について担当者にヒアリングしたところ、事業ごとに令和8年度における定量的な目標は定めていないという回答を得た。

5 生鮮品等流通の基幹的なインフラとしての機能の強靱化

(1) 公平かつ公正な取引環境の確保

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「公平かつ公正な取引環境の確保」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「公平かつ公正な取引環境の確保」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

中央卸売市場は、様々な社会変容がもたらす取引環境の変化にも柔軟に対応し、生鮮品等を円滑かつ安定的に提供する基幹的なインフラとして機能している
中央卸売市場の取引の中核を担う、卸売業者、仲卸業者等は、卸売市場法や東京都中央卸売市場条例に定める取引ルールや公表義務を遵守しながら、活発な取引を行っている
都は、取引実態を適切に把握し、取引参加者に対する指導監督を適切に実施するとともに、取引情報等の透明性確保などを通じて、公平かつ公正な取引環境を確保している

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「公平かつ公正な取引環境の確保」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-5-1 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
・令和2年の改正法等の施行により、市場取引の更なる多様化が見込まれる	<ul style="list-style-type: none"> ・多様化する市場取引の把握等について、より効果的な手法が必要 ・法や条例だけでなく、食品流通や会計等の幅広い知識や市場業者との交渉力等が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・取引参加者に対する指導監督等を適切に実施し、公平かつ公正な取引環境の確保を継続 ・指導監督方法等の検討や、定期的な事後チェック方法の確立など、効果的な指導監督手法を検討 ・取引業務巡回調査や卸売業者・仲卸業者検査など、調査・検査手法等の見直しを検討

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-5-1 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
適切な指導監督の実施	適宜見直しの上、継続して実施				
効果的な指導監督手法の検討	研修等の充実	検討・実施（課題の抽出・分析、見直しの検討）			
調査・検査手法等の見直しの検討	検査マニュアル改訂	検討・実施（課題の抽出・分析、見直しの検討）			

経営計画より抜粋

(オ) 業務指導・監督事務の根拠条例

東京都中央卸売市場条例第61条及び第62条には以下の定めがあり、都は、次のような業務指導・監督事務を通じて、市場業者が公正な取引を行うよう指導監督を行っている。

(報告及び検査)

第61条 知事は、遵守事項※を遵守させるために必要があると認めるときは、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者に対して、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、卸売業者、仲卸業者若しくは関連事業者が第43条第1項の規定により使用の許可を受けた市場施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 知事は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対して、許可を受けた市場施設の使用に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、使用者が許可を受けた市場施設に立ち入り、その使用状況を検査させることができる。

3 前二項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

4 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(指導及び助言)

第 62 条 知事は、遵守事項※を遵守させるために必要があると認めるときは、取引参加者又は関連事業者に対して、その業務又は会計に関し必要な指導及び助言をすることができる。

2 知事は、市場施設の適正な使用を確保するため必要があると認めるときは、使用者に対して、市場施設の使用に関し必要な指導及び助言をすることができる。

※遵守事項の定めは、同条例第 23 条～第 42 条に存在する。

(カ) 主な業務指導・監督事務内容

主な業務指導・監督事務内容は、以下のとおりである。

・取引業務の巡回調査

市場における生鮮食料品等の取引の適正化を図るため、各市場に対する取引業務の巡回調査を実施している。

原則として無通告により、販売開始前の状況やせり取引の状況及び販売後の取引を確認し、その後、関係帳票類及び関係者からの聞き取り調査をする取引業務の巡回調査を各市場に対して実施している。

・市場内業者の経理及び業務検査

市場内業者(卸売業者及び仲卸業者が検査対象)の財務状況及び業務運営の実態を把握して、公正な取引と健全な経営を確保することにより、生鮮食料品等の流通の円滑化に寄与することを目的としており、職員と公認会計士により実施している。

イ 監査の結果

(ア) 経営計画の進捗管理について

市場内業者の経理及び業務検査に従事経験のある担当者に対し、条例上の不公正な取引の発見の体制についてヒアリングしたところ、過去に特定の業者が循環取引を通じて売上げの水増しをしていた事例があるとのことであった。

しかしながら、その内容及び講じた措置等が、マニュアル等の文書に記載されておらず、職員の有する知見が、取引業務の巡回調査者や、検査担当者などの間で十分に共有されていないものと見受けられた。

(意見 1-13) 不公正な取引への対応のための知見共有について

市場における調査・検査の実施において、不公正な取引の是正等、業務指導・監督事務を効果的かつ効率的に行うため、担当者が有する様々な経験に基づく

不公正な取引の事例等の知見を共有すべく、その対応にかかるマニュアル等を作成して共有することを検討されたい。

また、内容の共有に当たっては、ただマニュアル等を配布するだけでなく、定期的な研修等を通じ、全ての調査・検査担当者へ十分な周知がなされるよう対応を検討されたい。

(2) 品質・衛生管理の徹底・強化

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「品質・衛生管理の徹底・強化」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「品質・衛生管理の徹底・強化」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

品質・衛生管理の高度化が進み、食の安全が確保され、誰もが安心して消費できる食材を確保する上で、中央卸売市場がそのよりどころとなっている
各市場の持つ個性や強みを踏まえつつ、時代とともに変化する産地や実需者、消費者が求める品質・衛生管理の水準に、柔軟に対応できる市場施設等が整備されている

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「品質・衛生管理の徹底・強化」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-5-2 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
・市場内には大小様々な規模の事業者が存在し、その取扱品目や作業内容等も多岐にわたる	・事業者ごとにHACCPに沿った衛生管理の対応を定着させ、PDCAサイクルを回すことにより、衛生管理を向上させることが必要	・継続して実効性のある衛生管理の記録を行うための支援 ・「衛生管理計画」及び「品質・衛生管理マニュアル」の効果を検証し、必要に応じて内容を見直し、よりよい品質・衛生管理につなげる自主的な取組を支援

現状	課題	今後5年間の主な取組
		<ul style="list-style-type: none"> ・S Q M制度の適切な運営や講習会の実施等により、市場業者への適切な情報提供や品質・衛生管理に関する知識の向上を図る ・第三者認証の取得支援や経営相談事業を活用した品質・衛生管理に係る相談等、国際規格の取得を目指す事業者への支援
・産地や実需者等のニーズに対応するため、役割分担の下、都及び市場業者がそれぞれ卸売場の低温化等の取組を実施	・食の安全・安心に対する消費者の関心の高まり等も踏まえ、品質・衛生管理の高度化に向けた対応が必要	・市場業者が流通環境や顧客ニーズの変化を踏まえた品質・衛生管理の高度化に柔軟に対応できるよう配慮した施設整備

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-5-2 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
H A C C Pに沿った衛生管理に係る記録の定着支援	記録の定着支援の実施				
H A C C Pに沿った衛生管理に係る検証等支援		衛生管理に係る検証等支援の実施			
第三者認証取得支援	実施				

経営計画より抜粋

(オ) 食の安全・安心確保への取組

近年における食中毒、B S E感染牛、残留農薬問題や原産地偽装表示事件など、食に関する様々なリスクに対して、食品の流通拠点である中央卸売市場には、食の安全と消費者の信頼確保のための取組が求められている。

また、食品衛生法では、令和3年6月から、原則全ての食品等取扱事業者に「H A C C P（ハサップ）に沿った衛生管理」を求めている。

H A C C Pとは、食品等事業者自らが食中毒菌汚染や異物混入等の危害要因

(ハザード)を把握した上で、原材料の入荷から製品の出荷に至る全工程の中で、それらの危害要因を除去又は低減させるために特に重要な工程を管理し、製品の安全性を確保しようとする衛生管理の手法をいう。

このため、中央卸売市場では、「安全・品質管理者」(セイフティ&クオリティ・マネージャー。以下「SQM」という。)の活用、「食品危害対策マニュアル」による食の安全・安心に係る危機管理及びHACCPに沿った衛生管理の定着支援を中心とした自主的衛生管理の推進などを行うことにより、市場で取り扱われる食品の安全・安心の確保を図っている。

(カ) 安全・品質管理者体制

中央卸売市場では、SQMを各市場の東京都職員、卸売業者及び仲卸団体に設置している。これにより、食品に関する事件・事故発生時に、当該食品の流通状況などに関する業界情報を迅速に収集できるとともに、それらに対する措置が迅速に業界全体に周知されるよう、体制を整備している。

・ SQMの設置状況と研修の取組

令和4年度のSQMは、160名(都職員27名、業界133名)で構成されている。SQMの選任基準は、「東京都中央卸売市場「安全・品質管理者」設置要綱」により定められており、都職員にあっては、管理部市場政策課長及び事業部業務課長並びに各市場の課長等、各卸売業者にあっては、業務執行役員及びその補助者から選任するものとされている。また、その職務には、市場内の衛生・環境水準の向上に向けた研修・講習に関する調整等が含まれており、定期的な研修の実施がなされている。

(キ) 食品に関する危機管理対応

中央卸売市場では、食の安全・安心を脅かす事態に対して、発生を未然に防止するとともに、万が一発生した場合にも、その被害を最小限に食い止めるため、「食品危害対策マニュアル」を作成し、対応している。これにより、食品衛生法等の違反食品のほか、その可能性のある食品についても販売自粛等の措置が可能となっている。

・ 食品危害対策マニュアル

食品危害対策マニュアル(以下「本マニュアル」という。)は、中央卸売市場が、「東京都危機管理対応方針(平成17年3月)」に基づき、所管する危機事象に対応できるよう、危機事象別に作成したマニュアルの一つである。

食の安心・安全に重大な影響を及ぼすおそれのある事象として、残留農薬、化学物質、放射性物質、細菌による食品汚染や食中毒、感染症など、様々な種類の危機を事前に想定し、これらの事態発生の未然防止を図るとともに、危機が発生

した場合の初動体制の確立、応急対策の実施など、市場と関係機関が組織的に対応するための指針として作成されたものである。

本マニュアルは、各市場の各職員に配布されており、危機の際の連絡経路及びフロー図に基づいた対応について、周知が図られている。

(ク) 食品に関する事件・事故への対応事例と関係機関の役割

直近の事例として、令和4年9月に、都が検査した輸入農産物から、食品衛生法で定める基準値を超える農薬が検出されたことがあった。

このように、食品衛生法で定める基準値を超える農薬が上場した農産物から検出された場合、中央卸売市場では、食品衛生法違反品が市場内へ流通している情報を探知後、各市場へ通知すること等により情報を発信する。なお、市場内に流通する食品衛生法違反品の指導、調査等は、食品衛生法を所管している保健医療局が実施するものである。また、食品衛生法で定める農薬の基準値の遵守については、輸入者等を所管する自治体が指導等を行うほか、保健医療局が市場内に流通する食品の抜取検査を実施するなど、食品衛生法を所管している関係機関が安全性の確認を行うものである。

中央卸売市場の役割は、法令遵守に向けた情報提供や支援を行うほか、取り扱う食品について食品衛生法違反疑いなどの疑義がある場合は、速やかに保健医療局へ相談するよう指導することにある。

(ケ) 自主的衛生管理の推進

食品の安全性を確保するには、実際に取り扱う者の適正な施設管理や食品の取扱いが最も重要である。このため、SQM制度を活用して、市場関係者の衛生意識が向上するよう普及啓発活動に取り組むとともに、各卸売業者や仲卸業者が着実に衛生管理を行うための「品質・衛生管理マニュアル」の作成支援や、これを活用したHACCPに沿った衛生管理の定着支援に取り組んでいる。

・品質・衛生管理マニュアルの作成支援

「品質・衛生管理マニュアル」の作成主体は市場の各事業者である。都は、マニュアル作成のためのガイドラインを示し、また、品質・衛生管理マニュアル作成講習会を水産、青果市場で実施する等の作成支援を行ってきた。

・HACCPに沿った衛生管理の定着支援

平成30年に食品衛生法が改正され、HACCPに沿った衛生管理については、令和3年6月から施行されている。

食品衛生法改正に係る普及啓発は、保健医療局が所管しているが、青果物を取り扱う事業者は、今回の法改正により、新たに食品衛生法に基づく衛生管理を実施する必要性が生じたため、中央卸売市場においても保健医療局と連携し、合同

で講習会を実施するなど、H A C C Pに沿った衛生管理の取組を支援している。

(令和4年度) 講習会実施計画：8回、実績：8回

(令和5年度) 講習会実施計画：8回、実績：3回(令和5年11月時点)

(コ) 放射性物質への対応

生鮮食料品中の放射性物質の検査は、国が定めたガイドラインに基づき、産地において実施している。中央卸売市場では、これらの検査情報等を収集し、S Q Mを介して迅速に業界全体に周知することで、基準値を超え、出荷自粛や出荷制限を受けた荷を市場に流通させない体制を整備している。

また、食肉市場では、東日本大震災の被災産地からも多くの肉牛を受け入れていることから、安全・安心の確保と円滑な流通の維持を目的として、平成23年12月から、放射性物質の全頭検査を実施していたが、令和2年3月の国のガイドライン改定を受けて4月より全頭検査を終了した。被災産地から提出される出荷計画表に基づく飼料管理状況の確認のほか、被災産地出荷牛の一部は、産地側が実施主体となって検査を継続している。

・被災産地から提出される出荷計画表に基づく飼料管理状況の確認

出荷者は、出荷計画一覧表を卸売業者へ提出し、卸売業者は、出荷計画一覧表をチェックするとともに食肉市場へ出荷計画一覧表を提供する。食肉市場では、卸売業者から提供を受けた出荷計画一覧表をチェックする。

イ 監査の結果

(ア) 研修制度の設計について

現在、取り扱われる食品の安全性を確保し、その信頼性を高めるとともに、衛生・環境水準の向上を図るため、S Q Mを各市場の東京都職員、卸売業者及び仲卸団体に設置している。これにより、食品に関する事件・事故発生時に、当該食品の流通状況などに関する業界情報を迅速に収集できるとともに、それらに対する措置が迅速に業界全体に周知されるよう、体制が整備されている。

S Q Mにより実施された研修実績を確認したところ、令和4年度はS Q M研修会を2回実施しており、実施状況は以下のとおりであった。

・第1回研修会(栽培できるケシとできないケシの見分け方について)19名参加

・第2回研修会(食品表示法に基づく食品表示について)76名参加

研修会への参加は任意とされており、欠席の場合には、必要に応じて研修会資料を送付するなどの対応を行っている。

各市場では、S Q Mの調整の下で市場業者に対して研修が行われ、情報のアップデートが行われる体制となっているものの、研修の受講は必須ではなく、欠席

時の対応も市場によって異なっている。例えば、研修資料の欠席者への送付を必須とする市場がある一方、欠席者の要望に応じて送付する市場が存在する。

(意見1-14) 研修制度の見直しについて

各市場では、SQMの調整の下で市場業者に対して研修が行われ、情報のアップデートが行われる体制となっているものの、研修の受講は必須ではなく、欠席時の対応も市場によって異なっている。市場業者の十分な知識・能力の維持・更新のためにも、例えば、研修は原則参加として可能な限り参加を呼びかけ、研修に参加できない場合は、代理の方に出席してもらおうなど、極力、研修に参加されるよう促すことや、欠席者へのフォローをルール化(市場からの資料の送付を必須化することや、欠席者による後日の資料確認を要請することなど)することを検討されたい。

なお、研修内容によっては受講対象者が異なる場合があり、市場業者の取扱品目によっては受講を任意とすべきものがあるとのことであった(ケシの花の見分け方などは花きを取り扱う業者の受講を想定)。研修制度の見直しに当たっては、各研修の対象者を整理した上で、必要な受講者に必要な研修が実施されるよう整備されたい。

(イ) 食品危害対策マニュアルの更新について

食品危害対策マニュアルの見直し状況についてヒアリングを実施したところ、作成時点から内容の見直しは行っておらず、連絡先に築地市場についての記載が残っている等、陳腐化している内容も見受けられた。実務上の対応は、マニュアルの改定ではなく、別紙を各市場へ配布し、最新の連絡先を周知しているとのことであった。

他方、マニュアルの定期的な見直しを実施しているかについて質問を実施した結果、現行のマニュアルで食品危害に対応できない事象は、現時点では生じていないため、見直しは行っていないとの回答を得た。

(意見1-15) 食品危害対策マニュアルの更新について

「食品危害対策マニュアル」の発行は平成18年10月であり、危機発生時の緊急連絡先及び関係機関連絡先については、都度更新を行っているが、その他の内容については、作成時のものが現在に引き継がれ、見直し・更新がなされていない。

本マニュアルは、食の安全・安心確保の指針となるマニュアルであり、その内容は各市場の職員に周知されて実際に用いられているものであることから、適時に更新されることが、食品危害と被害拡大の防止にも資するものである。

東京都危機管理対応方針では、「実践的な訓練を通じてマニュアルの改善点を発見し、見直していく」旨を基本原則の中で定めており、また、本マニュアルにおいても、「各種事態に対応した具体的事例に基づき、その事後評価を行うなどマニュアルの改善を図る」と記載している。

この点、平成18年の本マニュアル発行以来、中央卸売市場は、感染症等の食品危機に関する様々な事例を経験してきていることから、直面した事例に対する対応を振り返り、得られた知見から、本マニュアルに追記すべき事項若しくは記載が不要となっている事項などを検討して、反映させることが考えられる。

今後、具体的事例から得られた知見を食品危害対策マニュアルに反映させて、更新することを検討されたい。

(ウ) 食品に関する事件・事故への対応について

輸入農産物から食品衛生法上の基準値を超える農薬が検出されたという直近の事例1件を対象として資料を閲覧し、問題のある食品の発見から流通状況調査及び市場関係者への周知、対象食品の措置等に至るまでの、関係機関における業務フロー及び市場の役割を理解した。

当該事例では、都外の事業者が輸入した「スナップエンドウ」について、都の福祉保健局（当時）の検査により、基準値を超える残留農薬が検出され、輸入事業者が所在する自治体から関係自治体への調査依頼が文書により行われている。

中央卸売市場は、この調査依頼を基に、青果の卸・仲卸業者等の各市場関係者に対して「SQM連絡・通知状」を発信して、事実の周知及び市場衛生検査所への調査協力依頼を行っている。

今回調査した範囲においては、記載すべき課題は検出されなかった。

(3) 事業継続体制の確保・強化

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「事業継続体制の確保・強化」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「事業継続体制の確保・強化」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

首都直下型地震や気候変動の影響に伴う異常気象といった災害や、新型コロナウイルス等の新興感染症などが発生する事態となっても、生鮮品等を安定的に都民に供給する基幹的なインフラとしての機能の継続性を確保するとともに、危機的な事態への万全な備えが講じられた「止まらない」中央卸売市場を実現している

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「事業継続体制の確保・強化」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-5-3 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・震災等の自然災害や新型インフルエンザ発生を見据えて危機管理マニュアルや事業継続計画等を策定 ・災害時の開設者としての運営体制を確保するため、都職員の安否確認や各種情報伝達を行える「安否確認サービス」を導入するなど、市場の初動体制を早期に構築するための備えを講じる 	<ul style="list-style-type: none"> ・都民の豊かな消費生活を支える基幹的なインフラとしての役割を果たしていくためには、多岐にわたる災害リスクへの備えや、市場機能の主要な担い手である市場業者におけるリスク管理が不可欠であり、都と市場業者が連携し、一体となった取組が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場取引や市場運営に重大な影響を及ぼす様々なリスクを洗い出し検証するために、全市場を対象として、リスクアセスメント調査を実施 ・風水害への万全の対策を講じるために、河川付近等に位置する市場を対象とした浸水シミュレーション等、必要な対応を実施 ・上記の結果を踏まえ、中央卸売市場BCPの改訂等を実施 ・各市場の市場業者に対してBCPの策定運用状況調査を実施し、BCPを策定していない市場業者に対しては、BCP策定の支援を実施 ・様々な事態にも臨機応変に対応できるように、都と市場業者が連携し、定期的に訓練を実施するとともに、中央卸売市場BCPの見直しを随時実施

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-5-3 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
リスクアセスメント調査等	11市場で調査実施	浸水シミュレーション等			
中央卸売市場BCPの改訂等（風水害等）		BCP改訂等		訓練実施・効果検証・BCPの見直し	
市場業者BCP策定支援		BCP策定状況調査	BCP策定支援・訓練実施・効果検証		

経営計画より抜粋

(オ) 災害対策マニュアル

都は、被災時の行動指針として災害対策マニュアル（中央卸売市場BCP）を策定している。

災害対策マニュアルでは、中央卸売市場における基本方針として、以下の3つを掲げている。

- ・市場内の安全確保、人命救助を最優先として取り組む。
- ・生鮮食料品の確保のため、非常時優先業務を確実に実施する。
- ・市場機能の維持に向けて、市場関係者へ適切な情報発信を行う。

また、基本方針を達成するために、以下の4つを基本原則として掲げている。

- ・最初に参集した職員から、直ちに初動対応が行えるようにする。
- ・応急対策は、迅速かつ柔軟な対応を優先する。
- ・多くの情報を一元的に集め、分析・判断し、よりの確な対応に努める。
- ・災害時に迅速に対応するため、平時から訓練及び予防対策に取り組む。

災害対策マニュアルは、対象となる脅威と想定被害を設定してマニュアルを定めており、対象となる被害は、都の被害が最大となる東京湾北部地震マグニチュード7.3を設定しており、ライフラインの被害は電力で1週間、通信で2週間、上下水道で1か月、ガスで2か月程度を要することを想定している。当該想定の下、被災時の動き方のほかに、訓練等の予防対策についても定められている。

(カ) 参集訓練及び情報連携訓練

災害対策マニュアルでは、平時から訓練及び予防対策に取り組むことが明記されており、都は、BCM活動（平時のマネジメント活動）として、9月に地震

による災害を想定した参集訓練を実施している。また、参集が必要な職員の一部を対象として、参集後の初動業務の確認等を行う訓練を実施している。

また、毎年1回、中央卸売市場情報連携訓練により、本庁と各市場との間の情報連携や、「大規模災害時における生鮮食料品の調達に関する協定」に基づいた協定締結先（卸売業者）への生鮮食料品の在庫の確認等を実施している。

訓練の前提として、主に地震の発生による災害を想定しており、各市場共通の想定の下で訓練が実施されている。その上で、各市場で把握された課題を本庁に集約し、次回以降の訓練に反映させるとともに、非常時の備えとしている。

これら訓練の結果から課題を把握し、対応推進状況を「BCM課題（予防対策）管理表」にまとめ、継続的に追記・進捗管理を行うこととされている。

イ 監査の結果

（ア）災害対策マニュアルの策定状況について

都が定める災害対策マニュアルを閲覧し、自然災害や新興感染症等へ対応できる内容が策定されているか、といった観点で監査を実施した。

災害対策マニュアルにおいては、対象脅威として、都の被害が最大となる「東京湾北部地震マグニチュード7.3」を想定している。経営計画においては、地震・津波、集団感染症、火災・爆発、台風・集中豪雨、テロなどを想定したリスクマップイメージの記載があり、地震以外の自然災害については、対応マニュアルは作成されていないが、大規模洪水やその他の脅威について、今後追加することが検討されている。なお、新興感染症については、災害対策マニュアルとは別に、新型インフルエンザ等発生に伴う事業継続計画や、新型コロナウイルス感染症への対応方針を策定している。

また、都では、災害対策マニュアルに基づいて業務継続計画〔BCP〕対応フロー【本庁】《2023年度版》を策定している。当該対応フローでは、発災・参集後の行動として、中央卸売市場災害対策本部の設置、各市場災害対策本部の設置や施設の安全確認実施、市場の使用可否の判断、施設・設備応急措置の完了のため必要な行動が、本部長、統括担当、情報総括担当（広報）、人的支援担当、建物設備・施設担当、生鮮食料品確保担当、輸送担当、各被災市場といった役割別に明確にされている。しかし、その後、72時間経過後に実施すべき取引再開に向けた対応策の策定、一部ラインの再開や通常の市場取引の再開に向けた対応については、項目を列挙しているが、行動計画フロー図等として、作成されてはいなかった。

（意見1-16）災害対策マニュアルの充実について

現在の災害対策マニュアルは、地震発生時の対応が中心となっており、近年の

台風や集中豪雨による風水害には十分に対応できるような状況にはなっていない。地震発生時と風水害発生時の初動は対応が異なるものがある。生鮮品等を安定的に都民に供給するため、災害対策マニュアルは、地震発生時の対応以外にも想定されるリスクを考慮の上、見直しをされたい。また、当該見直しの結果に基づいて、地震以外にも想定した訓練を実施することで、実効性を高めることも検討されたい。

(意見1-17) BCP対応フロー等の充実について

業務継続計画〔BCP〕対応フローでは、発災・参集後の行動として、中央卸売市場災害対策本部の設置、各市場災害対策本部の設置や施設の安全確認実施、市場の使用可否の判断、施設・設備応急措置の完了のために、本部長、統括担当、情報総括担当（広報）、人的支援担当、建物設備・施設担当、生鮮食料品確保担当、輸送担当、各被災市場と、役割分担とともに、必要な対応内容が洗い出されている。しかし、その後、72時間経過後に実施すべき取引再開に向けた対応策の策定、一部ラインの再開や通常の市場取引の再開に向けた対応については、項目を列挙しているが、行動計画フロー図等として、作成されてはいなかった。

都としては、発災後に生鮮品等を安定的に都民に供給する機能が求められるところであり、業務継続計画〔BCP〕対応フロー等においても、各市場が平時の市場機能を取り戻すまでに優先して対応すべき事項が明確でないと、現場に混乱をもたらすおそれがある。そのため、取引再開に向けた対応策の策定、一部ラインの再開や通常の市場取引の再開に向けて必要な項目についても、行動計画フロー図の作成等により、業務継続計画〔BCP〕対応フロー等の充実を図られたい。

(イ) 参集訓練及び情報連携訓練の実施状況について

災害対策マニュアルで定められている参集訓練や、参集後の初動業務の確認等を行う訓練の実施状況及び実施に当たっての災害の想定やBCM課題管理表による継続的な課題解決の対応状況について、資料の閲覧や担当者へのヒアリングを行った。

その結果、訓練についても、災害対策マニュアルで想定している地震の発生を想定したもののみとなっていた。

災害対策マニュアルに従って年に1回実施されている参集訓練について、参加した職員から気付き事項等についてアンケートを回収している。回収されたアンケートは、次回の参集訓練の実施に活用されるとのことであったが、現状では、回収したアンケート結果について、その年度内に分類整理して各職員に伝達するといったことは行われていなかった。

また、BCM課題（予防対策）管理表は、災害対策マニュアルを作成した令和2年3月以降、継続的な追記、進捗管理が行われていなかった。訓練によって明らかとなる毎年の課題について、災害対策マニュアルで定められているようなBCM課題（予防対策）管理表への反映はなされていない。本来であれば、河川に近い市場で水害リスクが考慮されていない等、市場固有のリスクの洗い出しについては、BCM課題（予防対策）管理表によりすくい上げられる必要がある。

（指摘1-2）BCM課題（予防対策）管理表の適時な更新について

BCM課題（予防対策）管理表は、災害対策マニュアルを作成した令和2年3月以降、継続的な追記、進捗管理は行われておらず、訓練によって明らかとなる毎年の課題について、災害対策マニュアルで定められているBCM課題（予防対策）管理表への反映はなされていない。

課題に対する解決策は、中央卸売市場だけで対応できる場合もあれば、地方卸売市場との連携や局を超えた東京都全体で解決策を講じる必要があることも考えられる。この場合に、課題を全体で共有するとともに、解決のボトルネックを明確にして改善活動を促すなど、自然災害等が発生する前に重要な課題を解決し、いち早く市場を正常な機能に取り戻すためにBCM課題（予防対策）管理表を作成することが必要である。

識別した課題を適時に改善・解決するために、災害対策マニュアルに従ったBCM課題（予防対策）管理表を作成し、適時に更新されたい。

（意見1-18）訓練結果の分析及び共有について

参集訓練に参加した職員から、次回の参集訓練の実施に活用するために、気付き事項等についてアンケートを実施し、回収している。しかし、回収したアンケート結果について、その年度内に分析結果の共有は行われていなかった。

気付き事項には、BCM課題（予防対策）管理表への継続的な追記、進捗管理を行うべき内容が含まれることもあり得る。また、各職員が気付いた事項を他の職員へも共有することで新たな気付きが生まれ、全体の防災・減災意識を高めることにつながる。

今後の訓練やマニュアルの改善のためにも、まずは訓練実施後のアンケートの分析結果の共有が大切であるため、回収後速やかに分析結果を各職員に共有するとともに、次年度の参集訓練の対応内容について追加項目がないか、検討する機会を設けられたい。

（ウ）被災時の生鮮食料品確保の体制について

災害対策マニュアルにおいては、災害発生時における役割について以下の5

つを定めている。

- ① 生鮮食料品の確保
- ② 調達物資の輸送
- ③ 生鮮食料品の流通確保
- ④ 緊急輸送ネットワークにおける輸送拠点
- ⑤ 一時滞在施設

このうち、①生鮮食料品の確保について、「福祉局から生鮮食料品の調達について依頼があった場合は、卸売業者、仲卸業者及び関連事業者から入荷物品および在庫品のうち必要な量を買上げる」こと等が定められている。

(意見1-19) 被災時の生鮮食料品の確保について

被災時には、卸売業者等からの生鮮食料品の調達について定められているが、市場内における仲卸業者の在庫品である生鮮食料品の調達については言及されていない。しかし、仲卸業者の中には規模の大きな業者も存在する。また、地方卸売市場との連携について定められているが、具体的な連携の方法は定められていない。

生鮮食料品の確保は、中央卸売市場だけでは困難となる場合も想定されるため、調達ルートの多様性の観点から、仲卸業者との連携や、発災時において地方卸売市場の在庫確認を可能とする仕組みの構築をはじめとして、融通体制の構築などの連携の在り方を検討されたい。

(エ) 非常用備蓄食料等の保管状況について

災害時における帰宅困難者の一時滞在施設として指定されている全市場（食肉市場を除く。）では、一時滞在者のための非常用備蓄食料等が保管されている。非常用備蓄食料等は、それぞれ総務局から配備される「非常用食料（職員用）」と「一時滞在施設用（帰宅困難者用）備蓄品等」の2区分で管理しており、各市場の担当者が現物の管理を行っている。保管されている品目は、想定避難者数の1日3食分の食料を3日分である。

各市場の担当者は、本庁・他市場と連携して、災害を想定して実施される参集訓練時のほか、定期的に食料の保証期限、物品の状態について、点検を実施している。

現地調査を行った市場について、非常用備蓄食料等の管理状況のヒアリングを行い、サンプル調査により現物の保管状況を確認したところ、各市場の状況は以下のとおりであった。

・淀橋市場

淀橋市場では、4階の講堂が帰宅困難者用の一時滞在施設となっている。淀橋市場の非常用備蓄食料等の保管状況は以下のとおりである。

保管場所	品名等
5階倉庫	・一時滞在施設用（食料品類、衛生用品類、マスク、ブランケット）
4階倉庫①	・非常用食料（職員用） ・一時滞在施設用（テント、カセットガス）
4階倉庫②	・一時滞在施設用（特設公衆電話、充電器類）
地下倉庫	・一時滞在施設用（簡易トイレ、トイレ袋、手指消毒剤、エアーマット、投光器、発電機、三脚、コードリール、救急セット）

視察の結果、4階倉庫に保存されている非常用食料（職員用）のうち参集職員用保存食料セットが、一時的に保管されている備品の後方に保管されていたため、すぐに取り出せない状態であり、地下倉庫に保管されている発電機、救急セット等の物品についても、他の資産外備品と隣接、混在している状態であった。また、保管場所が、上記に記載のとおり、5階倉庫、4階倉庫、地下倉庫と分散していた。

・食肉市場

食肉市場では、非常用備蓄食料等は1か所に保管されている。

視察の結果、救急箱に保管されていた医薬品の一部に使用期限が切れたものがあつた。また、倉庫には、と場会計と中央卸売市場会計の備品やヘルメット、白衣などが混在しており、整理が不十分な状況であつた。

写真B-5-1 食肉市場の備品の保管状況



・豊洲市場

豊洲市場では、視察の結果、定められている一時滞在施設の一人当たり非常用備蓄食料等数量に豊洲市場で想定している滞在者数を乗じて算出したあるべき非常用備蓄食料等の数量は充足しており、また、いずれも使用期限内であることが確認できた。しかし、総務局から配備された災害備蓄品であることもあり、在庫数や使用期限等を一元管理するための資料が作成されていなかった。

・板橋市場

板橋市場では、非常用備蓄食料等を2か所の倉庫に分けて保管していた。

視察の結果、食料品については、品目・数量・使用期限の一致が確認できた。一方で、災害備蓄品については、救急箱に使用期限が切れた医薬品（「アイシーボトル」使用期限2017年1月）が保管されていた。

・大田市場

大田市場では、非常用備蓄食料等を1か所の空き会議室で保管していた。

食料品については、品目・数量・使用期限の一致が確認できたが、災害用備品については、数量は定期的に確認しているものの、使用可能かといった観点からの確認は実施していないとのことであった。

(指摘1-3) 各市場の非常用備蓄食料等の管理状況について

各市場における非常用備蓄食料等の管理状況を確認した結果、以下の課題が認められた。

- ・発災時には、どこに何がいくつ保管されているか、毀損など使用に支障のある状況でないかなどを瞬時に把握できることが求められるが、一覧表等により把握がなされていない。
- ・と場会計と中央卸売市場会計の備品やヘルメット、白衣などが混在しており、資産の管理が各会計で整理されていない。
- ・整理整頓が不十分で、非常時に迅速に持ち出せる状態にない。
- ・保管場所について、非常時の運搬などの検討が不十分である。
- ・期限切れの医薬品がそのまま保管されている。
- ・発電機等、定期的に稼働確認が必要なものについて、定期的に状態を確認することが不十分である。

これらについては、市場の担当者が自主的に管理を行っている状況から、各市場によって運用や管理水準が異なっていた。

今回、現地調査を実施していない市場についても管理状況を再確認するとともに、本庁において統一した管理方法を定め、各市場に通知し周知徹底を図り、同一レベルで管理されたい。

(4) DXの推進等による市場業務の効率化

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「DXの推進等による市場業務の効率化」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「DXの推進等による市場業務の効率化」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

都は、行政手続や、市場内における秩序の保全、施設管理、見学者対応など、都が開設者・施設管理者として行う業務にデジタル技術を積極的に活用し、効率的かつ効果的な市場の管理運営を実現している
--

市場業者は、多様な商品の取引情報、取引手続等のデジタル化に取り組み、商取引が高度化・効率化されているほか、デジタル技術を活用した物流の効率化や経営力強化等がなされており、都は事業者の取組を様々な角度から支援している

市場業者がICTなどの先端技術を活用することで、場所等に制約されない取引環境が整っている

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「DXの推進等による市場業務の効率化」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-5-4 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
<p>・都は、市場内で発生する事故への対応、荷捌場や駐車場不足、施設の計画的な維持更新、行政手続のデジタル化など、多岐にわたる管理・運営業務に取り組んでいる</p>	<p>・多岐にわたる管理・運営業務の効率化及び高度化を図ることで、迅速かつ的確な市場運営を行うことが必要</p>	<p>・画像解析技術等を活用し、管理運営の効率化及び高度化への取組を実施</p> <p>・施設整備や保守管理業務の効率化及び高度化を図るとともに、より効果的な施設管理体制の構築に向けた検討</p> <p>・市場見学者の経験価値向上を図るため、オンライン見学会やVR技術等の導入を推進</p> <p>・各市場業者が行う行政手続については、Web環境を活用した電子申請体制を順次整備し、場所や時間を問わず迅速な手続が可能な環境を整備</p>
<p>・市場業者においても、受発注業務はFAX・電話が主流であるなど取引に係るデジタル化が進んでいないほか、荷受業務や荷捌業務における深刻な労働力の不足、物流コストの削減、リードタイムの短縮等、様々な課題がある</p>	<p>・都は、市場業者が行うデジタル技術の活用に向けた取組を支援していく必要がある</p> <p>・都は、デジタル技術の活用などDXの推進等に必要通信基盤の構築に向け、市場業者とともに検討を進めていく必要がある</p>	<p>・市場業者が取り組むデジタル技術を活用した産地・実需者への情報発信等に際し、情報提供や助言、意見交換を行うとともに、補助事業などを通じて市場業者を支援</p> <p>・DXの推進等による商流の高度化・効率化に向け、商取引のデジタル化に係る市場業者の意識啓発や支援を行うため、ICTなど先端技術や取引情報の活用に係る課題や事例の調査を行うとともに、調査結果を踏まえ、市場業者とも連携しながら先端技術の導入に向けた検討や試行を実施</p>

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-5-4 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
管理運営業務の効率化・高度化	技術導入に向けた調査		事業構築等		
市場見学者の経験価値向上	先端技術の順次導入				
市場業者のデジタル技術の活用支援	市場業者との意見交換・情報提供				

経営計画より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 経営計画の進捗管理について

DXの推進等による市場業務の効率化に関する事業が、経営指針及び経営計画に記載されている今後の取組の方向性に基づき実施されているか、効果検証がなされているかを確かめる観点から、令和4年度の取組について、各担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行った。

令和4年度の取組としては、豊洲市場7街区（水産卸売場棟）見学者通路にマグロやその他鮮魚等のせりの動画を見ることができQRコードを設置し、局HPにおいては、普段見ることができない豊洲市場の卸売場や仲卸売場の様子を、臨場感あふれる360度見渡せるVR動画での紹介等を実施している。また、市場業者のデジタル技術の活用を後押しするため、経営強靱化推進事業補助金や専門家と連携した情報発信等を実施している。

経営計画における各事業の進捗を確認するために、計画時の目標設定について担当者にヒアリングしたところ、事業ごとに令和8年度における定量的な目標は定めていないという回答を得た。

(5) サプライチェーンにおける結びつきの強化

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「サプライチェーンにおける結びつき」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「サプライチェーンにおける結びつき」について、2040年代の目指すべき姿

は、以下のとおりである。

<p>市場業者が産地や実需者とのサプライチェーン等で強く結びつくことで、中央卸売市場の基幹的なインフラとしての機能が強化され、市場業者による産地との連携を通じて市場の集荷力が向上し、調達の高い安定性が確保されている</p>
<p>市場業者が産地や実需者のニーズに対応できる環境が整備されることにより、市場業者の集荷力及び販売力が向上し、市場において大量かつ多様な商品が取引されている</p>

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「サプライチェーンにおける結びつき」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-5-5 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
<p>・産地からの集荷力を向上させるため、品質・衛生管理を強化する取組や、川上と川下をオンラインでつないで新たな販路獲得や商品開発につなげるセミナーに対して補助事業により支援を実施</p>	<p>・産地や実需者のニーズに対応するため、各市場の個性や特徴を生かしつつ、時代のニーズに即した機能を柔軟に導入していくことが必要</p>	<p>・市場施設の維持更新等の機会を捉えて、市場業者が転配送機能や加工・パッケージ機能など産地や実需者が求めるニーズを踏まえた造作等により柔軟な対応ができるよう配慮した施設整備を実施</p> <p>・市場業者が行う産地や実需者との結びつきを強化する取組について補助事業等により支援していくとともに、経営の専門家とも連携しながら、市場業者に対する情報発信等を強化</p>

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-5-5 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
経営強靱化のための補助事業等		実施		見直し・再構築など	
経営の専門家と連携した支援（情報発信、相談事業等）		実施(情報誌、セミナー、相談事業、アドバイザー等)			

経営計画より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 経営計画の進捗管理について

サプライチェーンにおける結びつきの強化に関する事業が、経営指針及び経営計画に記載されている今後の取組の方向性に基づき実施されているか、効果検証がなされているかを確かめる観点から、令和4年度の取組について、各担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行った。

令和4年度の取組としては、生産者が自ら、売買参加者や買出人に対して生鮮食料品等の魅力を伝える機会を創出するため、業界団体が主体となって実施した交流イベントに対し、経営強靱化推進事業により支援を実施している。

経営計画における各事業の進捗を確認するために、計画時の目標設定について担当者にヒアリングしたところ、事業ごとに令和8年度における定量的な目標は定めていないという回答を得た。

(6) 市場業者の経営基盤の強化

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「市場業者の経営基盤の強化」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「市場業者の経営基盤の強化」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

市場業者は、社会経済環境の変化に柔軟に対応して、販路の多角化、事業者間の連携や事業承継等の経営課題に自律的に取り組み、経営基盤の強化を図っている

<p>都は、日々の業務や経営指導等を通じて、市場業者と顔の見える関係を構築しながら、新たな経営課題に対応できるよう経営の専門家と連携して質の高い情報発信や経営相談等のサポート体制を整えている</p>
<p>多くの市場業者が取引先の拡大等に取り組んでおり、個々の強みを伸ばして集荷力や販売力を向上させている。海外輸出など販路拡大の取組が、市場業者の稼ぐ力の強化につながり、中央卸売市場の取扱数量が増加している</p>

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「市場業者の経営基盤の強化」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-5-6 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等による食料消費の減少や流通チャネルの多元化等による卸売市場経由率の低下に加え、新型コロナウイルス感染症の影響等により、大きく変化 ・後継者不足や経営不振等の理由で、市場業者の数も年々減少しており、市場における活発な取引や市場業者の目利き力等のノウハウが失われてしまうおそれがある 	<ul style="list-style-type: none"> ・都は引き続き、市場取引の担い手である市場業者が抱える様々な経営課題に対してともに向き合い、サポートする必要がある ・市場業者が販路を開拓して、自ら稼ぐ力を強化していくためには、新たな商品開発、商談会・展示会への参加、販売促進活動の強化、人材育成などに積極的に取り組むことが必要 ・人口減少に伴い生鮮品等に対する国内需要の減少が見込まれる中、市場業者が活発な市場取引を維持するためには、海外への販路を開拓することも重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・経営の専門家と連携した情報発信や経営相談事業等を通じて、市場業者が社会経済環境の変化を認識し、柔軟に対応できるよう、個々の状況に応じて支援 ・経営強靱化のための補助事業等により、将来の市場取引の担い手となるべく経営改善等に取り組む市場業者に伴走してサポート、ポストコロナを見据えた行動変革の取組などを後押し ・輸出拡大に向けたプロモーション活動などを支援し、市場業者による自発的な海外の新規顧客開拓の取組を促進

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-5-6 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
経営の専門家と連携した支援（情報発信、相談事業等）【再掲】	実施(情報誌、セミナー、相談事業、アドバイザー等)				
経営強靱化のための補助事業等【再掲】	実施		見直し・再構築など		
輸出力強化	支援事業	新規顧客開拓に向けた市場業者の取組の促進			

経営計画より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 経営計画の進捗管理について

市場業者の経営基盤の強化に関する事業が、経営指針及び経営計画に記載されている今後の取組の方向性に基づき実施されているか、効果検証がなされているかを確かめる観点から、令和4年度の取組について、各担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行った。

令和4年度の取組としては、経営強靱化推進事業により、輸出拡大に向けた第三者認証取得など、133件の取組に対して支援を実施している。また、経営相談事業等として、経営改善に関する相談（花き卸）外4件、専門家による定期訪問相談（56回87者）を実施している。その他、専門家と連携した情報発信として、オンライン経営セミナーの開催（4回）、市場業者向け情報誌の発行（2回）を実施している。

経営計画における各事業の進捗を確認するために、計画時の目標設定について担当者にヒアリングしたところ、事業ごとに令和8年度における定量的な目標は定めていないという回答を得た。

(イ) 経営相談の対応状況について

a 市場業者の現状について

卸売市場は、主に卸売業者、仲卸業者及び売買参加者間の取引によって成り立っている。そのうち、使用許可を受けて卸売市場内で営業しているのは卸売業者及び仲卸業者であるため、経営支援の主な対象はこの両者となる。

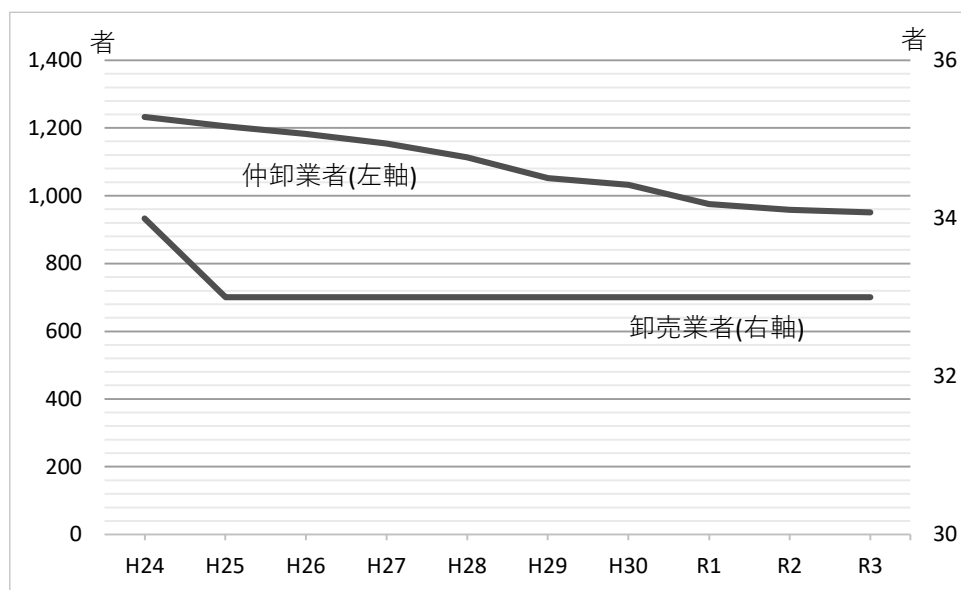
したがって、まずはこれら市場業者がどのような経営課題を有しているか分析を行い、どのような経営支援を行うかを検討することは重要である。

この点、中央卸売市場では市場業者（卸売業者、仲卸業者）の経営状況に係る

情報を集計している。

業者数については、卸売業者は平成 24 年度の 34 業者から令和 3 年度は 33 事業者と変動が少ないが、仲卸業者は平成 24 年度の 1,233 業者から令和 3 年度の 943 業者と、10 年ほどで 23%程度減少している。

グラフ B-5-1 卸売業者数と仲卸業者数の推移



経営計画より監査人作成

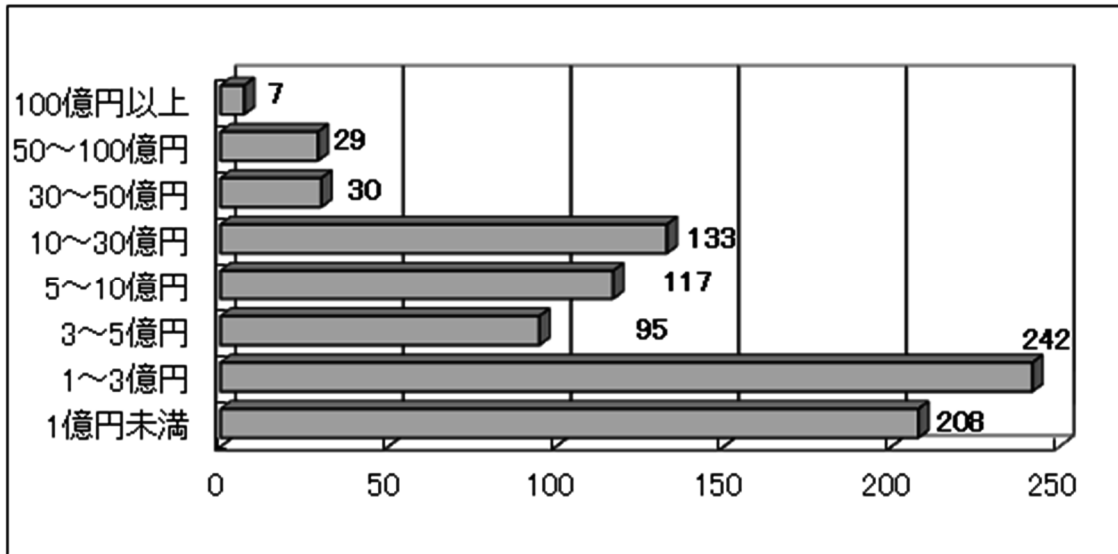
仲卸業者の経営状況について、都においては法人の仲卸業者を対象として、毎年、「仲卸業者の経営状況」を集計・分析している。

直近の分析結果では、令和 2 年度から令和 3 年度にかけて、1 社当たりの売上高は減少し、6 割弱の事業者が経営の健全性に関する指標に該当する、との結果が報告されている。ここでいう経営の健全性に関する指標とは次の 3 点であり、いずれかに該当する業者が 6 割弱存在していたこととなる。

- ①流動比率 100%未満
- ②自己資本比率 10%未満
- ③3 期連続経常損失

売上高規模については、仲卸業者は売上高が 3 億円未満の業者が過半を占めており、卸売業者に比べて零細な資本で営業がなされていると考えられる。

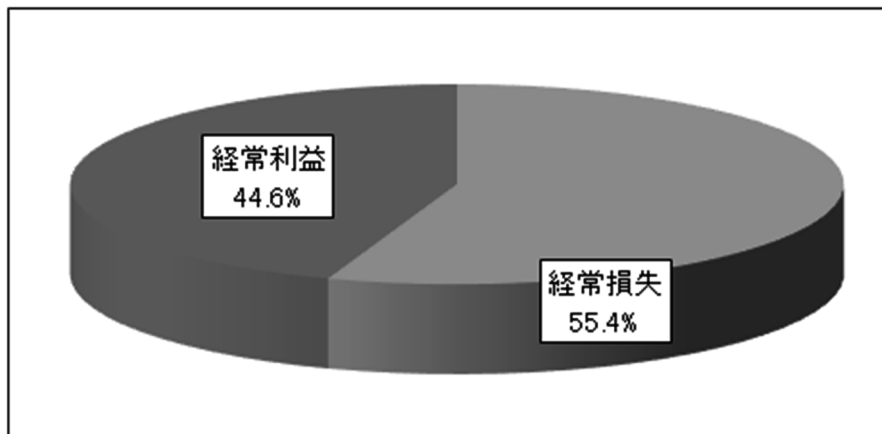
グラフB-5-2 売上高規模別仲卸業者数



仲卸業者の経営状況 2021 より抜粋

経常損益については、令和3年度において経常損失を計上する業者が55.4%と過半を占めており、経営状況は厳しい状態にあると考えられる。

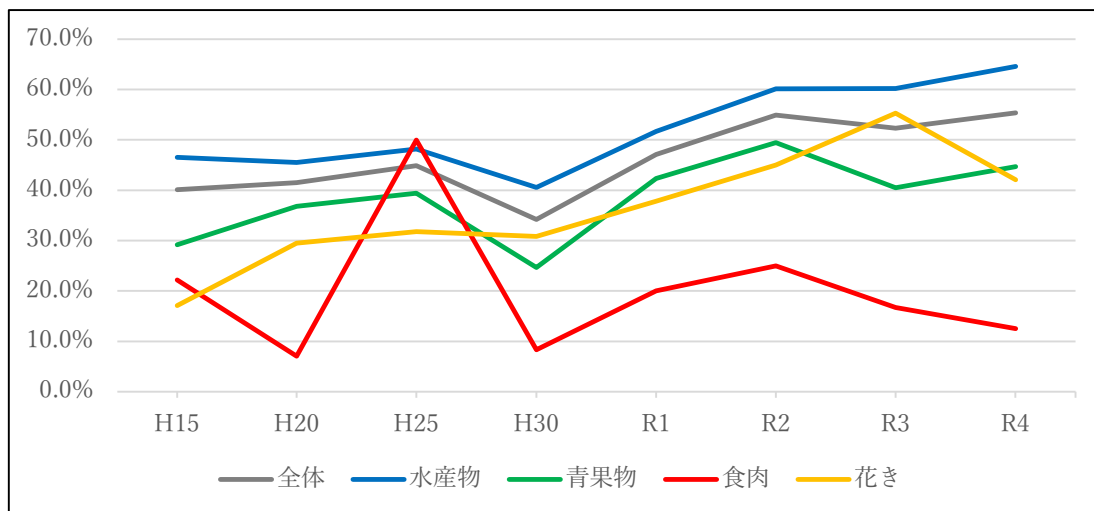
グラフB-5-3 仲卸業者の経常損益の状況



仲卸業者の経営状況 2021 より抜粋

なお、仲卸業者の経常損益の推移は以下のとおりであり、経常損失（赤字）計上の業者が占める割合は、特に水産、青果について、平成30年度から令和4年度にかけて増加傾向にあることが分かる。

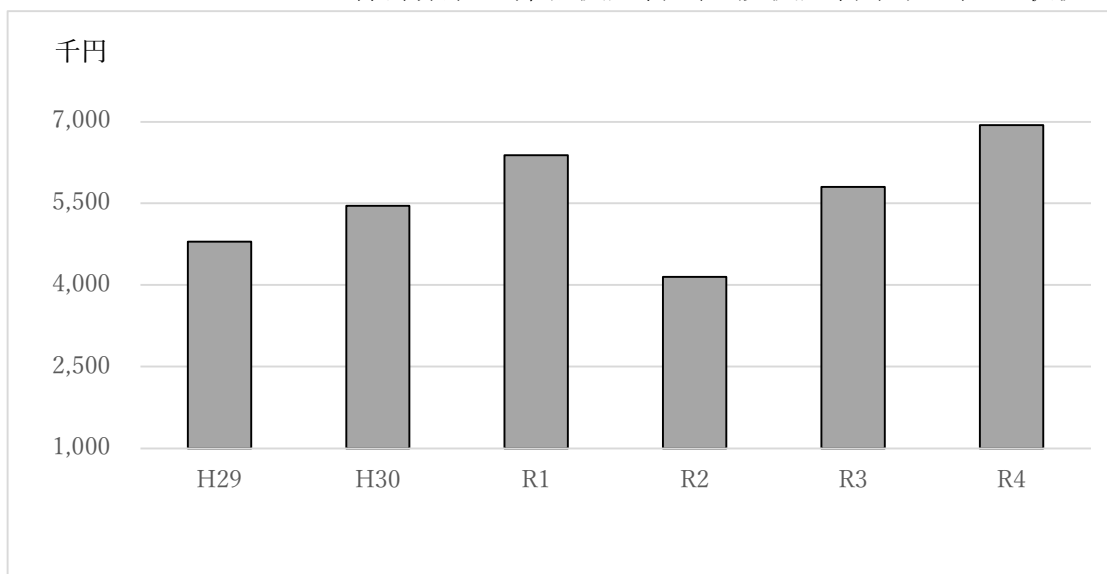
グラフB-5-4 経常損失を計上した仲卸業者の割合



都提供資料より監査人作成

さらに、使用料の滞納額の推移は以下のとおり、令和2年度から令和4年度にかけて、増加傾向にあることが分かり、仲卸業者の経営状況の悪化が、使用料の滞納の原因につながっているように推察される。

グラフB-5-5 仲卸業者の滞納使用料（施設使用料未収金）の状況

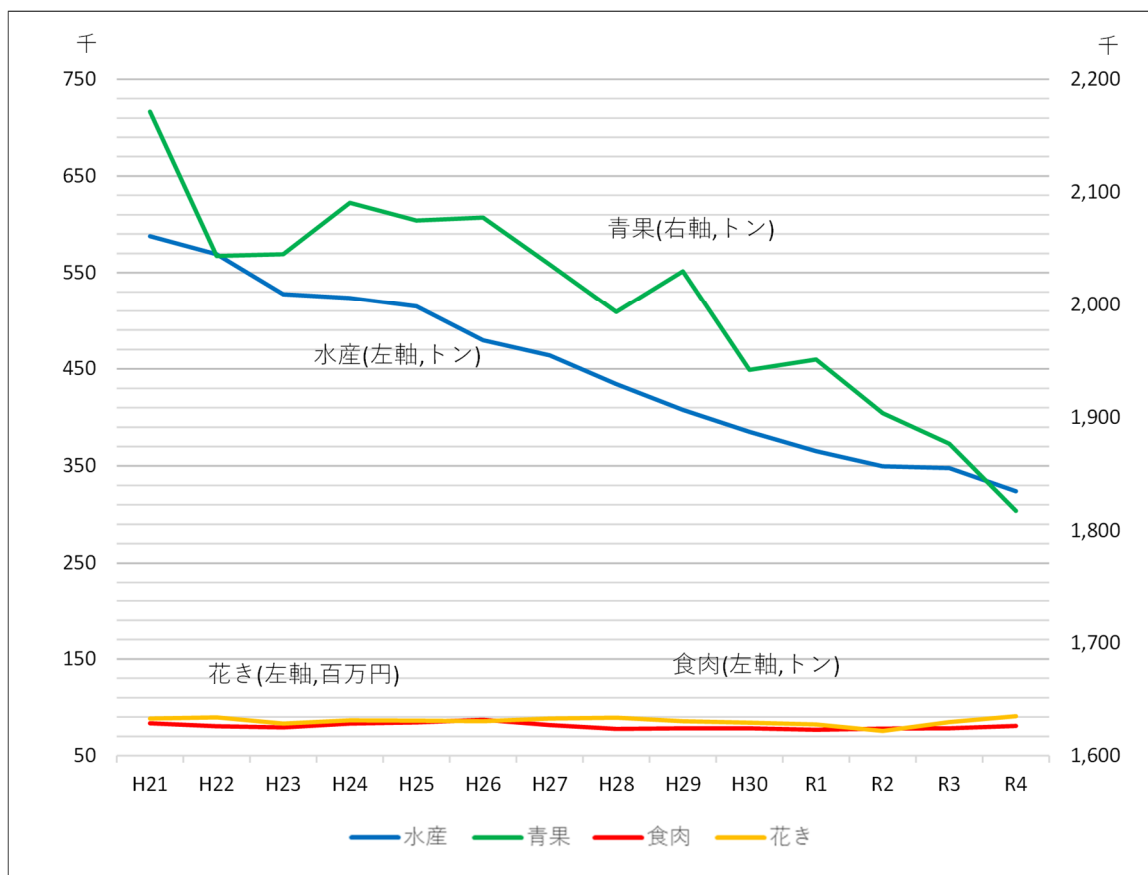


都提供資料より監査人作成

このように仲卸業者の経営が厳しい背景としては、中央卸売市場における取扱数量が、特に取扱数量の大きい青果及び水産において減少傾向にあることが考えられる。平成21年度から令和4年度までの間に、青果は2,171千トンから

1,817千トンと16%減少し、水産は587千トンから323千トンと45%減少している。

グラフB-5-6 部類別の取扱数量の推移



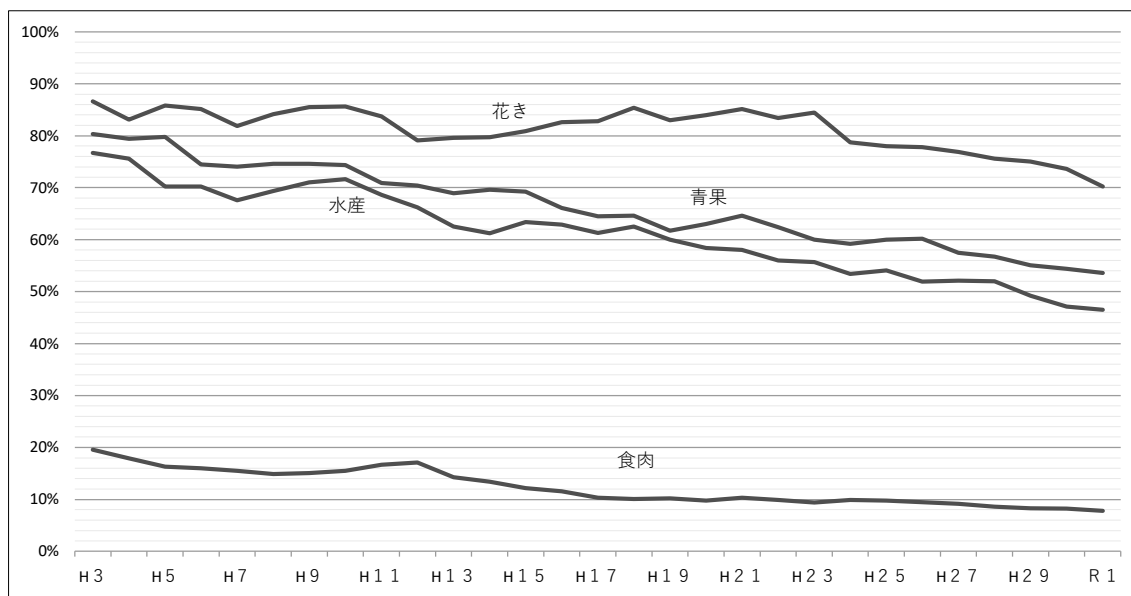
中央卸売市場 市場統計情報（年報）より監査人作成

取扱数量の減少の要因を読み解く指標の一つとして、市場経由率（市場経由量／総流通量）が挙げられる。品物の総流通量が減少しても市場経由量が一定であれば経由率は増加する。逆に総流通量の減少以上に市場経由量が減少すると経由率は減少する。

当該指標は、平成3年度から令和元年度までの間で、全ての品目について、おおむね20ポイント程度減少している。

その背景としては、大型スーパーマーケットや食品加工メーカー等における市場を経由しない産地直送仕入れの増加や、中央卸売市場ではなく直売所での販売や学校給食における地場産品の使用推進などの地産地消の推進、ふるさと納税制度を通じた産地直送取引の増加等が考えられる。

グラフB-5-7 全国の卸売市場の経由率の推移



農林水産省 卸売市場データ集より監査人作成

さらに、令和2年の卸市場法の改正により、卸売業者が集荷した生鮮食品を市場内の仲卸業者や売買参加者以外にも販売できるようになったこと、東京都の人口が令和7年の1,411万人をピークに減少し、令和42(2060)年には、1,192万人まで減少することが見込まれていることも考えると、今後も仲卸業者を取り巻く環境は一層厳しくなることが予想される。

b 市場業者の支援体制について

このように経営環境が特に厳しい状態にある仲卸業者ではあるが、市場においては、大量かつ多種多様な品物を買出人の需要を踏まえて仕分けし販売する機能や、目利きにより適切な価格を見定めることで適切な相場を形成する機能を担っており、市場の役割を果たす担い手として重要な存在と考えられる。

特に零細事業者も多い仲卸業者にとっては、経営環境の変化へ適切に対応するには、必ずしも自己の知見のみでなく、専門家の支援が必要と考えられる。

この点、都では、特定の事業の経費については補助金を交付し、経営上の課題への対応については経営専門家による経営相談の受付や、定期的な訪問による相談対応を行い、経営支援を行っている。

市場業者が抱える経営課題について、都がどのように理解し、対応を行っているかについて質問したところ、市場業者の中でも特に仲卸業者は、経常損失を計上する業者数が過半数であり、輸出も含めた販路の拡大や後継者不足といった様々な課題を有していると認識している旨の回答を得た。

さらに、経営支援についてどのような取組を行っているかを質問したところ、補助金制度や、経営相談（専門家（公認会計士、中小企業診断士、弁護士、社会保険労務士、食品衛生コンサルタント）による相談対応）や、経営アドバイザーの活用（中小企業診断士等の経営の専門家による定期的な市場訪問）等によって支援を行っている旨の回答を得た。

一方で、相談内容は補助金申請に関するものが多い。もちろん、補助金申請に関する相談も、市場業者の経営課題の解決に向けた経営支援の取組ではあるが、より幅広く経営方針等への助言など、市場業者の経営課題の解決に向けた経営支援が行われることが望まれる。よって、都としても引き続き経営相談の周知等を行っていく旨の回答を得た。

（意見1－20）経営相談等の対応について

都では、市場業者が抱える経営課題について、経営支援として補助金制度や、経営相談（専門家（公認会計士、中小企業診断士、弁護士、社会保険労務士、食品衛生コンサルタント）による相談対応）や、経営アドバイザーの活用（中小企業診断士等の経営の専門家による定期的な市場訪問）等によって支援を行っている。

相談内容は補助金申請に関するものが多いとのことである。補助金申請に関する相談も、市場業者の経営課題の解決に向けた経営支援の取組であるが、より幅広く、経営方針等への助言など、市場業者の経営課題の解決に向けた経営支援が行われることが望まれる。例えば、過去の経営相談の内容や成功事例の情報をデータベース化して分析するなどし、経営の専門家による相談対応をより幅広く実効性あるものにするよう、引き続き取組を検討されたい。

6 サステナブル経営の推進

(1) 市場のゼロエミッション化

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「市場のゼロエミッション化」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「市場のゼロエミッション化」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

全ての中央卸売市場において、再生可能エネルギー100%により、電力が調達されている
LED等の省エネ型の照明器具や、省エネ型の冷蔵庫設備等が導入され、エネルギー消費量が削減されるとともに、冷蔵庫設備等については、環境に配慮した冷媒機器等が使用されている
市場内で使用される小型特殊自動車（ターレット式構内運搬自動車及びフォークリフト等）は、ゼロエミッションビークル化（以下「ZEV化」という。）されている
農産物や水産物を運搬する際に使用される容器類等について、市場からの排出量が減少するとともに、リサイクルが進んでいる

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「市場のゼロエミッション化」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-6-1 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
・太陽光発電装置の設置等により再生可能エネルギーの導入を推進	・調達電力の再生可能エネルギー100%化に向けて、再生可能エネルギーの割合を更に上げていくことが必要	<ul style="list-style-type: none"> ・市場施設の維持更新等の機会を捉えて、太陽光発電装置の導入を進めるとともに、とちょう電力プランの活用など、市場業者と調整を図りながら、再生可能エネルギーによる電力調達を推進 ・各市場の卸売場等の照明器具のLED化について、引き続き計画的に推進し、省エネルギー対策を推進

現状	課題	今後5年間の主な取組
・市場業者は、生鮮品等の鮮度保持等の観点から多くの冷蔵庫設備等を使用しており、現状では冷媒としてフロン類を使用	・地球温暖化防止等の観点から、フロン対策の一層の推進が必要	・都が設置した冷蔵庫設備等について、計画的にGWP（地球温暖化計数）の低いグリーン冷媒を使用する機器に更新していくとともに、市場業者の設置している冷蔵庫設備等についても、グリーン冷媒使用機器等への更新を促進
・市場内で使用される小型特殊自動車について、都はこれまで、排出ガス削減等の観点から、電動化を促進	・いまだガソリン車等が一部で使用されており、更なる取組が必要	・市場業者の小型特殊自動車のZEV化を促進するため、市場内の充電設備を整備
・市場からは、梱包材や容器類などが多く排出	・環境負荷の低減のため、更なる排出量削減に取り組むとともに、廃プラスチック削減の観点からは、発泡スチロール製容器のリサイクルを一層促進する必要	・引き続き市場業者と連携して、容器類等の排出量削減に取り組むとともに、発泡スチロール製容器のリサイクルの高度化に向けた調査等を行い、得られた知見等を市場関係者と共有し、より環境負荷の低い循環利用を促進

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-6-1 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
市場施設における環境負荷低減に向けた施策・整備	LEDなど、環境負荷低減に資する設備の導入				
小型特殊自動車のZEV化	調査	充電設備の増設			
発泡スチロール製容器の国内リサイクル等への取組	調査	事例共有、リサイクル推進策の検討・実施			

経営計画より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 令和4年度の取組状況について

令和4年度の取組状況は、省エネ推進のため、各市場の電力消費の実態を把握する省エネルギー診断を実施した。各市場の照明器具のLED化を計画的に推進するとともに、補助事業として市場業者がグリーン冷媒機器を導入する際、経費の一部の支援を12件実施した。また、市場から排出される発泡スチロールの国内における循環利用について、研究機関やメーカーへのヒアリング等を実施した。

(イ) 温室効果ガス削減の対応について

都は、電力や燃料等のエネルギー消費により排出される温室効果ガスの削減に全庁的に取り組んでいる。平成22年度からは、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（環境確保条例）」の改正により、温室効果ガスを一定以上排出する大規模事業所に対し削減義務が課せられ、都の中央卸売市場では、大田市場、食肉市場、豊洲市場の3市場が対象となっている。

3市場においては、都が定めた排出標準原単位及び用途ごとの床面積から基準排出量を算定し、基準排出量×削減義務率により削減義務量を算定している。

なお、削減義務の履行手段としては、自らの事業所における削減のみならず、他の事業所における超過削減量や、再生可能エネルギーの活用分として都に認定された量等を、取引により取得して充当することができる。

削減義務を課される3市場の義務履行状況は以下のとおりである。

表B-6-2 削減義務を課される3市場の義務履行状況

	基準排出量 ①	削減義務率 ②	削減義務量 ①×②=③	排出削減量 ④	達成率 ④/③
大田	35,268t	27%	9,522t	8,131t	85.4%
食肉	40,398t	25%	10,100t	1,447t	14.3%
豊洲	113,430t	8%	9,074t	33,405t	368.1%
合計	189,096t	-	28,696t	42,983t	149.8%

都提供資料より監査人作成

(注1) 基準排出量は、2020年度、2021年度の合計。

(注2) 単位のtは二酸化炭素換算。

(注3) 削減義務量は小数点以下第一位四捨五入。

(注4) 達成率は小数点以下第二位四捨五入。

(ウ) 削減義務の達成に向けた対応策について

大田市場の削減義務率達成率は85.4%にとどまっており、削減義務量に対す

る排出削減量の実績は 1,391t 不足している。今後の対応策として、市場では、卸売場等における計画的な照明のLED化等に取り組むとしている。また、H T T（減らす、創る、蓄める）推進期間の取組として、自ら省エネに率先して取り組むとともに、流通業務に支障がない範囲で節電の協力を要請することで、市場業者への周知も継続して実施している。

食肉市場の削減義務率達成率は 14.3%と、目標からの乖離が見られる。削減義務量に対する排出削減量の実績は 8,653t 不足している。現状では、①冷蔵庫設備等の電力消費の多い設備の更新が昨年度から順次始まっているが、その削減効果が、いまだ集計に反映されていないこと、②照明器具のLED化や、機器の高効率化により省エネ化を図っているが、と畜作業環境の向上のための空調機器の導入や、衛生対策のための温水使用量の増加などがエネルギー負荷増大となり、トータルでは省エネ効果が僅少となっているためとのことであった。今後の取組として、市場では、施設のLED化や急速冷凍庫の更新に取り組むこととしている。一方で、と場の空調新設も予定しているため、エネルギー負荷も増える見込みである。

豊洲市場の削減義務率達成率は 368.1%と、目標を大幅に超えて達成している。削減義務量に対する排出削減量の実績は 24,331t 超過している。これは、平成 30 年に業務を開始した新しい施設であるため設備の省エネ効果も高いこと、削減義務が課される最初の計画期間であることから削減義務率が 8%と低いことによる。今後は、他市場と同様、削減義務率が上がっていくとのことであった。

このほか、過去の第Ⅱ計画期間までの保有クレジット 29,007t を、現在推進中の第Ⅲ計画期間の削減義務に充当することも可能である。

なお、削減義務のある 3 市場全体を合算した場合、豊洲市場において削減義務を大幅に超過達成していることから、削減義務の達成率は 149.8%、削減義務量に対する排出削減量の実績は 14,287t 超過している。中央卸売市場で現在推進中の第Ⅲ計画期間については、第Ⅱ計画期間からのクレジットを充当すること等により、削減目標が達成できると想定している。

（意見 1-2-1）温室効果ガスの削減に向けた更なる取組について

中央卸売市場で現在推進中の第Ⅲ計画期間については、第Ⅱ計画期間からのクレジットを充当すること等により、削減目標が達成できると想定されている。具体的な取組としては、ハード面では照明設備や空調機器などの施設改修（照明のLED化及び省エネ施設への改修等）を、ソフト面では市場業者に対して節電への協力を呼び掛ける等の取組を実施している。

本取組は、計画期間の削減義務率や各大規模事業所における削減義務量の指定を受けながら進めていく性質のものであり、将来的な削減義務率も未定では

あるが、豊洲市場の削減義務率が上がっていくことも想定し得る。今後、照明のLED化及び省エネ施設への改修等の取組以外についても、全庁的な方針等を踏まえつつ、積極的に検討の上、実施されたい。

(2) 持続可能な調達等の取組

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「持続可能な調達等の取組」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「持続可能な調達等の取組」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

生態系や資源の持続性に配慮した水産物であることを示す水産エコラベルについて、積極的に情報発信を行い、市場における取扱いが推進されることでサステナブルな社会の実現に向けた取組を促進している
産地から集荷した商品を着実に実需者に売り切ることがもとより、サイズやロットの不揃いなど規格外の生鮮品等を販売に結び付けるなど、中央卸売市場の強みを生かして、食品ロスが削減されている

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「持続可能な調達等の取組」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-6-3 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・近年、水産資源の持続的利用に対する国際的な関心が高まっている ・GAP（農業生産工程管理）といった食品安全、環境保全、労働安全等の農業の持続可能性を確保するための取組が産地において行われている 	<ul style="list-style-type: none"> ・資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル（MEL認証、MSC認証、ASC認証等）が重要 	<ul style="list-style-type: none"> ・消費者に身近な市場まつりや、今後開催される各種イベントを利用して、ブース出展等を行い、消費者が水産エコラベル等を知る機会を設け、認知度向上を図る ・豊洲市場のPRコーナーや見学者通路等において水産エコラベル等に関する展示物を充実させることにより、見学者が、水産エコラベル等を知り、学ぶ場を提供

現状	課題	今後5年間の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者や仲卸業者等が、水産エコラベルの認証を取得する取組等について、補助事業により支援 SDGsやエシカル消費に対する消費者の意識の高まりを踏まえ、これまで規格外であることなどの理由から市場流通ルートに乗りづらかった商品の販売に取り組む市場業者も出てきている 		<ul style="list-style-type: none"> 卸売業者や仲卸業者等が水産エコラベル認証の取得等に取り組む場合には、補助事業等により支援していくとともに、経営の専門家とも連携しながら、市場業者に対する情報発信等を強化 食品ロスの削減に寄与する取組事例の収集や課題等の分析を行い、その知見を市場業者と共有することなどにより、エシカル消費への対応やフードバンク等に協力する市場業者の取組を支援

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-6-2 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
市場まつりや各種講習会を通じた水産エコラベルの認知度向上	関係団体との調整、市場まつり等での普及活動、効果検証				
経営強靱化のための補助事業等【再掲】	実施		見直し・再構築など		
食品ロス削減への取組	調査分析	事例共有・取組支援			

経営計画より抜粋

イ 監査の結果

補助事業に関しては、「Ⅱ 経営支援について」において監査の結果を記載している。

(3) 地域社会との共生

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「地域社会との共生」について、2040年代の

目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040年代の目指すべき姿

「地域社会との共生」について、2040年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

中央卸売市場が、多様な食材の魅力や豊かな食文化などを地域に発信する情報拠点としての機能を発揮し、市場まつりや市場見学、食育・花育講習会など、地域住民との交流活動を促進することにより、地域との強固な信頼関係が構築され、地域と共生した中央卸売市場が実現されている
食育・花育などへの取組を通じて、生鮮品等に対する都民の理解の醸成や健全な食生活の実践に貢献している

(ウ) 現状及び課題、今後5年間の主な取組

「地域社会との共生」における現状及び課題、計画期間の5年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-6-4 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後5年間の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> 中央卸売市場には、都民や消費者との交流の場としての役割が期待されている コロナ禍を契機とした、非接触、非対面に対するニーズが高まっている 	<ul style="list-style-type: none"> 市場見学等の活動を通じた地元との連携や、地域のイベント等における市場施設の活用を更に進めていく必要がある 市場に地域住民等が入場する取組については、市場内の衛生管理や安全の確保等に加え、新型コロナウイルス等の感染症対策に留意する必要がある 食育・花育等への取組において、内容に応じ、デジタルコンテンツによる情報提供やオンラインによるセミナーの開催など自宅等で知識の習得や参加ができる手法の検討を行う必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> コロナ禍を契機とする非接触、非対面に対するニーズを踏まえ、都民や消費者との交流について、リモートでの実施 市場まつり、市場見学などの機会に、地域住民等と市場関係者との交流促進を図るとともに、食や食材に係る体験の提供、情報発信を実施 食育・花育については、小学生からシニア層までセグメントに応じた、幅広い都民に対して実施

経営計画より監査人作成

(エ) 令和4年度～令和8年度の事業展開

経営計画に示されている5年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-6-3 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
市場まつり	実施方式 検討	事業実施、効果検証		事業実施	
食育・花育等講習会	実施方式 検討	事業実施、効果検証		事業実施	
ICTによる活動	コンテンツ 検討	事業実施	効果検証、コンテンツの改善、事業実施		

経営計画より抜粋

(オ) 令和4年度の取組

生鮮食料品等流通に関して、中央卸売市場の持つ機能や役割に対する理解と信用向上に努めるとともに、広く都民・消費者の声を把握し、食生活の安定や地域と共存する市場づくりに資することを目的として、広報・広聴活動に取り組んでいる。また、都民の「食」に関する判断能力を養い、健全な食生活を実践するために、卸売市場が持つ食に関するノウハウを活かし、関係業界との連携による「食育」の推進に取り組んでいる。これらの事業として、市場関係業者等とともに、消費者事業委員会、講習会等を実施している。

具体的には、食肉市場、葛西市場において市場まつり等や、足立市場において「あだち市場の日」を開催しており、豊洲市場、食肉市場、大田市場において、食育・花育教室を計11回開催している。

また、市場の機能や役割等についての普及・啓発を図るため、情報サービス事業として、市場見学やパンフレット、公式ホームページ、ツイッター(エックス)等による情報提供を実施している。食肉市場、芝浦と場の食肉処理業務については啓発事業を行っている。そのほか、ICTを活用し、見学者にせりの臨場感を体感してもらう取組やオンライン料理教室等をホームページで配信している。

イ 監査の結果

(ア) 経営計画の進捗管理について

中央卸売市場における広報活動については、消費者の理解促進や信用向上、情報提供といった側面が強く、費用対効果を評価するには、一般企業とは異なる観点が必要になる。具体的には、事業の本来の目的に沿った取組がなされているか、また、その取組により目的が達成されているかを評価し、次なる改善の取組につなげるというPDCAサイクルが組織的に整備かつ運用されなければ、単なる

前例踏襲の事業として、有効な支出とはなり得ない。

その観点から、各種事業の目的と取組の対応関係と、当該取組の評価がどのように実施されているかをヒアリングし、適切なP D C Aサイクルが整備・運用されているかを検討した。

上記の手続の結果、本庁及び各市場において、令和4年度の各事業に係る目的及びその達成度合いに関する評価を聴取することはできたものの、提出を受けた資料等は、ヒアリング等に回答する上で作成されたもので、各市場の側からその取組について評価及び改善策を本庁に報告する様式や、本庁の側から市場全体の取組を評価し、各市場を指導する様式が文書の形で確認できず、業務フローの中にP D C Aサイクルが組み込まれているか、文書を通じて明確に評価することはできなかった。

(意見1-22) 広報・広聴の取組に係るP D C Aサイクルについて

本庁及び各市場において、令和4年度の広報・広聴に係る各事業の目的及びその達成度合いに関する評価を聴取することはできたものの、提出を受けた資料等は、ヒアリング等に回答する上で作成されたもので、各市場からの報告様式や本庁からの通知・指導の文書は確認されなかった。したがって、業務フローの中にP D C Aサイクルが組み込まれているか、文書を通じて明確に評価することはできなかった。

ヒアリングを通じて、実態としてP D C Aサイクルは機能しているものと認識したものの、文書の作成を業務フローに組み込むことで、過去と比較した評価、タイムリーな報告及びフィードバックをより効果的に実施でき、予算策定に当たっても、更に充実した検討につなげることができると考えられる。また、K P Iを定めてその達成度を評価するに当たっても、文書によるフィードバックは不可欠である。

広報・広聴の事業について、より有効な取組を実施できるよう、各市場においては報告様式を作成して本庁と情報共有を行うとともに、本庁からは重点項目・K P Iや好事例の共有を行う通知を定期的に出発するなど、文書を通じて、P D C Aサイクルがより有効に機能する仕組みの構築を検討されたい。

(4) 働き方改革・ダイバーシティの推進

ア 概要

(ア) 計画の概要

経営計画では、中央卸売市場の「働き方改革・ダイバーシティの推進」について、2040年代の目指すべき姿を定義し、現状と課題を整理した上で、今後の5年間の主な取組及び5年間の事業展開を示している。

(イ) 2040 年代の目指すべき姿

「働き方改革・ダイバーシティの推進」について、2040 年代の目指すべき姿は、以下のとおりである。

中央卸売市場において、作業時間の分散化など、業務全体の最適化が図られるよう働き方が見直されるとともに、労働環境が整備され、働きやすい職場になっている
中央卸売市場において、障害者・女性・外国人など多様な人材が、それぞれの特性を生かして、働くことができる環境が整備されている

(ウ) 現状及び課題、今後 5 年間の主な取組

「働き方改革・ダイバーシティの推進」における現状及び課題、計画期間の 5 年間の主な取組は、以下のとおりである。

表B-6-5 現状の分析と今後の取組

現状	課題	今後 5 年間の主な取組
<ul style="list-style-type: none"> ・休開市日については、市場業者の意見を踏まえ、東京都中央卸売市場取引業務運営協議会の答申を受けて決定 ・平成 30 年から、中央卸売市場においても、完全週休 2 日に相当する年間休業日数を確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産年齢人口の減少などにより、今後、市場においても人材確保が難しくなることが見込まれる中、荷役作業の負担軽減や、待機時間の短縮など、物流の効率化等を図ることで、市場業務の省力化を行い、市場における働き方等についても見直していくことが必要 ・誰もが働きやすい環境を整備し、ダイバーシティの推進を図るため、市場施設のバリアフリー化やユニバーサルデザイン化をはじめとする取組を進めていくことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・休開市日設定に当たり、業界ヒアリングやアンケート調査により休開市日の議論を深めることで、働き方の見直しについて、具体的な取組を検討 ・物流の効率化・省力化を進めることで、荷役作業等の負担の軽減を図る ・各市場において、施設の利用状況等を勘案し、計画的にバリアフリー化やユニバーサルデザインへの対応を進める ・市場業者で、障害者や外国人、女性等を積極的に雇用している事例の調査等を行い、国や都が実施している事業等を周知すること等により、市場業者の取組を促進 ・市場業者による働き方改革に資する新たな取組について、補助事業等により支援していくとともに、経営の専門家とも連携しながら、市場業者に対する情報発信等を強化

経営計画より監査人作成

(エ) 令和 4 年度～令和 8 年度の事業展開

経営計画に示されている 5 年間の事業展開は、以下のとおりである。

図B-6-4 5年間の事業展開

項目	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度
休開市における取組の検討	調査	市場業界と協議の上、適宜実施			
経営の専門家と連携した支援（情報発信、相談事業等）【再掲】	実施(情報誌、セミナー、相談事業、アドバイザー等)				

経営計画より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 経営計画の進捗管理について

働き方改革・ダイバーシティの推進に関する事業が、経営指針及び経営計画に記載されている今後の取組の方向性に基づき実施されているか、効果検証がなされているかを確かめる観点から、令和4年度の取組について、各担当者へのヒアリングや関連資料の閲覧を行った。

令和4年度の取組としては、市場業者の労働環境の改善の観点等も踏まえ、休開市日について、市場関係者及び産地、実需者と意見交換を実施している。市場業者の意見を聞くとともに、産地へのヒアリングとして複数の農協と意見交換を行い、また、スーパー等の実需者へのヒアリングも実施している。

経営計画における各事業の進捗を確認するために、計画時の目標設定について担当者にヒアリングしたところ、事業ごとに令和8年度における定量的な目標は定めていないという回答を得た。

7 経営計画の進捗管理

ア 概要

本章においては、経営計画に係る監査手続の結果と、その分析を通じた指摘・意見を述べてきた。

その中で、経営計画全体に共通する課題として認識された経営計画の進捗管理について、以下のとおり意見を述べる。

イ 監査の結果

経営計画における各事業の進捗を確認するために、計画時の目標設定について担当者にヒアリングしたところ、事業ごとに令和8年度における定量的な目標は定めていないという回答を得た。

(意見1-23) 経営計画における各事業の定量的な目標設定について

経営計画における各事業について、計画期間内における定量的な目標設定がなされていない。

経営計画の事業ごとの進捗管理及び計画期間終了後の評価を行い、以後の計画を改善するという「PDCAサイクル」が確実に回るようにするためには、個々の事業に可能な限り定量的な目標を設定し、目標値と実績値との乖離を把握することが必要となる。目標の設定に際しては、事業の結果としてのアウトプット指標、事業の成果としてアウトカム指標の両方を設定することが一般的には望ましい。

市場運営は、人口減少や消費者行動の変容等の構造的な変化、天候その他の自然条件などの外部環境や、市場業者の経営状況、経営方針等によって大きく左右される。また、各市場に求められる機能や役割、そこで活動する市場業者の経営規模や事業内容は様々であるため、市場ごと、市場業者ごとに課題も異なっている。

こうした背景の下、経営計画における取組は、開設者である都が政策目標を立てて主体的に行うものと、市場業者の主体的な事業活動の結果として成果が表れるものがあり、アウトプット指標やアウトカム指標を設定できる事業と設定が困難な事業とが存在することを考慮することが求められる。

市場運営の特性や事業ごとの性質に応じて可能な限り定量的な目標設定を行い、より有効なPDCAサイクルの仕組みを構築されたい。

II 経営支援について

1 市場業者への経営支援の取組

(1) 補助金制度

市場業者への経営支援の手段の一つ目は補助金制度である。

補助金は、地方自治法第232条の2に「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる。」と規定されているとおり、公益上の必要性が求められている。

また、補助金の交付に当たっては、東京都補助金等交付規則、各補助金交付要綱等に従って行う必要があり、それらには、交付申請等の手続に加え、補助対象、補助金額等の補助金の内容について規定され、恣意的な運用がなされないようになっている。

ア 主な補助金制度の内容

(ア) 中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金

・目的

市場業者が新たなビジネスや業務改善などの意欲的な取組を実施する場合に要する経費の一部に補助金を交付することにより、経営計画の着実な実施と環境変化に迅速かつ柔軟に対応できる強靱な中央卸売市場づくりの推進を図る。

・補助内容

補助区分	補助対象事業例	補助率	補助上限額
変革推進枠	販売力強化、働き方改革外	1 / 2	1,000万円
変革スタート枠	第三者認証取得、BCP策定外	1 / 2	300万円
省エネ対策枠	LED照明器具の導入外	4 / 5	300万円
DX推進枠	販売管理システムの導入外	1 / 2	300万円
経営強靱化枠	専門家の伴走支援を受けながらの各種取組	2 / 3	1,000万円
事業連携推進枠	複数事業者で行う輸出力強化外	1 / 2	3,000万円
感染症対応枠	業界団体によるスクリーニング検査外	4 / 5	3,000万円

(イ) 豊洲市場移転における業界団体融資事業に係る利子補給事業

・目的

豊洲市場への移転に際して、業界団体等に対して、取扱金融機関と連携して金融支援を行うことにより、豊洲市場への円滑な移転及び業界団体の運営安定化を推進する。

- ・補助内容

取扱金融機関が業界団体等に対して実施する融資に伴い発生する利子の全額を、業界団体等に代えて都が取扱金融機関に対して支払う。

(ウ) 千客万来施設事業用地（5街区）を活用した賑わい創出事業補助金

- ・目的

豊洲市場を訪れる観光客や地域住民が市場の食材に身近に接することができる多様な店舗を配置した「場外マルシェ」の設置に必要な経費を補助することで、豊洲市場及びその周辺エリアの賑わいづくりと豊洲ブランドを確立する。

- ・補助内容

千客万来施設事業用地（5街区）を活用した賑わい創出事業の事業者として都と一時使用目的の賃貸借契約を締結した者に対し、「場外マルシェ」に係る建物等に係る経費のうちリース契約による分を補助する。

(エ) 豊洲市場移転における仲卸・関連事業者融資事業に係る利子補給事業

- ・目的

豊洲市場への移転に際して、仲卸業者及び関連事業者に対して、取扱金融機関と連携して金融支援を行うことにより、豊洲市場への円滑な移転並びに仲卸業者及び関連事業者の運営安定化を推進する。

- ・補助内容

取扱金融機関が仲卸業者及び関連事業者に対して実施する融資に伴い発生する利子から0.5%を除いた年利を、仲卸業者及び関連事業者に代えて都が取扱金融機関に対して支払う。

補助額の上限は、設備導入特例及び移転後支援特例の利用に伴い発生する利子は年利2.5%、移転延期に伴う特別融資特例及び環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例の利用に伴い発生する利子は年利3.0%が上限。

(オ) 豊洲市場移転における大規模事業者融資事業に係る利子補給事業

- ・目的

豊洲市場への移転にかかる大規模事業者融資事業の実施に当たり、大規模事業者が支払う利子の一部を都が補助することにより、豊洲市場への円滑な移転を推進する。

- ・補助内容

大規模事業者が負担する年利から 0.5%を除いた利率で計算した金額を、都が取扱金融機関に対して交付する。

環境・省エネ設備補助金つなぎ融資特例を利用する場合は、大規模事業者が負担する利子の全額を、大規模事業者に代えて都が取扱金融機関に対して支払う。

(カ) 地方卸売市場施設整備事業補助

・目的

地方卸売市場の開設者が行う施設整備に要する経費の一部を補助することにより、市場機能の高度化及び買受人の利便性に配慮した施設整備の促進を図り、もって、生鮮食品等の流通の円滑化と都民の消費生活の安定を図る。

・補助内容

多摩地域の青果及び水産民営地方卸売市場が、東京都卸売市場整備計画等に基づいて行う施設整備に対して補助する。

補助率は施設の種類ごと及び新設市場か既設市場かにより分類されており、例えば基幹施設の場合、新設市場は 1 / 3、既設市場は 1 / 5 となっている。

表 C-1-1 令和 4 年度の補助金制度の予算額、執行額、執行率一覧

(単位：千円)

	補助金名称	予算額	執行額	執行率
1	中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金	500,000	222,219	44.4%
2	地方卸売市場施設整備事業費補助	118,300	41,356	35.0%
3	地方卸売市場管理衛生費補助	9,110	7,297	80.1%
4	地方卸売市場地域貢献事業補助	589	165	28.0%
5	豊洲市場移転における業界団体融資事業に係る利子補給事業	217,888	217,887	100.0%
6	千客万来施設事業用地（5街区）を活用した賑わい創出事業補助金	164,500	128,500	78.1%
7	豊洲市場移転における仲卸・関連事業者融資事業に係る損失補助	135,000	11,067	8.2%
8	豊洲市場移転における大規模事業者融資事業に係る利子補給事業	119,921	119,920	100.0%
9	環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金	67,925	19,638	28.9%
10	豊洲市場移転における仲卸・関連事業者融資事業に係る利子補給事業	50,183	49,157	98.0%

	補助金名称	予算額	執行額	執行率
11	豊洲市場に移転する市場業者への利子補給事業（移転資金）	27,008	25,811	95.6%
12	豊洲市場移転における市場業者への移転後利子補給事業	19,994	18,912	94.6%
13	豊洲市場移転における組合転貸融資事業に係る利子補給事業	1,919	1,918	100.0%
14	豊洲市場に移転する市場業者への利子補給事業（移転前経営安定化資金）	116	79	68.4%
15	省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金	24,000	1,825	7.6%
16	生体（豚）集荷促進事業経費補助金	10,000	10,000	100.0%
17	みんなのICHIBA づくり応援事業補助金	4,915	1,107	22.5%
18	東京都中央卸売市場廃棄物処理設備等整備事業費補助金	2,500	656	26.2%

都提供資料より監査人作成

イ 監査の結果

（ア）補助金の執行状況について

予算の執行率について、資料の閲覧及び担当者へのヒアリングを行ったところ、特に執行率の低い補助金については、以下のとおりであった（小見出しカッコ内は令和4年度の執行率）。

a 省エネ型グリーン冷媒機器普及促進事業補助金（7.6%）

ヒアリングの結果、補助対象物の単価が低かったことが執行率の低くなった大きな要因とのことであった。なお、令和5年度は、令和4年度と同額が予算計上されているが、令和5年度は、同補助金をより多くの事業者に活用してもらえよう補助率を見直したことや積極的な広報活動に加え、大型の補助対象物が製品市場に導入されていること、一部のメーカーにおいて、令和6年度までに取り扱う全ての業務用冷蔵庫をノンフロン化するという計画があると聞いていることから、執行率は向上する見込みとのことであった。

b 豊洲市場移転における仲卸・関連事業者融資事業に係る損失補助（8.2%）

当該補助金は、倒産などにより民間融資が返済できなくなった際に、その融資者に対し都が損失補填するものであり、返済不能の件数・金額により大きく執行率は変動するものである。ヒアリングの結果、予算額は損失補助の対象とする融

資事業の利用者数等を踏まえて、損失補助の案件が生じた際に、金融機関に対して、不足なく補助を実行できるよう算出し、計上しているとのことであった。

c みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金 (22.5%)

当該補助金は、食文化等の推進に資する事業等、東京都中央卸売市場の公益性を高めるための事業を支援するものであり、新型コロナウイルスの蔓延によりイベント開催が控えられたことが執行率の低かった主な要因とのことであった。新型コロナウイルス感染症の落ち着きにより、今後は執行率が上昇する見込みとのことであった。

d 東京都中央卸売市場廃棄物処理設備等整備事業費補助金 (26.2%)

当該補助金は、令和4年度はリース費用の補助2件にとどまっており、購入費用補助があった平成28年度の250万円執行以降は、令和4年度を下回る水準の執行しかないとのことであった。ヒアリングの結果、毎年、250万円の新規購入補助を可能とするため、当該補助金の交付要綱では、購入の場合の補助限度額を1台当たり250万円としているが、リース費用の補助が継続的にある中、予算額250万円では購入の補助限度額までは交付できない予算となっていた。

e 地方卸売市場地域貢献事業補助 (28.0%)

過去5か年にわたり予算額に大きな変更はなく、執行率は最大で平成30年度の46%となっている。当該補助金は、学校などの市場見学などに補助するものであり、新型コロナウイルスの蔓延により執行率が下がっていたものであり、今後は執行率が増加することを見込んでいるとのことであった。

f 環境負荷低減・省エネルギー等対応設備導入補助金 (28.9%)

当該補助金は、環境に配慮した先進的市場である豊洲市場に適合した環境負荷低減及び省エネルギー等に対応する設備の導入を促進するための補助金である。過去5か年は予算額が減少しており、執行率は平成30年度の53%を最大に、それ以降は低下傾向にある。

(意見2-1) 執行状況を反映した予算の見積りについて

補助金の予算額に対する執行率を確認したところ、執行率が20%~30%台と、他の補助金に比べ相対的に低いものが存在していた。執行率が低い要因は補助金により異なるものの、執行率が低い補助金については、当初予算策定の段階で、市場業者との経営相談等のコミュニケーションを通じて、現行の補助金制度に対する申請の意向や、潜在的に補助を受けたい事業は何かといった需要を聴き

取り、より効果的な予算額の見積りができるよう検討されたい。

(意見 2-2) 適切な補助予算額の設定について

東京都中央卸売市場廃棄物処理設備等整備事業費補助金は、設備の新規購入代金又は新規リース料を補助対象としている。補助限度額を 250 万円と設定しているが、これは単年度で最大 250 万円の購入補助を想定したものである。令和 4 年度の執行状況は 65 万 6 千円、26.2%の執行率であり、執行額の全額がリース料に係るもので、令和 5 年度以降も引き続き交付が予定される案件に係るものである。

この点、予算の一部がリース料補助として継続的に執行されているため、要綱で定める単年度 250 万円の購入補助ができない状況となっている。

予算額の見直しなどにより、補助金交付要綱と予算額の整合を図られたい。

(イ) 低執行率の要因分析について

執行率が 50%を下回る補助金があることについて、都では要因をどのように分析しているか質問したところ、市場業者とのコミュニケーションを通じて得られた情報を踏まえ、市場業者の認知不足が一因と考えている旨の回答を得た。この点、都では執行率向上のために、業者に対して申請を促進するためのチラシの配布など周知活動を行っている。

また、都では、経営セミナーの受講者を対象としたアンケートや経営アドバイザーの場において、補助金申請のきっかけ等について聞き取りによるアンケートを実施し、配布チラシのデザインの更新や各場の担当者からの周知、業界団体から個社への周知依頼に加えて、専門家とともに各場を定期的に訪問し、相談対応を行う場において、経営支援策の紹介を行うなどのプッシュ型経営支援策を周知する取組を行っている。一方で、周知活動の有効性評価という点では、周知活動が実際にどの程度、補助金申請に結び付いたのか、どのような周知方法であれば知る機会が得られたのかといった、より広範な情報収集と検証を行う余地があるように見受けられた。

(意見 2-3) 市場業者への補助金制度の周知活動の有効性評価について

補助金のうち、中央卸売市場経営強靱化推進事業補助金は、市場取引の活性化に資するべく、他の補助金制度と比較しても予算額が多額であり、都としても市場業者の需要に応えられるよう、幅広い事業への補助を対象としたものである。一方で、補助金は予算を十分に活用することがその目的達成に資すると考えられるが、令和 4 年度の予算額 500,000 千円に対し執行額は 222,219 千円（執行率 44.4%）と、執行残が相当程度発生している状況にある。

都では、市場業者とのコミュニケーションも踏まえて、執行未達の一因を周知不足と評価し、定期訪問時における市場業者への補助金制度の紹介や、市場業者組合へチラシを配布する等の周知活動を行っている。

また、都では、経営セミナーや経営アドバイザーといった業者とのコミュニケーションの場において、補助金申請のきっかけ等について聞き取りによるアンケートを実施し、チラシのデザインの見直し等を行っている。一方で、周知活動の有効性評価という点では、周知活動が実際にどの程度、補助金申請に結び付いたのか、どのような周知方法であれば知る機会が得られたのかといった、より広範な情報収集と検証を行う余地があるように見受けられた。

周知活動の有効性が十分に評価されないと、効果の低い活動を続けてしまうリスクが生じ、市場業者も補助金制度を十分に認知することなく、経営課題を解消することが困難となる状況が想定される。そこで、周知活動の有効性の評価を行い、活動内容を見直すことで、PDCAサイクルを回すことが必要と考えられる。

周知活動の有効性評価の方法として、より広範な情報収集を行い、例えば、申請数について市場別、業者別、取扱品目別等で比較した結果、周知が不足していると思われる領域がないか分析を行うといった方法も考えられる。

そのようにして得られた有効性評価の結果によっては、現行の周知活動をより効果的なものに見直し得る情報が入手できると考えられるため、実施を検討されたい。

(ウ) 経営相談等を通じての補助金ニーズの把握について

補助金制度の見直しを行っているかについて質問をしたところ、市場業者とのコミュニケーションの過程で、各事業者の経営課題や、どのような事業に関心があるかといった情報を得ており、予算策定の段階で内容を見直しているとの回答を得た。経営相談等における相談は市場業者のニーズを把握し、より有効な補助金の内容とするのに有益な機会であり、実際に令和4年度では、市場DX化に向けた補助金制度を創設する等の反映がなされている。

都では、補助金制度に係る相談対応結果を一覧表にまとめているが、記載されている情報は、日付や、相談が補助金に関するものかといった項目のみであり、個々の相談内容については個別の記録を確認する必要がある。一覧表だけでは、実際に補助金制度を活用した取組の内容や金額が確認できない状況にあり、より効果的かつ効率的な見直しが行える余地があると考えられる。

(意見2-4) 経営相談等の結果の補助金制度への反映について

補助金の執行率を向上し、補助を必要とする市場業者に対して補助が十分に

実施されるためには、補助金の内容や金額規模が市場業者の需要に適合している必要があると考えられる。都では、経営相談等において市場業者から相談を受けており、補助金制度に係る相談も多くなされている。

市場業者のニーズをより効果的かつ効率的に分析する手法として、個々の相談記録に含まれている情報（金額規模、コールドチェーン化や輸出強化といった具体的な事業内容等）をデータベース化し、相談内容がどのように変わってきているかなども含めて分析することで、市場業者の需要を把握することが考えられる。

需要に応じた補助金制度の見直しを、より効果的かつ効率的に行い、補助金制度がより有効に活用されるべく、経営相談等の内容をデータベース化するなど、より詳細に集計・分析して、その結果を補助金制度の内容に反映されたい。

（エ） 補助事業の実績報告書の受領状況について

地方卸売市場管理衛生費補助金は、その補助金交付要綱第 13 に、「補助事業の期間が終了したとき又は市場を廃止したときは、その事実のあった翌日から起算して 10 日以内に、当該補助事業の実績報告書を知事に提出しなければならない。」と規定しているため、その実績報告書の受領が補助事業期間の終期から 10 日以内になされているか確認したところ、令和 4 年度分の全ての報告（5 件）について、事業期間終期が 2 月 28 日のところ、実績報告書の提出が 3 月 24 日であり、提出期限を超過して実績報告書が提出されていた。

（意見 2－5） 補助金交付要綱に定めた資料の提出期限遵守について

地方卸売市場管理衛生費補助金について、その補助金交付要綱に定める提出期限を超過して実績報告書が提出されていた。

補助事業の実施完了から実績報告書提出までの期間の定めは、都において適時の会計処理等が行えるよう設けられたものであり、地方卸売市場管理衛生費補助金交付要綱第 18（3）では、要綱に基づく命令に違反した場合には交付決定の取消しができるとの規定も定めており、遵守されるよう補助金交付要綱に基づき、補助事業者に指導されたい。また、当該期間内の提出が実務上困難な場合は期間の見直しを行うなど、補助金交付要綱の改定も検討されたい。

（オ） 補助金交付申請に係る標準処理期間について

地方卸売市場管理衛生費補助金、地方卸売市場施設整備事業費補助金及び地方卸売市場地域貢献事業補助金について、窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱別表 12 の 11 項から 13 項に、それら補助金についての標準処理期間がそれぞれ 20 日、25 日、7 日と定められているが、申請書類に受領印を押す等、受

領日の把握がなされておらず、その処理期間が不明であった。

(意見 2-6) 補助金交付申請に係る標準処理期間について

地方卸売市場管理衛生費補助金、地方卸売市場施設整備事業費補助金及び地方卸売市場地域貢献事業補助金は、窓口事務に係る標準処理期間に関する要綱に標準処理期間の定めがある。

実際の運用においては、書類の受領日の把握方法はそれぞれで異なっており、受領後、直ちに処理するために、個々の受領日は把握していない場合や、日付順でファイリングを行うなどの対応を取っているものもあった。

標準処理期間内で処理されたかの記録の残し方としては、受領資料に受領日を記載することが考えられる。

標準処理期間は、不当に処理を遅延されることによる申請者の不利益を防止するために定めたものであり、その定めがある補助金であれば、受領日を把握することで処理期間を客観的に認識できるよう、明確に記録されたい。

(カ) 補助金交付申請の正確な審査について

令和 4 年度に交付決定された補助金の審査にかかる補助金交付申請書、交付決定の起案文書等の一連の資料及び該当の補助金交付要綱を閲覧したところ、「みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金」に係る交付決定について、全審査委員のうち 1 名による評点の合計点数が誤って計算されており、誤った点数に基づき交付決定がなされていたものが 1 件検出された。

(指摘 2-1) 補助金交付申請の正確な審査について

令和 4 年度に交付決定された補助金の審査にかかる補助金交付申請書、交付決定の起案文書等の一連の資料及び該当の補助金交付要綱を閲覧したところ、「みんなの ICHIBA づくり応援事業補助金」に係る交付決定について、全審査委員のうち 1 名による評点の合計点数が誤って計算されており、その点数に基づき交付決定がなされていた。

審査委員の評点は補助金交付の可否に直接影響するものであるため、交付決定の基礎となる点数計算を正確に実施されたい。例えば、審査項目は網羅的に検討されたか等、交付決定の際に改めて確認すべき項目をリスト化し、確認作業が正確に行われるような仕組み作りを検討されたい。

(キ) 補助金交付申請内容の検討状況について

都では、事業者から補助金交付申請書を受領した際、当該申請に係る書類について、補助事業の目的、内容等が適正であるか及び金額の算定に疑義がないかに

ついて審査を実施している。

「千客万来施設事業用地（５街区）を活用した賑わい創出事業補助金」交付申請に関する審査について、補助金交付申請書の内容を閲覧し、申請された内容の検討過程をヒアリングした。

補助金交付申請書に添付されているリース契約の見積書を閲覧したところ、内訳明細書には複数の費用について記載があったため、個々の費用が交付対象経費に該当するか、要綱との照合を行った。

補助金の対象となる経費は、下記施設・設備の設置に要する経費のうち、リース契約に要する経費である。

補助対象施設等（「千客万来施設事業用地（５街区）を活用した賑わい創出事業補助金交付要綱」別表第１より抜粋）

- ・建物

建物本体（設置に係る設計、工事費用等含む。）

- ・建物に付随する設備

建物本体の運用に必要となるインフラ設備、消防設備、空調設備、その他法令に適合するために必要な設備等（設置に係る設計、工事費用等含む。）

- ・飲食・物販店舗に設置する設備

冷蔵庫・冷凍庫、厨房設備、什器等（設置に係る設計、工事費用等含む。）

見積書には、「企画・ディレクション費」という名目の経費が記載されていた。交付決定の記録を閲覧したところ、「千客万来施設事業用地（５街区）に設置する仮設場外マルシェ事業に係る経費であり、補助事業の目的に合致している」との一文をもって交付が決定されており、要綱上の交付対象経費のいずれに該当するかが不明瞭であったため、当該経費について、補助金交付要綱に沿った経費であるかどうかの検討状況を担当者に追加的に質問した。その結果、当該経費については、「施設整備を含む企画提案に係る経費を企画・ディレクション費と捉え、具体的な内装やしつらえなど、事業の趣旨に沿ったものかどうかを確認し、対象経費に含まれるものと判断した」との説明を受けた。

（意見２－７）補助金交付申請内容の検討過程の記録について

「千客万来施設事業用地（５街区）を活用した賑わい創出事業補助金」交付申請に関する審査について、補助金交付申請書の内容を閲覧し、申請された内容の検討過程をヒアリングした。

見積書には、「企画・ディレクション費」という名目の経費が記載されていた。交付決定の記録を閲覧したところ、「千客万来施設事業用地（５街区）に設置す

る仮設場外マルシェ事業に係る経費であり、補助事業の目的に合致している」との一文をもって交付が決定されていた。しかし、要綱上の交付対象経費は、施設や設備すなわちモノ自体のリース契約にかかる経費が対象になっているように読め、補助対象経費のいずれに該当するか不明瞭であったため、企画・ディレクション費について、補助金交付要綱に沿った経費であると判断した理由を担当者に追加的に質問した。その結果、「当該経費は建物のデザインに関する経費であり、施設整備を含む企画提案に係る経費を企画・ディレクション費と捉え、具体的な内装やしつらえなど、事業の趣旨に沿ったものかどうかを確認し、対象経費に含まれるものと判断した」との説明を受けた。

しかし、「企画・ディレクション費」自体が、個別にも補助金の趣旨と照らして適切な経費であるかどうかの判断については、検討の証跡が確認できなかった。判断結果自体に異を唱えるものではないが、上記の考え方も、調査の結果ようやく判明したものであり、同様の事例が今後生じた場合に同様の判断となるのか、記録上はつきりしないという懸念が残った。

当該事業に係る運営費は補助金で賄っていることから、補助金の趣旨に反する項目が含まれていないかどうかの検討は重要である。特に、補助金対象として合致しているかどうかについて名称などで明示的でないものについては、当該経費の適切性を判断した担当者・関係者の記憶が鮮明であるうちはよいが、時間の経過とともに説明が困難になり、後付けで判断当時とは異なる説明をしてしまう懸念がある。そのため、補助金の趣旨に合致していることが名称などで明示的でないものについては、内容の説明を記載しておくことが望ましい。どこまでが明示的でないかは、その都度の判断にはなるが、事後的な検証や説明の根拠となるよう、実際の判断過程で内容を確認したり、認められるか議論があったポイントについて、記載を残しておくことが有用と考えられる。取扱いを検討された。

(2) 経営支援策

ア 概要

市場業者への経営支援の手段の二つ目は経営支援策であり、その内容は以下のとおりである。

(ア) 経営相談

市場業者や業界団体の経営課題等に対して、専門家による相談対応を行う。

令和4年度の専門家としては、公認会計士、弁護士、中小企業診断士、社会保険労務士及び食品衛生コンサルタントを置いている。

(イ) 講師派遣

市場業者等が組織する組合又は団体が主催する研修会等に対して、講師を派遣する。

(ウ) 経営アドバイザー活用による働きかけ強化等

経営の専門家による定期的な各場訪問等、伴走型の支援対策を整備するとともに、市場業者向けの情報誌の発行や、都が主催する経営セミナー等に専門家の知見等を活用することで、情報発信力を強化する。

経営アドバイザーは中小企業診断士及び公認会計士が所属する法人に委託している。

表C-1-2 令和4年度の経営支援策の実績一覧

支援策名	実施回数	内容
経営相談	5回	事業税負担の軽減に向けた株式減資等
		損益管理及び財務内容の改善に向けた取組
		新規加工場整備にかかる品質衛生管理
		仲卸店舗における品質衛生管理の強化
		年次有給休暇の取得義務や従業員退職時の対応等
講師派遣	3回	電気料金と省エネへの取組
		経営改善に関するセミナー
		労働セミナー
経営専門家の訪問		
訪問回数	56回	(オンライン対応含む)
対応案件数	87件	

都提供資料より抜粋

イ 監査の結果

(ア) 経営相談等の体制について

都では、専門家が市場業者に対して経営相談や定期訪問を行うことで、個々の市場業者の相談内容に対応し、経営改善につなげる取組を実施している。PDCAサイクル上、その相談内容を集約分析し、市場業者の課題を理解し、経営支援の内容に取り込むべきものがないか検討することも重要と考えられる。

また、経営相談に対応する専門家としては、公認会計士、中小企業診断士、社会保険労務士、食品衛生コンサルタント、弁護士を委嘱している。経営計画には、「DXの推進等による市場業務の効率化」を掲げているものの、データやデジタル技術等に関して高度な専門性を有し、それらを活用してビジネスの変革を図るDXの専門家については、配置していなかった。

(意見 2-8) 市場業者からの相談内容の整理分析と事業への反映について

補助金以外の経営支援策の効果的な実施についても、PDCAサイクルを回して、市場業者からの相談内容を集約分析する必要があると考えられるところ、都では、相談件数及び内容等を一覧化し、分析を行っていた。しかしながら、個別の相談票を見ないと内容が把握できない状況にあり、必ずしも効果的、効率的な分析に有用な一覧表とはなっていなかった。

市場業者からの相談内容等についての整理分析を一層効果的なものとするため、どのような事業に対して相談が多いのか等、より多様な情報をデータベース化する等して把握した上で、今後の経営支援の内容等に反映することは、市場業者の課題をより理解した経営支援策の実施に資すると考えられるため、その仕組化を検討されたい。

(意見 2-9) 市場業者のDX化推進に向けた取組について

現在、注文情報を紙で管理しているものを電子化することで、同じ内容を複数の書類に記載する手間の削減ができたり、商品情報を電子化し、ウェブ販売を可能とすることで新たな販路を開拓できたりするなど、DX化には大きなメリットがあると考えられる。

経営計画ではDX化を推進しており、補助金制度の中にDX推進枠も設けている。その一方で、経営相談及び経営アドバイザーについては、データやデジタル技術等について高度な知識を有するDXの専門家を配置していない。DX化は専門知識を要するため、高度な知識を有する専門家が更なる需要を掘り起こしていくことも有用と考えられる。

経営相談の窓口としてDXの専門家（我が国のDX化推進については推進協会が存在し、中小企業診断士等の専門家が注力している。）を配置し、専門家を通じたセミナー・研修の実施や、中央卸売市場所管のもののみならず、都やその他利用可能な助成金制度の紹介等を行うことにより、市場業者からの相談を喚起することで、経営計画の目標の一つである「DXの推進等による市場業務の効率化」達成に資すると考えられるため、実施を検討されたい。

Ⅲ 市場の業務管理について

1 財産管理

(1) 固定資産の管理

ア 概要

中央卸売市場会計の令和4年度決算では、有形固定資産697,198百万円(帳簿価額)、無形固定資産49百万円が計上されている。上記の固定資産は、主に市場用地、市場建物及び冷蔵設備等により構成されている。

固定資産の管理については、東京都中央卸売市場財務規則の第6章に規定されている。

同規則によると、固定資産を取得する際には、固定資産取得伝票とそれに基づく振替伝票の作成を行うこととしている(第89条)。

固定資産の売却、撤去及び廃棄についても、固定資産減少伝票とそれに基づく振替伝票の作成を行うこととしている(第93条)。

償却資産の減価償却は、定額法により毎事業年度に行い、その整理は、有形固定資産については間接法、無形固定資産については直接法によるものとしている(第97条)。

固定資産台帳の登録については、直接、同規則で規定されていないが、取得時に作成される固定資産取得伝票の内容に基づいて、管理部財務課が固定資産管理システムに登録を実施している。登録された固定資産のうち、「車両運搬具」及び「工具器具備品」については固定資産管理簿を作成し、各市場に配布するとともに、テプラ等による備品シールを貼付して管理を行うこととしている。

固定資産台帳への登録及び取得、減価償却、除却の会計処理は、管理部財務課で一括して行われており、各市場は直接関与する運用とはなっていない。また、各市場で行われる工事の中には、金額基準又は市場共通の工事の効率性の観点から、本庁で起工するものもある。

同規則第103条で、諸表報告として管理部長は、毎事業年度経過後に固定資産明細書等を作成し、市場長に報告する旨の規定があり、決算期の会計事務取扱要領には、「各課、各市場の所管する固定資産については、現物と固定資産管理簿を調査照合の上、相違がある場合は速やかに必要な措置を行う」旨の記載がなされているが、有形固定資産の実査は、定期的に行われている部署もあるが、部署ごとに確認内容の程度に相違がある状況である。なお同規則第113条で、固定資産の出納管理について自己検査を行う旨が規定されているが、こちらも現物確認は必ずしも行われているわけではなく、その場合は、固定資産管理簿と固定資産明細書との整合性確認にとどまっている。

地方公営企業の財政状態及び経営成績は財務諸表によって表され、適切な料金設定や老朽化対策といった経営に関する意思決定等に影響を与える。中央卸

売市場会計における固定資産の残高は総資産の6割を占めているため、その管理及び会計処理が財務諸表に与える影響は大きく、適切な業務執行に特に留意する必要がある。

イ 監査の結果

(ア) 固定資産の現物の実在性について

固定資産台帳に登録のある資産について、その実在性及び管理状況を確認する観点から、本庁及び各市場に所在する63件について、有形固定資産台帳と現物との整合性を確認した。

上記の手續の結果、以下の資産については現物の所在が確認されなかった。

No.	所管	資産番号	固定資産名称	取得価額 (円)
1	板橋	I54-1-2	冷蔵設備	2,939,383
2	食肉	Aa52-11-4	火災報知設備	404,413
3	食肉	Aa54-1-1	第2冷蔵庫冷凍機設備	29,140,955
4	食肉	Aa54-1-2	冷凍機受液保護装置	281,247
5	食肉	Aa53-13-1	仮設排水設備	983,716
6	食肉	Aa55-13-1	トロリー掛け	54,750
7	豊洲	N7-12-2	カラーテレビ	447,500
8	豊洲	N7-12-3	カラーテレビ	298,721
9	豊洲	N7-12-4	カラーテレビ	280,000
10	豊洲	N7-16-2	AED (自動体外式除細動器)	221,000
11	豊洲	N7-16-3	AED	88,500
12	本庁	AA55-15-2	入荷量表示装置 (水産物部)	18,298,433
13	本庁	AA55-15-5	入荷量表示装置 (水産物部)	725,095
14	足立	C42-6-3	万年堀	273,530
15	足立	C42-13-8	フェンス	1,858,269
16	足立	C52-9-1	信号設備	133,802
17	淀橋	G41-1-1	コンクリート舗装	5,835,384
18	淀橋	G53-12-1	給水設備	62,100
19	淀橋	G53-14-1	排水設備	2,278,900
20	淀橋	G55-4-3	冷暖房設備	3,764,537
21	淀橋	G7-4-1	ワイヤレスアンプ	220,300
22	本庁	AA7-6-14	パソコン	350,000

また、「車両運搬具」及び「工具器具備品」以外の区分の固定資産（不動産）については、固定資産管理簿が作成されておらず、ラベル管理による所在の把握が十分になされていない。「車両運搬具」及び「工具器具備品」についても、ラベルの貼付の有無には市場ごとで運用の違いが見受けられ、固定資産台帳に登録のある資産と現物の照合が即座にできない状況も識別された。

豊洲市場の以下の資産については、その部品である工業用水中ポンプ外3点の買入に伴い、使用中の同ポンプを廃棄したとして、買入れ額と同額の資産を除却する会計処理をしていた。しかし、ヒアリングの結果、廃棄していないことが判明した。これは、使用中のポンプと買入れたポンプを定期的に交換することで効率的かつ長期的な利用を行うという現場の運用が、管理部財務課により把握されていなかったことを要因としている。

No.	所管	資産番号	固定資産名称	取得価額（円）
1	豊洲	N42-22-43	その他のもの（さく井）地下水揚水設備	16,699,799

同様に豊洲市場の以下の資産については、設備の一部を取替更新するものであったが、元の資産が特定できないという理由で、旧設備の一部除却の処理が実施されていなかった。

No.	所管	資産番号	固定資産名称	取得価額（円）
1	豊洲	N7-8-4	コンプレッサー	960,000

（意見3-1）有形固定資産の現物実査について

中央卸売市場財務規則において、固定資産の現物実査を実施することは明文化されていないが、決算期の会計事務取扱要領には、「各課、各市場の所管する固定資産については、現物と固定資産管理簿を調査照合の上、相違がある場合は速やかに必要な措置を行う」旨の記載がなされている。しかし、本庁及び各市場においては、「車両運搬具」及び「工具器具備品」（動産）について固定資産管理簿を作成しているものの、それらの現物実査は、定期的に行われている部署もあるが、部署ごとに確認内容の程度に相違がある状況である。また、「車両運搬具」及び「工具器具備品」以外の区分は現物実査の対象とされていない。

今回、監査人による現物確認手続を実施した63件のうち、22件の資産の実在性が確認できなかった。これは手続の対象外となった市場又は固定資産においても、同様の事例が存在することを示唆している。

固定資産の現物実査により、当該資産の実在性及び利用状況を定期的に確認するとともに、正常に機能するか否かを確認することは、資産の維持管理、ひい

では適切な財務諸表の作成上、必要である。また、その対象は基本的に全ての固定資産としなければ、上記の維持管理上の目的を十分に達成することはできない。したがって、定期的な実査を行うことを検討されたい。

(指摘 3-1) 有形固定資産の除却漏れについて

監査人による固定資産の現物実査の結果、22 件の資産の実在性が確認できなかった。

当該資産について、1 件は耐用年数にわたり償却計算が続き、残り 21 件は償却後の残存価額が財務諸表に計上される状態であるため、本来あるべき費用と収益の対応を歪めることとなっている。

したがって、速やかに除却に係る手続により、台帳登録の是正及び除却の会計処理を実施されたい。

(指摘 3-2) 有形固定資産の除却の誤計上について

豊洲市場の固定資産（その他のもの（さく井）地下水揚水設備）について、その部品の買入に伴い、使用中の部品を廃棄したとして、会計上、除却処理をしていたが、実際には廃棄していなかった。これは、使用中のポンプと買い入れたポンプを定期的に交換することで効率的かつ長期的な利用を行うという現場の運用が、管理部財務課により把握されていなかったことを要因としており、本来は資本的支出のみが計上されるべきであった。

固定資産の除却の誤計上は、正確な財務書類等の作成に支障を来すものであるため、管理部財務課と各市場は緊密に連携を取りながら、利用の実態や廃棄の事実を十分に確認した上で、会計処理を実施されたい。

(指摘 3-3) 固定資産の一部除却について

豊洲市場において固定資産の実査及びヒアリングを実施したところ、固定資産（コンプレッサー）について、既存設備の一部取替品であるものの、令和 4 年度の取得の際に新規資産として登録した旨の回答を得た。

既存の設備の取外しと交換が実施されているため、固定資産台帳上、取り替えた既存設備の一部除却を行うことが必要と考えられる。しかし、当該取替対象資産が特定できないために、除却処理を行っておらず、固定資産の簿価が過大となっている。

設備の現物が実在している中で、当該資産が台帳上のいずれの資産であるか特定できないということは通常想定し得ない状況であり、速やかに当該資産の特定を実施の上、帳簿価額を是正されたい。

(意見 3-2) 有形固定資産のラベル管理について

固定資産台帳に登録された資産のうち、「車両運搬具」及び「工具器具備品」については固定資産管理簿を作成し、各市場に配布するとともに、テプラ等による備品シールを貼付して管理が行われている。

この運用は、「車両運搬具」及び「工具器具備品」に限定されているが、ラベル管理も原則として全ての資産について実施しなければ、資産の所在や状態はもちろん、資本的支出がどの資産について実施されたのかを厳密に把握することが困難となる。

また、市場には卸売業者等の外部の資産が多数存在するため、都保有の資産であることを明示しなければ、誤って本来の用途から外れた利用がなされることや撤去されてしまうことも想定される。例えば、食肉市場における固定資産「トロリー掛け」については、都が購入したもののほかに業者が購入したものもあるが、所有者を識別できるラベル等はなく、両者の購入物が混在している状況である。

したがって、構造上困難な場合を除き、原則として全ての資産について、ラベルの貼付を行い管理することを検討されたい。

(意見 3-3) 複数保有の有形固定資産に係るラベル管理について

本庁所在の固定資産(大型ディスプレイ)は、現在、ラベル管理が行われている「車両運搬具」及び「工具器具備品」に該当し、2台保有しているものの、固定資産台帳への登録が1件の資産として行われている。監査人による現物確認の結果、別の部屋に保管されており、2台ともラベルの貼付は確認されたものの、ラベルには同じ資産番号が記載されていた。

複数の資産に同じ資産番号のラベルが貼付された場合、それぞれの所在や状態が異なるにもかかわらず画一的な管理となることや、複数個存在する事実が適切に把握されないことが想定される。

したがって、複数個保有する資産については、資産番号に枝番を加えたラベルを貼付することを検討されたい。

(イ) 有形固定資産の取得に係る処理の適切性について

中央卸売市場財務規則第86条第1項によれば、有形固定資産は「土地、立木、建物、構築物、機械及び装置、車両運搬具、耐用年数一年以上かつ取得価額十万円以上の工具、器具及び備品、建設仮勘定並びにその他の有形資産であつて有形固定資産に属する資産とすべきもの」とされている。また、同条第2項に基づき、固定資産の区分や耐用年数を類型化する固定資産名鑑(平成22年3月31日改正)が作成されている。

固定資産の取得価額は耐用年数に応じて費用化されていくが、本来、固定資産とすべき物品の購入や工事が一時の費用として処理されたり、適切な区分及び耐用年数で計上されずに誤った償却計算が行われたりした場合は、財務諸表に影響を及ぼす可能性がある。

この観点から、固定資産の現物確認や工事・購買契約に係る各種証憑の閲覧を通じて、固定資産が適切に計上されているかを検証した。

上記の手続の結果、大田市場で購入した以下の資産について、耐用年数1年以上かつ取得価額が10万円以上の工具器具備品であるにもかかわらず、資産計上がなされていないことが判明した。

No.	品名	単価（税抜）	合計数量	金額
1	2灯式LED投光器	130,000円	10基	1,300,000円
2	正弦波インバーター搭載発電機 EU9i	105,000円	1台	105,000円
3	正弦波インバーター搭載発電機 EU18i	155,000円	1台	155,000円

また、本庁及び大田市場に所在する以下の資産について、本来、ソフトウェアとして計上すべきパッケージソフトであるところ、工具器具備品で計上されていることが判明した。

No.	所管	資産番号	固定資産名称	取得価額（円）
1	本庁	AA7-6-37	製図ソフト	361,000
2	大田	M7-6-12	図面作成ソフト	323,000

さらに、板橋市場における以下の資産については、計上元となる工事は板橋市場外7市場にわたって手洗器等の交換を行うものであるが、同工事の手洗器の設置数及び単価は設計図面から確認可能であり、その他部材及び工事費等についても手洗器の設置数などを基準として按分することで各市場の資産計上額の合理的な算定が可能であったにもかかわらず、合理的な按分基準がないものとして、関連する市場に均等額を資産計上していた。手洗器の交換数については、板橋市場は5個であるが、最大が大田市場の41個で、最少は葛西市場の3個となっている。

No.	資産番号	固定資産名称	取得価額
1	I55-11-5	衛生器具	988,760円

No.	文書番号	工事件名	請負金額（税込）
1	03 中事施第 282 号	3 大田市場外手洗器等改修工事	8,697,700 円

（指摘 3－4）有形固定資産の計上について

大田市場で購入した 2 灯式 LED 投光器等 3 点の物品については、耐用年数 1 年以上かつ取得価額が 10 万円以上の工具器具備品であるため、固定資産として計上し管理する必要がある。

これらの物品は、令和 4 年度において一時の費用として会計処理され、また、固定資産台帳への登録がなされていないため、令和 4 年度の費用の過大計上がなされているのみならず、実物は固定資産管理簿等による管理がなされていない。

したがって、速やかに固定資産取得の手続を行い、台帳登録及び会計処理の是正を実施されたい。

（指摘 3－5）固定資産の計上区分について

本庁及び大田市場に所在する製図ソフト等 2 点の資産については、本来、ソフトウェアとして計上すべきパッケージソフトであるところ、工具器具備品で計上されていることが判明した。

同資産は、いわゆるインストール型のパッケージソフトであるが、その資産性は、媒体である DVD ではなく、インストールしたソフトの内容により評価されるべきであり、無形固定資産で計上することが一般的である。

したがって、適切な償却計算や財務諸表における表示のため、固定資産台帳における登録及び会計処理を是正されたい。

（意見 3－4）ソフトウェアの計上基準について

固定資産名鑑（平成 22 年 3 月 31 日改正）には、無形固定資産の区分として「借地権」、「施設利用権」、「電話加入権」のみしか規定されておらず、その他ソフトウェアの計上基準を定めた規定は存在していない。

一般的に、ソフトウェアは実物が存在しないため、計上に当たっては有形固定資産よりも複雑な判断を伴う場合が多く、明確な判断基準がなければ、担当者の判断により、計上区分の誤りやそもそも資産計上がなされないという事態につながりかねない。

令和 4 年度の中央卸売市場会計には、無形固定資産 49 百万円が計上されているが、うち 43 百万円はソフトウェアであり、今後も無形固定資産として新たに計上する資産は、主にソフトウェアであることが想定される。

同一の取引について判断が異なることが生じないように、ソフトウェアについ

ても、固定資産名鑑等に明確な計上基準を規定することを検討されたい。

(意見3-5) 複数市場にまたがる工事に係る資産計上について

板橋市場における固定資産(衛生器具)について、計上元となる「大田市場他手洗器等改修工事(契約日 令和4年1月18日、契約金額 税込8,697,700円)」は、板橋市場外7市場にわたって手洗器等の設置を行う工事であるが、各市場における手洗器の設置数及び単価は設計図面から確認可能であり、その他部材及び工事費等についても手洗器の設置数などを基準として按分することで各市場の資産計上額の合理的な算定が可能であったにもかかわらず、合理的な按分基準がないものとして、関連する市場全てで均等な額を資産計上していた。

異なる場所に設置された固定資産については、それぞれ利用状況が異なるため、将来的な修繕や更新のタイミングも異なるはずである。その際、合理的な按分基準をもって固定資産の取得価額を算定していない場合、除却額や資本的支出か否かの判断が、実態と合わないことが生じ得る。

また、固定資産台帳における計上金額が現物の規模と見合わない場合、固定資産の数や所在場所が適切に把握できず、有効な管理が実施できないことも想定される。

大規模建物の建設工事等、個々の資産の計上に係る按分計算が複雑になる場合に、簡便な算定方法を採用ことはやむを得ないが、本件工事には、そのような事情は特段認められない。

したがって、複数の市場にまたがる工事については、可能な限り合理的な基準をもって、実態に合った取得価額で固定資産を計上することを徹底するとともに、局内での按分計算に困難が生じることが見込まれる場合は、見積書に市場別の金額明細を含むよう外部業者に依頼するなどの対応を講じることを検討されたい。

(ウ) 固定資産の会計処理の妥当性について

固定資産の適切な管理及び関連する会計処理は、固定資産台帳の登録内容により大きく左右されることとなる。その観点から、固定資産台帳における登録実務が取引の実態に即して適切になされるように整備されているか、固定資産台帳を有効に活用した固定資産管理が行われているかについて確かめるため、固定資産台帳の登録内容を基にヒアリングを実施した。

上記の手続の結果、資本的支出を実施した資産について旧資産と同じ資産として管理し、資本的支出部分も当初取得の固定資産と同じ償却率で償却計算を実施している事実を識別した。また、資本的支出の場合、当該資産について、資本的支出と同額の一部除却を実施する実務となっている事実を識別した。

さらに、固定資産台帳への登録は、各市場に所在する固定資産についても管理部財務課で実施しているが、固定資産管理簿を作成する「車両運搬具」及び「工具器具備品」以外の区分の固定資産については、台帳の写し等を各市場に配布することは行われていないため、各市場が固定資産台帳への登録内容を把握できていない事実を識別した。

総務省「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」

3 資本的支出と修繕費の区分

40. 有形固定資産のうち、償却資産に対して修繕等を行った場合は、修繕等に係る支出が当該償却資産の資産価値を高め、またはその耐久性を増すこととなると認められるかどうかを判断し、認められる部分に対応する金額を資本的支出（有形固定資産の取得時及び取得後の支出のうち、当該資産の取得価額に加えるべき支出）として資産に計上します。なお、上記の判断は、実務上困難な場合もあると考えられることから、「区分基準（修繕費支弁基準）」を内部で策定して事務処理を行うのが適当と考えられます。

「区分基準」については、「法人税基本通達」第7章第8節の例示が参考になり、これをまとめると以下のとおりとなりますが、区分が不明な場合は、同通達に、①金額が60万円未満の場合、または②固定資産の取得価額等のおおむね10%相当額以下である場合には、修繕費として取り扱うことができるという規定がありますので、これに従うことが考えられます。なお、地方公共団体の実情により、「60万円未満」を別途の金額に設定することもできることとしますが、その際は、その旨を注記します。

41. また、既存の償却資産に対して行った資本的支出については、その支出金額を固有の取得価額として、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と耐用年数に応じて減価償却を行っていくこととします。

地方公営企業法施行規則

(減価償却)

第13条 償却資産については、毎事業年度減価償却を行うものとする。ただし、償却資産のうち管理者の定めるものにあつては、取替資産として計理することができる。

(固定資産の減価償却の方法)

第14条 償却資産のうち有形固定資産の減価償却は、別表第二号に定める種類の区分ごとに定額法又は定率法（平成10年4月1日以後に取得した建物にあつては、

定額法) によつて行うものとし、無形固定資産の減価償却は、定額法によつて行うものとする。

(意見 3-6) 固定資産の資本的支出に係る固定資産台帳への登録について

豊洲市場における下記の資産に関する資本的支出(4 豊洲市場管理施設棟熱量計測システム更新 20,327,976 円)について、固定資産台帳への登録は、同一資産における帳簿価額の増加及び同額の一部除却を実施しているため、資本的支出部分も当初取得の固定資産と同じ償却率で行われることとなる。この場合、当初の資産の取得日が令和 2 年 3 月 31 日で、資本的支出が令和 5 年 3 月であるが、残存価額まで償却が実施されるのは令和 17 年 3 月までとなるため、資本的支出部分は 12 年で償却されていることとなる。

資産番号	固定資産名称	取得価額(円)
N55-12-106	管理施設棟(7 街区)①管理施設 H30-63【構造】 自動制御機器、盤、制御配管配線等	733,483,622 (資本的支出前)

現行の処理は、実務上、一定程度普及しているものではあるが、一方で、地方公営企業法施行規則第 13 条及び第 14 条で定める減価償却は、同規則別表第二号の法定耐用年数に基づくことが定められている。したがって、資本的支出についても、既存の償却資産と種類及び耐用年数を同じくする別個の資産を新規に取得したものとして、その種類と法定耐用年数に応じて減価償却を行っていくことが妥当である。また、現行の処理では、当初取得資産が平成 10 年以前に取得されたものである場合、耐用年数について、平成 10 年の地方公営企業法施行規則の一部改正に伴う変更以前の年数を適用した償却計算が行われることにもなる。

資本的支出については、全般的に上記「4 豊洲市場管理施設棟熱量計測システム更新」と同様の処理を実施しているとのヒアリング結果を得ている。現行の処理は、実務上、一定程度普及しているものであり、過年度の資本的支出について遡及的に修正を行うことは、対象資産が多く実務上も困難であるとすれば、将来の資本的支出については、適切な損益計算を実施する観点から、法定耐用年数を用いた新規の登録及び償却計算を実施されたい。

(意見 3-7) 固定資産の一部除却について

豊洲市場における固定資産(管理施設棟(7 街区)①管理施設 H30-63【構造】自動制御機器、盤、制御配管配線等)に関する資本的支出(4 豊洲市場管理施設棟熱量計測システム更新 20,327,976 円)については、既存の設備の一部の更新

工事となるため、既存資産の一部を除却する処理を行っているが、更新部分に対応する既存資産の取得価額を合理的に算出できないという理由で、便宜上、資本的支出の取得価額と同額で一部除却を行っている。管理部財務課より、資本的支出に伴う一部除却全般について、同様の処理を行っているとのヒアリング結果を得ている。

資本的支出は資産価値を高め、又はその耐久性を増すという「機能の向上」が前提となるため、一般的に、既存資産における対応部分よりも取得価額は高額になる。

ここで、資本的支出と同額の一部除却を実施した場合、更新に対応する部分の本来の取得価額よりも高い金額で除却してしまうこととなり、差額部分が除却損として会計処理されることとなる。当該差額部分は、本来は更新には対応しない部分として、減価償却により耐用年数にわたって費用化されるべきところを一時の費用とするものであり、損益計算をゆがめる要因となる。

既存の設備が大規模であるほど、更新に対応する部分の取得価額の算定は困難であることも想定されるが、一律に資本的支出の金額を一部除却するのではなく、既存設備の取得の際の工事内訳書等が存し、合理的に対応部分の取得価額を算定することができる場合等には、その判定フローを導入することで、可能な限り実態に沿う合理的な金額で一部除却を実施することを検討されたい。

(意見 3-8) 固定資産台帳の各市場との共有について

固定資産台帳への登録は、各市場に所在する固定資産についても管理部財務課で実施しているが、固定資産管理簿を作成する「車両運搬具」及び「工具器具備品」以外の区分の固定資産については、台帳の写し等を各市場に配布することは行われていない。

この場合、各市場に所在している資産を現場担当者が網羅的に把握することができず、その実在性や保存状態について管理が十分になされないことが想定される。

各市場の資産の所在や保存状態を管理部財務課が網羅的に管理することも現実的ではなく、各市場が破損や老朽化による修繕の要請を出す際に、該当資産を台帳上で把握できないことは効率性に欠ける。局全体における台帳に基づく固定資産管理が実効的なものとなるよう、固定資産台帳への登録内容は全ての区分について、所管する市場と情報を共有することを検討されたい。

(エ) 資本的支出と収益的支出の区分の適切性について

公営企業会計の適用により、予算・決算は収益的収支（損益取引）と資本的収支（資本取引）に区分されているが、具体的な会計処理の場面においては、特に

施設の修理、改良等に係る工事を修繕費等の費用で計上するか（収益的支出）、固定資産として計上するか（資本的支出）の区分という形で表れる。個々の取引について、固定資産として計上して耐用年数に応じて減価償却していくか、一時の費用として計上するかは、損益計算に大きな影響を及ぼす可能性があるため、当該区分が適切に実施されているかの観点から、区分に係る基準の内容についてヒアリングを実施するとともに、契約一覧から抽出した工事2件について、当該基準に従った判断が実施されているかの検討を実施した。

まず、資本的支出と収益的支出の区分について、局は、修繕費支弁基準を作成して固定資産の種別ごとに判断の基準を定めている。同基準及び一般的な資本的支出及び収益的支出の定義に鑑み、抽出した工事について処理の区分を検討した結果、特段の指摘事項は検出されなかった。

ただし、局の修繕費支弁基準では、「修繕は、本来の効用持続年数又は能率を維持する目的をもって行うもので、原則として各単位資産名称毎の年間取替又は改修が、帳簿原価又は数量等の30%以内のもの」かつ各資産区分に応じた要件を充足するものとする旨を定めている。この30%以内という形式判断は、法人税法基本通達7-8-5に定める資本的支出と修繕費の区分の特例を参照したものと推察されるが、同条項の適用の前提は、「一の修理、改良等のために要した費用の額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない」場合である。局の修繕費支弁基準はこの前提が規定されていないため、例えば耐震工事のように、明らかに「当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる」という資本的支出の要件を充足する支出についても、当該固定資産の帳簿原価又は数量等の30%以内であれば、形式的に収益的支出＝修繕費と判断されることとなり、各種工事の実態を踏まえた区分が妥当に行われな可能性があると判断した。

（意見3-9）修繕費支弁基準について

中央卸売市場は、資本的支出と収益的支出の区分について、修繕費支弁基準を作成して固定資産の種別ごとに判断の基準を設けているものの、「修繕は、本来の効用持続年数又は能率を維持する目的をもって行うもので、原則として各単位資産名称毎の年間取替又は改修が、帳簿原価又は数量等の30%以内のもの」かつ各資産区分に応じた要件を充足するものとする旨を定めている。

この原則30%以内という形式判断は、前提として実態判断を実施し、その結果、「一の修理、改良等のために要した費用の額のうち資本的支出であるか修繕費であるかが明らかでない」場合に適用すべきものであるが、局の修繕費支弁基準はこの前提が規定されていないため、例えば耐震工事のように、明らかに「当該固定資産の価値を高め、又はその耐久性を増すこととなると認められる」とい

う資本的支出の要件を充足する支出についても、当該固定資産の帳簿原価又は数量等の30%以内であれば、形式的に収益的支出＝修繕費と判断されることとなり、各種工事の実態を踏まえた区分が妥当に行われたい可能性がある。この結果、本来は資本的支出として固定資産計上すべき工事が、修繕費等で一時費用として処理されることとなり、損益計算にゆがみが生じることも想定される。

したがって、修繕費支弁基準について、形式判断の前段として実態判断を行う旨を規定し、かつ、その実態判断についても一定の指針を策定することを検討されたい。

(オ) 登録されている耐用年数について

中央卸売市場は、地方公営企業法施行規則の別表を基に、固定資産の区分ごとの耐用年数（償却率）を固定資産名鑑（平成22年3月31日改正）にて定めている。特に、地方公営企業法施行規則の改正に合わせて、平成11年4月1日以降取得の固定資産の耐用年数表は、それ以前のものとは異なっている。

固定資産の耐用年数は、減価償却の金額に直接的に影響するものであるから、該当する固定資産に対応した耐用年数での登録がなされなかった場合、損益計算に大きく影響を及ぼす可能性がある。

この観点から、固定資産台帳を閲覧し、耐用年数の登録が固定資産名鑑に記載の固定資産区分及び耐用年数と一致しないものがないか、確認を実施した。

上記の手の結果、取得年月日及び固定資産の区分と耐用年数が対応しない資産が複数識別されたため、管理部財務課に確認を依頼したところ、耐用年数の改定が行われた平成11年4月1日以降取得の固定資産について、改正前の耐用年数が計上されているケースが30件識別された。

原因については、改正後の基準による資産取得時の計上作業において、基準表の都度の確認が十分に行われず、従前資産を参考にするなどして耐用年数を計上した結果、誤った処理になったものと考えられる旨の回答を得ている。

No.	資産番号	固定資産名称	取得年度	取得価額（円）	耐用年数 （現台帳：誤）	耐用年数 （名鑑：正）
1	K312-3-2	ゴミ置き場	令和2年度	16,481,786	45	38
2	M312-1-34	加工・荷捌棟	平成31年度	4,225,910,764	65	38
3	C312-1-8	便所	平成28年度	11,476,133	65	50
4	M312-1-33	西門監視室（花き）	平成28年度	8,810,000	65	50
5	G312-5-3	南門巡視詰所	平成25年度	37,409,435	50	38
6	G312-1-8	仲卸業者売場棟	平成24年度	766,992,618	50	38
7	G312-3-6	不燃ゴミ置場	平成24年度	1,184,396	50	38

No.	資産番号	固定資産名称	取得年度	取得価額（円）	耐用年数 （現台帳：誤）	耐用年数 （名鑑：正）
8	M312-1-31	北側屋根付積込場 （第1）	平成20年度	501,825,630	65	50
9	M312-1-32	北側屋根付積込場 （第2）	平成20年度	276,079,556	65	50
10	F312-1-7	荷捌場棟1	平成18年度	18,957,447	31	30
11	F312-1-8	荷捌場棟2	平成18年度	21,542,553	31	30
12	M312-5-4	自転車置場	平成18年度	9,862,249	25	22
13	Aa312-1-20	輸入肉用冷蔵庫下 作業所	平成16年度	10,700,000	50	38
14	C312-5-5	充電設備上屋 （ターレ用）	平成16年度	5,112,055	24	22
15	J312-5-2	充電設備上屋 （ターレ用）1	平成16年度	5,799,677	24	22
16	J312-5-3	充電設備上屋 （ターレ用）2	平成16年度	3,905,210	24	22
17	J312-5-4	充電設備上屋 （フォーク用）3	平成16年度	9,588,612	24	22
18	J312-5-5	充電設備上屋 （フォーク用）4	平成16年度	9,588,612	24	22
19	J312-5-6	充電設備上屋 （フォーク用）5	平成16年度	9,588,612	24	22
20	Aa312-6-13	屋外便所	平成15年度	2,695,867	18	22
21	H312-4-16	便所（西側）	平成13年度	11,718,537	34	50
22	H312-4-11	便所（C）	平成12年度	24,404,890	34	30
23	H312-5-3	北門守衛棟	平成12年度	4,132,585	24	22
24	H312-4-13	便所2	平成12年度	4,741,964	34	50
25	H312-4-14	防災センター	平成12年度	47,501,240	34	30
26	H312-4-15	南門守衛棟	平成12年度	948,393	34	50
27	H312-5-4	給油取扱員詰所	平成12年度	632,263	24	22
28	C312-5-4	電動搬送車充電設 備上屋	平成12年度	3,505,586	24	22
29	C32-5-6	自転車置場	平成11年度	3,577,000	20	19
30	Aa312-6-12	便所	平成11年度	2,355,752	18	22

(指摘 3-6) 固定資産の耐用年数について

固定資産台帳の閲覧の結果、耐用年数の改定が行われた平成 11 年 4 月 1 日以降取得の固定資産について、改正前の耐用年数が計上されているケースが 30 件識別された。

地方公営企業法施行規則における耐用年数の改定は、基本的には耐用年数を短縮するものであったため、耐用年数の登録に誤りがあった資産については、全体として減価償却費が過少に計上されていたものと考えられる。

したがって、直ちに固定資産台帳上の耐用年数の登録を是正されたい。

(意見 3-10) 耐用年数に係る事務処理について

耐用年数の改定が行われた平成 11 年 4 月 1 日以降取得の固定資産について、改正前の耐用年数が計上されているケースが 30 件識別された。

耐用年数の改定前後でこうした誤りが生じることは想定されるものの、改定後、相当期間が経過した令和 2 年の取得においても同様の誤りが発生していることは、局内における周知が不足しているものと評価せざるを得ない。

したがって、局内の要領やマニュアルにおいて、耐用年数登録の際の留意点を改めて記載すること等を通じて、単に旧資産の耐用年数を引き継ぐのではなく、適正な年数での登録がなされるように周知徹底を図られたい。

(2) たな卸資産の管理

ア 概要

中央卸売市場会計の令和 4 年度決算では、たな卸資産の計上はない。ただし、過去には、工事の際に発生する銅屑や鉄屑といった売却可能性のある不用品をたな卸資産として計上していた。

たな卸資産については、東京都中央卸売市場財務規則の第 4 章に規定されている。

同規則によると、たな卸資産を受け入れる際には、入庫伝票とそれに基づく振替伝票の作成を行うこととしている（第 67 条）。

たな卸資産の売払、贈与及び支給についても、出庫伝票とそれに基づく振替伝票の作成を行うこととしている（第 70 条）。

たな卸資産は、毎事業年度末に実地たな卸を行うこととされている（第 74 条）。

同規則第 62 条第 2 項には、「たな卸資産の区分、品目及び単位呼称は、貯蔵品名鑑として市場長が別に定める」と規定されているが、貯蔵品名鑑が作成されていることは確認できず、それに相当する規程も確認されなかった。

イ 監査の結果

(ア) たな卸資産の計上の適切性について

東京都中央卸売市場財務規則第 62 条第 2 項に定める貯蔵品名鑑が作成されていることは確認できず、それに相当する規程も確認されなかったため、たな卸資産計上の基準として直接準拠すべきものはないものの、財務規則第 4 章の内容を参照しつつ、資産性があり、たな卸資産若しくは貯蔵品として出納管理すべき物品等が存在していないか、本庁及び各市場において、現物確認及びヒアリングを実施した。

上記の手続の結果、各市場には、切手等の現金同等物や工事用資材、非常用備蓄食料、ヘルメットといった防災用品、白衣や長靴といった衛生用品等が多数所在しており、財務規則に定めるたな卸資産として、出納管理及び会計処理の実施を検討すべき物品等として識別された。

(指摘 3-7) 貯蔵品名鑑の作成について

東京都中央卸売市場財務規則第 62 条第 2 項には、「たな卸資産の区分、品目及び単位呼称は、貯蔵品名鑑として市場長が別に定める」と規定されているが、貯蔵品名鑑は作成されていない。

貯蔵品名鑑は、たな卸資産としてどのような品目を計上すべきかを具体的に示すものとして重要であり、当該名鑑がないため、担当者が物品の管理及び会計処理について、適切かつ統一的な判断を実施することができない。令和 4 年度における決算整理の様式において、鉄屑、銅屑を売却可能な不用品として貯蔵品に計上することが想定されているものの、当該記載は、あくまで過去における計上実績を参考にした記載に過ぎず、名鑑に基づくものではないことになる。

また、各市場には、切手等の現金同等物や工事用資材、非常用備蓄食料、ヘルメットといった防災用品、白衣や長靴といった衛生用品等が所在している。これらは、資産外物品名鑑で資産外消耗品に分類されているものもあるが、財務規則に定めるたな卸資産としての出納管理及び会計処理の実施を検討する必要がある。

なお、たな卸資産の検討の際は、実務上の効率性を重視し、金額的な重要性の観点から、計上の可否を判断することも考えられる。

以上を踏まえた上で、各担当者が特定の物品等について、たな卸資産として出納管理及び会計処理すべきか適切に判断できるよう、貯蔵品名鑑を作成されたい。

(3) 資産外物品の管理

ア 概要

資産外物品については、東京都中央卸売市場財務規則の第 5 章に規定されて

いる。

同規則によると、①資産外物品は、たな卸資産から払い出された備品または消耗品、若しくは、②購入の際に直接、経費として処理された備品または消耗品（第78条）と定義されている。

前述（2）のとおり、たな卸資産は、受払の対象が直近で識別されていないため、①の要件により資産外物品として管理されるものは存在しておらず、②の「購入の際に直接、経費として処理された備品または消耗品」の要件を満たす物品等が局全体で把握されている。

具体的には、同規則第78条第2項に基づく資産外物品名鑑が平成12年4月1日に制定されており、耐用年数が1年以上で購入価格が税込22,000円以上110,000円未満の資産外備品と、資産外消耗品について、分類や取扱いを定めている。

上記のとおり、資産外物品は購入時に費用処理されるため、会計上の処理は定められていないが、その管理について、備品に分類されるものは資産外備品整理簿を作成して整理することとされている（第79条）。また、職員に使用させる際には、その供用状態を明らかにするため、資産外備品専用票または資産外備品共用票を作成することも規定されている（第81条、第85条）。

資産外備品の供用者は、毎事業年度3月末日現在において、資産外備品現在高調書を作成し、財務課長又は場長を経由の上、管理部長に提出することとされている（第85条）。

イ 監査の結果

（ア）資産外備品の現物の実在性について

前述のとおり、資産外物品は購入時に費用処理されているため、その取扱いが直接、財務諸表に影響する可能性は低いものの、備品として適切に管理がなされずに紛失や滅失が生じている場合、不要な支出がなされることとなる。そうした経済性の観点から、各市場に所在している資産外備品について、資産外備品整理簿に基づく管理体制についてヒアリングを実施した。

上記の手続の結果、決算期の会計事務取扱要領は、資産外備品について「供用者は①資産外備品整理簿、②資産外備品専用票及び共用票、③現物の3つを突合する」旨が定められているものの、定期的な実査が行われていない市場も存在する事実が確認された。

また、資産外備品整理簿より監査人が任意に抽出し、現物確認を実施した結果、以下の備品について、資産外備品整理簿に記載があるものの、実物の所在が確認できなかった。

No.	所管	資産外備品名称
1	淀橋	時計
2	足立	小型ガソリン発電機

さらに、資産外備品については、ラベルによる管理は統一的に実施されておらず、ラベルを貼付している場合でも、「資産外備品」との記載のみで、資産外備品整理簿との対応関係（同一物認定）を即座に実施できない状況が識別された。

（意見 3－1 1）資産外物品の現物実査について

東京都中央卸売市場財務規則において、資産外備品の現物実査を実施することは明文化されておらず、決算期の会計事務取扱要領には、「供用者は①資産外備品整理簿、②資産外備品専用票及び共用票、③現物の3つを突合する」ことで資産外備品の状況を把握する旨が記載されているが、実際には、その運用は各課及び各場で統一的行われてはいない。

また、財務規則に定める資産外備品現在高調書の作成はなされているものの、あくまで帳簿間の整合性の確認にとどまり、ラベル管理と現物確認による所在の把握が統一になされていないため、実在する備品の状況に基づいた文書の作成とは評価できない。

資産外備品は、固定資産と比較して個々の金額的重要性には乏しいものの、日々の事務作業において継続的に利用されるものが多い。その管理が十分にされない場合、紛失や破損につながり、適切な管理が行われていれば避けられるはずの支出が追加的に生じる可能性がある。

したがって、資産外備品の現物実査により、当該資産の実在性及び利用状況を定期的に確認するとともに、正常に機能するか否かを確認することは、無用な支出を抑制し、現在の経営資源を有効活用する上で必要である。また、その対象は、基本的に全ての資産外備品としなければ、上記の目的を十分に達成することはできない。

したがって、定期的な実査を行うことを検討されたい。

（指摘 3－8）資産外備品の除却漏れについて

監査人による資産外備品の現物実査の結果、実在性が確認できないものがあった。

決算期の会計事務取扱要領には、「所管に属する資産外備品の状況を把握し、不用なものや、破損等で使用できなくなったものなどは、この決算期に整理すること」と定められている。

当該備品については、会計上は既に費用として処理されているため、除却損等

による財務諸表への影響はないものの、帳簿上に記載があるため、適時に再調達の判断を行うことができず、業務上必要となった際に利用できない可能性が生じている。

したがって、速やかに用途の廃止に係る手続により、資産外備品整理簿を是正されたい。

(意見 3-12) 資産外備品のラベル管理について

資産外備品については、備品シールの貼付による管理が管理部財務課から指示されておらず、各市場において運用が異なっている事実が識別された。また、貼付している市場についても、「資産外備品」と記載されているのみであり、資産外備品整理簿におけるどの備品であるかという同一物認定が即座にできない状況が識別された。

資産外備品は、固定資産のように資産番号の付番はなされていないものの、ラベルが貼付されていない場合、現物と資産外備品整理簿との対応関係が識別できず、整理簿により出納を管理するという本来の目的の達成が困難となる。

また、市場には卸売業者等の外部の資産が多数存在するため、都保有の備品であることを明示しなければ、誤って本来の用途から外れた利用がなされることや、撤去されてしまうことも想定される。

なお、机やいすのように複数個保有している資産外備品に「資産外備品」とのみ記載されたラベルが貼付された場合、それぞれの所在や状態が異なるにもかかわらず画一的な管理となることや、複数個存在する事実が適切に把握されないことが想定される。

したがって、構造上困難な場合を除き、原則として全ての資産外備品について、ラベルの貼付を行い管理することを検討されたい。固定資産と異なり資産番号は付番されていないため、例えば、資産外備品整理簿に記載されている備品名を記載したラベルを貼付することが想定される。また、その際に、複数個保有する備品については、備品名に枝番を加えたラベルを貼付することを検討されたい。

(意見 3-13) 資産外物品名鑑の見直しについて

資産外物品名鑑は、平成 12 年 4 月 1 日に制定され、それ以降は改定されていないため、当初の制定から 20 年以上が経過した現在において、名鑑に記載のある分類や品名には過不足が見られる。この場合、実務において、資産外備品として整理簿に基づく管理を行う対象とすべきかの判断に困難が生じることが想定される。

したがって、現在の実態に即した分類及び品名が網羅されるように、資産外物品名鑑の改定を検討されたい。

(イ) 資産外備品の管理の適切性について

資産外備品の供用者は、毎事業年度3月末日現在において、資産外備品現在高調書を作成し、財務課長又は場長を経由の上、管理部長に提出することとされている。

しかし、ヒアリングの結果、各市場において資産外備品現在高調書を管理部長に提出するフローが、平成28年度を最後に運用されていないとの回答を得た。

(指摘3-9) 資産外備品現在高調書の提出について

東京都中央卸売市場財務規則第85条第2項は、「資産外備品の供用者は、毎事業年度3月末日現在において、資産外備品現在高調書を作成し、財務課長又は場長を経由の上、管理部長に提出する」と定めているが、各市場において資産外備品現在高調書を管理部長に提出するフローが、平成28年度を最後に運用されていない。

資産外備品は基本的に各市場での管理であるものの、その現在高が管理部長すなわち本庁に報告されなければ、局全体として資産外備品が過剰に保有されていないか、有効に活用されているかの評価を行うことができない。また、調書を正確に作成する動機付けが乏しくなり、単純に書類の形式を整えるのみで、現物との突合といった手続がおろそかになる可能性がある。

したがって、財務規則の定めどおり、資産外備品現在高調書を各市場より管理部長に報告する運用とされたい。

(4) 内部統制制度との関連

ア 概要

中央卸売市場は、都の知事部局の一つとして、地方自治法第150条に基づき、内部統制の取組を行っている。

内部統制は、都の財務に関する事務を適正に行うためにルールを決め、それに従って仕事を進め、点検や改善を行う取組である。地方公共団体の内部統制は、総務省の「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」によれば、全庁的な内部統制と業務レベルの内部統制に大別される。

都は、「東京都内部統制基本方針」、「東京都内部統制推進要綱」に基づき、内部統制の整備・運用及び評価を実施している。中央卸売市場は、中央卸売市場会計について、業務レベルの内部統制に係る制度所管部門（所管課は管理部財務課）となっており、業務レベルの内部統制を整備・運用するとともに、整備・運用状況について自己評価を行う。

具体的には、財務に関する事務の適正な管理及び執行を確保するため、所管業務に係る制度や手続等を整備し、規程等で明文化し、運用する。整備・運用状況

の自己評価に当たっては、会計・物品・契約・財産の4つの事務区分に応じた評価シートを作成している。

自己評価の際は、各市場を含む局の全部署に、評価シートに記載のある誤り、すなわち不備について照会し、その回答事項を取りまとめた上、市場長は、提出された評価シートに記載のある不備について、必要と認めた場合には、速やかに是正措置及び再発防止策を講じることを求め、その結果を確認した上で自己評価を行い、総務局長に提出する。令和4年度の中央卸売市場の評価シートについて、自己評価の結果、不備は識別されていない。

なお、令和5年7月19日に作成された令和4年度の東京都内部統制評価報告書によると、推進要綱に規定する評価作業を実施した限り、都の財務に関する事務に係る内部統制は、評価基準日において有効に整備され、評価対象期間において有効に運用されていると判断されている。また、不備の是正に関する事項についても、記載すべき事項はない旨が記載されている。

イ 監査の結果

(ア) 固定資産の管理と都の内部統制制度の関連について

上記のとおり、令和4年度の中央卸売市場の評価シートについて、自己評価の結果、不備は識別されていない。

しかし、1(1)イ(ア)にあるとおり、固定資産の管理に関する監査人の手続の結果、固定資産の除却漏れ等を識別しているため、本来は、局の自己評価において、当該事実を内部統制上の不備として取り扱う必要がないかという観点で、令和4年度業務レベルの内部統制評価シートの閲覧及びヒアリングを実施した。

まず、令和4年度業務レベルの内部統制評価シートにおいては、「物品」に関して、事務処理の誤りや設問(評価事項)について、以下のようにまとめられている。

表D-1-1 東京都中央卸売市場 令和4年度 業務レベルの内部統制の評価シート
(事務の区分：物品 適用規程：東京都中央卸売市場財務規則 より抜粋)

事案 No.	事務処理の誤りの内容		設問	適正な事務処理確保	
	事務処理の誤りの内容 (大区分)	事務処理の誤りの内容 (小区分)		発生段階	適正な事務処理確保のための制度や手続等
1	受入内容の誤り	固定資産台帳への記載誤り	<p>【Q1】重要物品について、入力整理期間(*1)までに物品管理システム(*2)への異動入力が無完了のため、過大登録又は登録漏れが生じ、物品管理システムへの入力内容の修正を行った事案(予定含む。)の有無を選択してください。</p> <p>*1 準公営企業会計においては会計年度末日 *2 準公営企業会計においては固定資産台帳</p>	物品出納通知の段階	◎帳簿の整理 ◎固定資産の管理 ○事後の補完的な確認 ①自己検査
				審査・受入れ・払出しの段階	◎帳簿の整理 ◎固定資産の管理 ○事後の補完的な確認 ①自己検査
				伝票の発行の段階【準公】	◎帳簿の整理 ◎固定資産の管理 ○事後の補完的な確認 ①自己検査
				固定資産台帳の整理段階【準公】	◎帳簿の整理 ◎固定資産の管理 ○事後の補完的な確認 ①自己検査
2	受入内容の誤り	固定資産の亡失・損傷	<p>【Q2】重要物品を亡失・損傷して、物品亡失・損傷報告書を局長へ提出した事案(予定を含む。)の有無を選択してください。</p> <p>※準公営企業会計においては、自己評価対象となる固定資産を亡失・損傷して局長へ報告した事案(予定を含む。)の有無を選択してください。</p> <p>亡失、損傷の報告：出納員、物品管理者及び使用者は、その保管し、又は使用している物品(基金に属する動産を含む。)について、亡失があったときは物品亡失報告書を、損傷があった時は物品損傷報告書を直ちに局長に提出しなければならない。(物品管理規則第68条第1項)</p> <p>※準公営企業会計においては、東京都臨海地域開発事業財務規則第107条、東京都病院事業財務規則第110条、東京都中央卸売市場財務規則第112条第1項、東京都都市再開発事業財務規則第119条が亡失、損傷の報告に該当します。</p>	物品出納員による保管の段階	◎亡失、損傷の報告 ○事後の補完的な確認 ①自己検査
				物品管理者による供用の段階	◎亡失、損傷の報告 ○事後の補完的な確認 ①自己検査
				使用者による使用の段階	◎亡失、損傷の報告 ○事後の補完的な確認 ①自己検査
				固定資産の管理の段階【準公】	◎亡失、損傷の報告 ○事後の補完的な確認 ①自己検査

都提供資料より抜粋

自己評価において報告対象となる不備は、有形固定資産のうち、機械及び装置、車両運搬具並びに工具、器具及び備品等について、本体価格及び付随費用の合計が100万円以上の重要物品に係る固定資産台帳への入力誤り(登録漏れ、削除漏れに限る。)及び亡失、損傷とまとめられる。

また、物品区分における不備の把握方法として、総務局が整備した「令和4年度業務レベルの内部統制の運用状況に関する自己評価手順書」に基づき、年度中に異動(購入、所属換え、廃棄、売払い等をいう。以下同じ。)があった案件の有無を確認し、当該案件がなければ把握作業は終了することとされている。

ここで、1(1)イ(ア)にあるとおり、監査人による固定資産の現物確認の手続の結果、取得価額100万円以上の下記の資産については現物の所在が確認できず、除却漏れ、すなわち固定資産台帳上は削除漏れに該当している。ただし、これらは令和4年度中における異動には該当しないため、同年度の自己評価において不備として識別されるものではないとのことであった。

No.	所管	資産番号	固定資産名称	取得価額（円）
1	板橋	I54-1-2	冷蔵設備	2,939,383
2	食肉	Aa54-1-1	第2冷蔵庫冷凍機設備	29,140,955
3	豊洲	AA55-15-2	入荷量表示装置（水産物部）	18,298,433
4	淀橋	G53-14-1	排水設備	2,278,900
5	淀橋	G55-4-3	冷暖房設備	3,764,537

（意見3-14）内部統制の観点からの固定資産の管理について

令和4年度の固定資産台帳に基づく監査人の現物確認の結果、重要物品について固定資産台帳の削除漏れが複数識別されている。当該削除漏れは、局の令和4年度内部統制評価制度における自己評価の手續上、内部統制上の不備に該当するものではないが、今後、同様の事例が生じることのないよう、本庁及び各市場が連携し、留意していく必要がある。

今回の監査により検出された固定資産台帳の削除漏れを踏まえ、このような事態を適時適切に予防・発見する観点から、重要物品の管理の改善を検討されたい。

（5）中央卸売市場の財産管理

ア 概要

ここまで、財産管理に係る監査手續の結果と、その分析を通じた指摘・意見を述べてきた。

本項では、これまでの記述を総括して、中央卸売市場の財産管理について評価を実施する。

イ 監査の結果

（ア）全体としての財産管理の評価について

前述のとおり、中央卸売市場の財産管理の全般にわたり、日常的な業務に関して、事務処理の誤りや非効率的な業務処理を識別しており、適正な業務執行に向けて解決していくべき課題が多いものと認識している。

特に、固定資産の登録事務（指摘3-2）や固定資産台帳の取扱い（意見3-8）に代表されるように、本庁の部課と各市場の役割分担において、本庁が各市場の実態を十分に把握しきれない、あるいは反対に、各市場が本庁に集約された情報にアクセスできない、という構造が見られる。これは、現物確認が統一的に行われていないこと（意見3-1、意見3-11）と併せて、保有財産の実態について十分把握ができていないことを意味している。

(意見 3-15) 財産管理の効率性・有効性の強化について

財産管理の全般にわたり、事務処理の誤りや非効率的な業務処理を多く識別している。本庁の部課と各市場の役割分担において、本庁が各市場の実態を十分に把握しきれない、あるいは反対に、各市場が本庁に集約された情報にアクセスできない、という構造的な問題も見られる。

保有財産が多く、各市場に分散しているからこそ、共通的な取扱いを周知徹底することが、今後の財産管理機能の維持・強化に資するものと考えられる。

市場全体の財産管理の効率や有効性を高める観点から、今回の監査における指摘・意見を踏まえた財産管理に係る研修の実施を検討されたい。

2 施設の使用に関する業務

(1) 施設の使用許可等

ア 概要

市場施設の使用許可は、東京都中央卸売市場条例及び同施行規則に定められている。卸売業者、仲卸業者及び関連事業者に対する使用許可の手続や要件を定めるとともに、使用の取消し、使用料及びその返還や保証金の取扱いが規定されている。

使用許可は、利用の募集から始まり、選考を通過した市場関係業者が市場施設使用許可申請書を提出し、都が知事名で市場施設使用許可書を発行することになされる。使用許可に係る施設の面積や使用者、使用料といった情報は、市場施設許可台帳に記録される。

また、市場条例及び同施行規則では、使用許可に関連して、建築・造作等の承認申請や施設の返還時の原状回復義務も規定している。

市場用地の貸付については、東京都中央卸売市場用地の貸付に関する規則が、貸付期間や貸付料、契約の解除等について定めている。

使用許可に伴い徴収する市場使用料は、市場条例別表の金額の範囲内において、規則でこれを定めている。また、食肉市場には、と場が併設され、と畜解体業務を行っており、東京都立芝浦屠場条例に基づくと畜使用料等を徴収している。

使用料は、基本的に施設の類型ごとに一定の金額が定められているが、卸売業者等に対する売場使用料に関しては、卸売金額又は販売金額に一定の率を乗じて算定する売上高割使用料と施設使用料とに分かれている(市場条例第49条「卸売業者売場使用料、仲卸業者売場使用料、関連事業者営業所使用料」)。売上高割使用料については、毎月、各事業者から取引量・金額の提出を受けて算定し、収入調定を実施している。

イ 取扱高及び売上高割使用料

令和4年度において、売上高割使用料の算出基礎となる卸売業者の取扱数量は、水産物では約32万219t、青果物では約181万5,926t、食肉では約8万1,524t、花きでは約13億6,851万本であった。

また、売上金額は、水産物では約4,503億6,728万円、青果物では約5,642億6,791万円、食肉では約1,395億4,892万円、花きでは約925億997万円であった。

一方、施設使用料徴収の対象となる市場施設の面積及び容積は69万4,590㎡、4万7,417㎡となっている。

この結果、令和4年度の使用料は以下のとおりとなっている。

売上高割使用料合計	3,117,378 千円
水産物	1,080,013 千円
青果物	1,521,860 千円
食肉	274,887 千円
花き	224,024 千円
その他	16,591 千円
施設使用料合計	8,150,949 千円
売場	1,935,327 千円
事務所及び売店	3,075,870 千円
土地	190,606 千円
車両置場	1,125,012 千円
冷凍室・冷蔵庫	663,534 千円
その他	1,160,598 千円

イ 監査の結果

(ア) 売上高割使用料について

a 売上高割使用料の調定の適切性について

仲卸業者が仲卸業務を行う市場内において、当該市場の取扱物品に属する物品について、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合（いわゆる「直荷」）は、市場条例第 36 条及び同条例施行規則第 25 条の規定に基づき、毎月 10 日までに各市場に対して、その販売実績について報告を実施することになっている。そして、その報告に基づき一定料率を乗じた金額を算定し、売上高割使用料として納入通知し、徴収している（市場条例第 49 条及び同条例施行規則第 31 条）。

ここで、局が令和 4 年度に市場条例第 61 条に基づく検査を実施した結果を確認したところ、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した実績が過少に報告された事例があった。具体的な事案は以下のとおりである。

表D-2-1 直荷の過少報告金額

商号	検査日	検査対象期間	過少報告となった 販売金額（税込）	左記に対応する売上 高割使用料（税込）
A	R4. 8. 30	R3. 3. 1～R4. 2. 28	500,103,531 円	1,273,410 円
B	R4. 11. 29	R3. 7. 1～R4. 6. 30	273,957,037 円	697,574 円

都提出資料より監査人作成

なお、本件は、関連会社からの仕入れ等について、直荷の報告が過少となったものである。

(意見 3-16) 売上高割使用料の過少報告への対応について

仲卸業者が仲卸業務を行う市場内において、当該市場の取扱物品に属する物品を、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した場合（いわゆる「直荷」）については、当該業者は、東京都中央卸売市場条例第 36 条及び同条例施行規則第 25 条の規定に基づき、毎月 10 日までに各市場に対して、その販売実績について報告し、都は売上高割使用料を徴収する。

都が、令和 4 年度に市場条例第 61 条に基づく検査を実施したところ、当該市場の卸売業者以外の者から買い入れて販売した実績が過少に報告された事例が 2 件確認された。

本件過少報告の事実により、当該仲卸業者については、直近 1 年間のみならず、過去数年においても過少報告があった可能性が想定される。

しかし、都は、市場条例第 61 条に基づく検査の対象年月から外れているという理由で、過年度の過少報告の有無についての追加調査を実施していない。

過年度についても過少報告の有無に係る調査を実施し、過少報告が認められた場合は、売上高割使用料の追徴を行うことを検討されたい。

また、他の仲卸業者にも、同様の誤りが生じている可能性が考えられる。したがって、同じ市場に関連会社を有する仲卸業者に対しても同様の調査を実施するとともに、再発防止の観点から、本件過少報告の事例について、他の市場・業者等に周知することを検討されたい。

b 売上高割使用料の算定基礎の収集・集計について

1 m²当たりの金額が定まっている施設使用料に対して、売上高割使用料は卸売業者等の取引金額・数量の実績を用いて算定するため、当該実績を適時に収集し、かつ、正確に計算する必要がある。取引実績の転記誤り等が発生した場合は収入調定にも誤りが生じるため、各市場において、卸売業者等からどのような形式で取引実績を収集し、売上高割使用料を算定しているか、ヒアリングを実施した。

上記の手続の結果、提出媒体は紙媒体となっており、市場職員による表計算ソフトへの手入力が生じている事実を識別した。

(意見 3-17) 卸売業者等の取引金額・数量の収集について

売上高割使用料の算定に当たり、卸売業者等の取引金額・数量の実績を、毎月収集しているが、提出媒体は紙媒体となっており、市場職員による表計算ソフト

への手入力が生じている事実を識別した。

売上高割使用料は実績に応じた調定額となるため、実績の把握が効率的かつ正確に行われる必要があるが、紙媒体により提出を受けて職員が手入力を実施していることから、転記の手間が生じ、入力ミスも想定される。

卸売業者等が取引金額等を全て紙媒体で管理しているとは想定し難く、メール等で文書ファイルの提出を求めることは、紙媒体特有の事務負担を排除して、双方にメリットがあるものと思われる。

売上高割使用料算定に係る事務の効率性と正確性を担保し、ペーパーレス化を推進するために、卸売業者等からの取引金額・数量の実績の提出は、データ形式に統一するよう協力を求めていくことを検討されたい。

(イ) 施設の使用許可について

a 使用許可に係る施設の利用範囲について

使用許可は、原則として事務所、店舗、倉庫といった施設の占有に関してなされるものであるが、市場には、通路や駐車スペースといった共用部分も多く存在する。

使用許可の範囲を超えて、市場関係者の所有物がそうした共用部分に配置された場合、荷捌きをはじめとした市場の業務に支障を来すことや、他の市場関係者の所有物との混同が生じることが想定される。

共用部分であるため、荷捌き等の業務において一時的に空箱等が置かれるなど、業務上やむを得ない場合も生じるとはいえ、長期間、共用部分に荷物が放置されるようなことは適切でない。

こうした観点から、各市場の使用許可に係る施設の状況の視察を通じて、荷物の保管をはじめとした利用が、適切な許可範囲内で実施されているか、確認を実施した。

上記の手続の結果、使用許可の範囲外である共用部分に市場関係者の所有物（空箱、荷棚、冷蔵庫、車両等）が放置されているものと判断される市場が、複数識別された。

写真D-2-1 共用部分に市場関係者の所有物が放置されていた例



(大田市場)



(板橋市場)

(意見3-18) 共用部分の利用について

中央卸売市場は、市場関係者に対して業務を行うために必要な施設を使用許可している。各市場には、市場関係者が使用許可を受けている施設のほかに通路などの共用部分がある。共用部分における市場関係者の所有物の放置等による占用的な利用は、市場の業務に支障を来す可能性がある。

この点、監査人による視察の結果、共用部分に市場関係者の所有物（空箱、荷棚、冷蔵庫、車両等）が放置されているものと判断される事例が、複数識別された。

荷捌き等の業務の便宜上、空箱等が共用部分に一時的に配置されることは想定されるものの、長期間かつ広範囲にわたるような状況は適切でない。

したがって、市場施設使用許可の申請者に対しては、共用部分の利用について適切な範囲内での利用を周知するとともに、市場職員による巡回の際等に利用の実態を把握し、状況に応じて指導を行われたい。また、共用部分において放置物等による占有を把握した際は、状況が明確となるよう、文書や写真で記録するなどの対応を検討されたい。

b 遊休施設の利用に係る将来計画について

総務省の「地方公営企業法の適用に関するマニュアル」においては、遊休資産（遊休状態であって将来の使用が見込まれていないもの）は個別資産でグルーピングすることが適当であるとともに、減損の兆候の要件のうち「固定資産又は固定資産グループが使用されている範囲又は方法について、当該固定資産又は

固定資産グループの回収可能価額を著しく低下させる変化が生じたか、あるいは、生ずる見込みであること」に該当することが例示されている。

局は、決算事務として遊休施設の状況調査を実施し、遊休状態が合理的かつ一時的であることを確認している。この結果として、令和4年度末時点において、上記個別のグルーピング及び減損の兆候に該当する遊休資産は存在しないとしている。

この点、遊休資産の判断は個別に実施することが必要であり、その判断によって固定資産の減損の判定も左右される。また、施設が遊休状態にある場合、行政財産の有効性が損なわれるおそれがあるため、将来の利用計画について、より積極的かつ現実的な検討を実施することも必要となる。

こうした観点から、令和4年度末時点の各市場における遊休状態の施設の一覧を確認し、将来の使用計画に関するヒアリングと現況の視察を実施した。

上記の手続の結果、遊休状態について追加的な検討を実施すべき事実は識別されなかった。

（2）廃棄物処理経費負担金

ア 概要

市場から排出される水産、青果、花きに係る廃棄物のうち、一般廃棄物、発泡廃棄物及び木製パレット廃棄物については、排出者である業界の自己責任の原則の下、開設者としての負担等も勘案し、都と業界（廃棄物処理団体）との間で市場ごとに協定を締結し、処理を行っている。都はこの協定に基づき、処理に要した費用を負担している。この費用負担割合については、平成19年度から15%としている。

負担割合の考え方については、市場環境白書2006「廃棄物処理経費の負担と支援」によれば、平成17年に行われた廃棄物の実態調査の結果に基づいている。食肉市場を除く全市場（10市場）における、共用部分及びそれ以外の部分の廃棄物に占める共用部分の廃棄物の量については、全体のおおむね15.9%であったことから、廃棄物処理経費負担金の割合を15%とすることで、市場の関係事業者と合意したものである。

なお、食肉市場では、市場業者が使用許可を受けているエリアが長屋状に集約配置されており、共用部と一定程度明確に区分されている。そのため、発生・収集する廃棄物について、共用部分から発生したものと事業者が排出したものとに分離することが容易であり、一般廃棄物の処理を、都と業界がそれぞれ実施していることから、負担割合という考え方を採用していない。

一方で、食肉市場以外の市場においては、共用部分から発生した廃棄物と各事業者の排出ごみは一定の集積場所に集められ、廃棄物処理団体によって処理さ

れるため、当該処理に係る経費の一部を都が負担している。

令和4年度の全市場合算での予算額は109,202千円、支出済額は84,865千円であった。各市場の支出済額の内訳は、以下のとおりである。

表D-2-1 令和4年度における都の廃棄物処理経費負担金支出済額内訳

市場名	支出済額（円）
豊洲	33,668,886
大田	33,022,464
豊島	1,161,261
淀橋	5,090,270
足立	640,500
板橋	2,348,340
世田谷	1,971,180
北足立	3,532,976
多摩	1,813,346
葛西	1,615,862
合計	84,865,085

都提出資料より監査人作成

負担金の交付申請は、各市場において、月ごとに知事へ交付申請書を提出することで行われる。

イ 監査の結果

(ア) 築地市場から豊洲市場への移転後の都と廃棄物処理団体の協定について

築地市場から豊洲市場への移転に当たり、都は、平成30年10月に、豊洲市場協会との間で「東京都中央卸売市場豊洲市場で発生する廃棄物の処理に関する協定」を改めて締結し、費用負担割合については、他の市場と同様の15%とすることで合意している。また、社会情勢等の変化により協定が著しく不相当であると認められるときには、その実情に応じて、都又は豊洲市場協会は、相手方と協議の上、協定を変更できる旨を合意している。

都では、市場内共用部の廃棄物の割合に関して、令和2年度に、清掃業務を受託している事業者へヒアリングを行った。その結果、豊洲市場における事業者排出分と共用部排出分の割合は9：1程度との結果を得ているが、共用部排出分として、現在、都が負担する15%から大きく乖離しているとまでは言えないこと、各市場における業務内容は類似であることから、全市場を平均して15%とする

ことに一定の合理性があるという認識により、負担率の変更には至っていない。

(意見 3-19) 廃棄物処理経費負担金の負担割合について

築地市場から豊洲市場への移転後、市場内共用部の廃棄物の割合は、築地市場に比較して、相当程度変化している可能性がある。また、都が公表しているデータ「東京都中央卸売市場 市場別廃棄物発生割合（令和2年度）」によれば、一般廃棄物の重量は豊洲市場が 6,273t（32.4%）と大田市場に次いで多く、市場全体の廃棄物処理費用の負担割合に比較的大きな影響を及ぼす可能性があると考えられる。

都は、市場内共用部の廃棄物の割合に関して、豊洲市場への移転後の令和2年度に清掃業者へのヒアリングを行っているが、豊洲市場における事業者排出分と共用部排出分の割合は9：1程度との結果から、共用部排出分として、現在、都が負担する15%から大きく乖離しているとまでは言えないこと、共用部排出割合の全市場平均は15%程度であるとの認識から、負担割合の変更は行っていない。

しかしながら、清掃業者へのヒアリング結果のみでは、全市場において一括して、引き続き負担割合を15%としている根拠として明確とは言えない。

適切な負担割合を定めるためには、まず、廃棄物の排出実態を把握することが必要である。共用部分から排出される廃棄物の量について実態調査を行うことは、相応の労力やコストを要し、また、日常業務にも影響を及ぼすものであるが、市場移転という大きな環境変化があったこと、また、平成17年に行われた前回の全市場実態調査から17年を経過していることから、廃棄物処理経費の適正な負担割合について再検討するための資料として、各市場から排出される廃棄物に関し、定量的なデータを改めて入手するための調査の実施を検討されたい。

3 債権管理

ア 概要

中央卸売市場会計の令和4年度決算では、営業未収金が160,007,923円、営業外未収金が238,814,911円（一般会計補助金精算分を除くと182,356,077円）、その他未収金が849,657円計上されている。営業未収金は、主に売上高割使用料と施設使用料で構成され、営業外未収金は延滞金や利息で構成されている。

令和4年度より、収入調定に関する業務に収納管理事務システムを導入し、債権は全て同システムに登録されている。債権の滞留管理は、同システムから出力された未収金整理簿を基に実施している。

滞留債権に対する具体的な手続は、「東京都中央卸売市場使用料等に係る滞納整理等事務処理要領」に規定されており、滞納者に対しての督促・催告、警告、債務承認及び分納誓約書の提出等を定めている（第3条、第4条、第5条）。

債務承認及び分納誓約書の提出に応じない場合、又は債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合、市場保証金を使用料等に充当することができる（第6条）。

さらに、債務承認及び分納誓約書の提出に応じない場合若しくはその記載事項を遵守しない場合等に該当する場合には、滞納者の市場施設の使用許可の取消しにつき、監督処分審査会への付議を行う。ただし、滞納整理委員会の開催により市場保証金の充当又は市場施設の使用許可の取消しに係る監督処分審査会への付議の猶予を承認することができる旨が定められている（第6条、9条）。

また、以下のいずれかに該当する滞留債権を、会計上破産更生債権に分類しており、令和4年度末における破産更生債権の計上額は6,138,165円である。

- ①居所不明（調査中は除く。）で全額が回収不能となる蓋然性が高いもの
- ②破産開始決定をしているが、終結若しくは廃止まで至っていないもの
- ③破産法以外の手続で上記②と同じく進行中のもの（民事再生法等）
- ④公債権5年、私債権10年の時効が経過しているが、財務局との調整が付かず欠損処理されていないもの

貸倒引当金について、債権全体に対する引当金額は、営業未収金、営業外未収金、その他未収金の別に、過去3年の年度末に計上された未収金に対する不納欠損額の比を貸倒実績率として算定し、同実績率を、当該年度末の破産更生債権等を除く未収金残高に乗じて算定している。破産更生債権等の引当金額は同債権額全体につき計上しており、これらを合計して引当金計上している。

イ 監査の結果

(ア) 滞留債権への対応の適切性について

滞留債権の管理において、滞納の実態が把握され、事務処理要領の定めに基づく対応がなされているかどうかは、債権の評価を通じて財務諸表に影響を及ぼすのみならず、使用料等の回収が見込めない使用許可が継続していないか、すなわち、行政財産が有効に活用されているかという観点からも重要である。

したがって、令和4年度末の未収金整理簿を基に、監査人において債権（未収金）を抽出し、滞留債権及び支払猶予となっている場合は事務処理要領の定めに基づく対応がなされているか、回収可能性についてどのように評価しているか、ヒアリングを実施した。

また、未収金整理簿の記載内容を通査し、債務者名が「手書き分」と記載されている箇所があったため、ヒアリングを実施した。

表D-3-1 ヒアリングを実施した債権一覧

No.	市場	債務者名	債権区分	債権額（円）
1	板橋	(省略)	その他	5,238
2	板橋	(省略)	その他	12,220
3	板橋	(省略)	その他	12,220
4	食肉	環境局長	その他	6,692
5	食肉	(省略)	滞留債権	2,442,032
6	食肉	給与取扱者	その他	26,000
7	豊洲	(省略)	支払猶予	9,352,155
8	豊洲	(省略)	支払猶予	2,278,284
9	豊洲	(省略)	滞留債権	43,758
10	豊洲	手書き分	滞留債権	2,240,128
11	豊洲	(省略)	滞留債権	86,543
12	豊洲	手書き分	滞留債権	170,967
13	足立	(省略)	滞留債権	5,947
14	足立	手書き分	滞留債権	76,650
15	足立	(省略)	滞留債権	40,789
16	足立	(省略)	支払猶予	38,325
17	足立	手書き分	滞留債権	76,650
18	大田	(省略)	滞留債権	15,714
19	大田	(省略)	滞留債権	61,539
20	大田	(省略)	滞留債権	61,539

No.	市場	債務者名	債権区分	債権額（円）
21	大田	(省略)	滞留債権	4,172,244
22	大田	手書き分	滞留債権	60,341
23	大田	手書き分	滞留債権	56,866
24	淀橋	(省略)	滞留債権	10,476
25	淀橋	(省略)	滞留債権	6,000

都提出資料より監査人作成

(注) 債務者名は個人名を含むため省略。

上記の手続の結果、滞納者への対応について、全体として債務承認及び分納誓約書の提出はなされているものの、事務処理要領第9条に定める「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」については柔軟な判断がなされており、分納の金額や納付時期に計画との相違がある場合でも、保証金の充当（第6条）又は使用許可の取消しにつき監督処分審査会への付議（第9条）の手続に進む事例は、令和4年度において該当なしとの回答を得た。併せて、保証金の充当又は使用許可の取消しに係る監督処分審査会への付議を猶予する機能を持つ滞納整理委員会も、上記の事情から開催実績が直近で確認されないとの回答を得た。

未収金整理簿における債務者名「手書き分」については、令和4年度における収納管理事務システム導入時に過年度計上分の債権を移行する作業を実施したが、その際に、旧システムにおける登録内容をそのまま引き継いだことによるとの回答を得た。債務者名「手書き分」は、令和4年度末の未収金残高20,399,672,491円（5,602件）のうち、7,482,343円（152件）存在していた。

当該「手書き分」については、いずれも収入調定を実施した市場において債務者名を把握しており、当該債務者への滞納整理や入金突合作業等の事務手続に影響は生じていないとの回答を得た。

（意見3-20）滞納整理事務について

滞納整理事務処理要領第9条に定める「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」については柔軟な判断がなされており、分納の金額や納付時期に計画との相違がある場合でも、保証金の充当又は使用許可の取消しにつき監督処分審査会への付議の手続に進む事例は、令和4年度において該当がない。また、これに伴い、それらの手続を猶予する滞納整理委員会も、開催実績が直近で確認されていない。

ここで、滞納者の事業継続に向けての支援という観点からは、「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」について、必ずしも厳格な判断を下す

必要はないと言えるが、現状、各市場における債務者への対応は、各市場の判断に委ねられている部分も多く、運用基準が設けられていない。使用料等の回収が見込めない使用許可が継続していないか、すなわち、行政財産が有効に活用されているかという観点を踏まえると、各市場における判断及び対応に不均衡が生じないよう、一定の取扱基準を設ける必要があると言える。

また、統一的な基準・指針を作成した上で、個々の債務者に係る対応を検討するに当たっては、各市場でのノウハウを共有し、判断事例を局レベルで整理・蓄積していく意味でも、組織横断的な情報連携を行うことが有効と考えられる。

したがって、滞納者の事業継続と、債権の回収可能性及び市場施設の有効活用のバランスを考慮した上で、「債務承認及び分納誓約書の記載事項を遵守しない場合」の定義とその取扱いに関する統一的な基準・指針の作成及び組織横断的な情報連携について、効率的・効果的な方法を検討されたい。

(意見 3-21) 旧システムの登録内容の移行について

令和4年度における収納管理事務システム導入時に過年度計上分の債権を移行する作業を実施したが、その際に、旧システムにおける登録内容をそのまま引き継いだことにより、債務者名「手書き分」と登録された未収金が、令和4年度末時点で7,482,343円(152件)存在している。

当該「手書き分」については、いずれも収入調定を実施した市場において債務者名を把握しており、当該債務者への滞納整理や入金突合作業等の事務手続に影響は生じていないとの回答を得ている。しかし、中央卸売市場会計において生じる債権を統一的かつ効率的に管理するという収納管理事務システムの導入目的からすれば、登録内容の特定のために、各場で把握している情報と突合する必要が生じるのは非効率であり、「手書き分」について、突合の手間を省くため、実際の債務者名で登録を行うことが適切であると考えられる。

「手書き分」について、入金突合作業等に影響を与えず、かつ、どの債務者に対する債権なのかを識別できるような形で、登録内容の更新を検討されたい。

(イ) 滞留債権の会計処理の適切性について

滞留債権については、破産更生債権等への分類や貸倒引当金の算定等、行政上の手続のみならず、会計上の処理も検討する必要がある。貸倒引当金の算定等には、会計上の見積りの要素が存在するため、慎重な検討を行う必要があるが、令和4年度末における決算整理手続において適切な処理が実施されているか、関連資料の閲覧や再計算を実施した。

上記の手続の結果、破産更生債権等に分類された未収金 6,138,165円について、会計上、流動資産に計上されている事実を識別した。

管理部財務課へのヒアリングの結果、破産更生債権等について、「1年内に弁済を受けることができないことが明らか」とまでは言えないとの判断により、固定資産ではなく、流動資産として計上している旨の回答を得た。

なお、総務省の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」には、破産更生債権等の分類は、以下のように定義されている。

(3) (固定資産のうち) 投資その他の資産

⑥ 破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権（以下「破産更生債権等」という。）であって、1年内に弁済を受けることができないことが明らかなもの

また、「会計基準の見直しに関するQ&A」3-16（総務省、平成28年3月28日）によると、「破産更生債権等については貸借対照表上、流動資産ではなく投資その他の資産に計上すべきであり、当該破産更生債権等に係る貸倒引当金についても別途計上する。」とされている。

(意見3-22) 破産更生債権の計上区分について

中央卸売市場会計の決算書上、破産更生債権等は流動資産の未収金に含まれて計上されており、それに対応して、貸倒引当金も全て流動資産の控除項目として表示されている。

ここで、破産更生債権等は以下の基準で分類しているが、いずれの要件も相当の期間、回収が見込めないことを示唆するものであり、各破産更生債権等について個別に流動・固定を分類する場合はともかく、破産更生債権等全体について分類する場合は、これらの要件を充足する債権については、「1年内に弁済を受けることができないことが明らか」と判断するのが保守的かつ合理的であると言える。

- ① 居所不明（調査中は除く。）で全額が回収不能となる蓋然性が高いもの
- ② 破産開始決定をしているが、終結若しくは廃止まで至っていないもの
- ③ 破産法以外の手続で上記②と同じく進行中のもの（民事再生法等）
- ④ 公債権5年、私債権10年の時効が経過しているが、財務局との調整が付かず欠損処理されていないもの

したがって、破産更生債権等については、貸借対照表の作成において、固定資産の部の投資その他の資産に「破産更生債権等」として独立掲記するとともに、対応する貸倒引当金を控除項目として開示されたい。

4 契約

ア 概要

中央卸売市場の契約に関する規程は、東京都契約事務規則を上位規程としつつ、局独自で定めたものとして、東京都中央卸売市場処務規程、東京都中央卸売市場工事請負指名業者選定基準、東京都中央卸売市場指名業者選定委員会取扱要領等が挙げられる。上記の規程に基づき、一般競争入札、指名競争入札、(特命) 随意契約の形式で契約が締結されている。なお、入札、契約から監督、検査までの事務手続は、東京都契約事務規則等に定められており、局独自の規程は、局内の決裁権限や指名業者選定委員会の対象となる取引金額等を定めたものとなっている。

入札から給付の完了までの流れは、一般競争入札を例にすると、以下のとおりである。

① 入札の参加者の資格の審査

一般競争入札に参加する者に必要な資格として、契約の種類及び金額に応じ、工事、製造又は販売等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況を要件とする資格を定めた場合、一般競争入札に参加しようとする者の申請を待って、その者が当該資格を有するかどうかを審査する。当該審査の結果、資格を有すると認めた者又は資格がないと認めた者に対し通知をする。

② 入札の参加者の資格等の公示

一般競争入札に参加する者に必要な資格を東京都公報にて公示する。

③ 入札の公告

契約担当者等は、入札期日の前日から起算して10日前(急を要する場合は5日前)までに、東京都公報、入札情報サービス、掲示その他の方法により公告する。

④ 予定価格の作成・決定

契約担当者等は、その競争入札に付する事項の価格を、当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置く。

⑤ 入札結果の通知

契約担当者等は、開札した場合において落札者があるときは、その者の氏名・名称及び金額を、落札者がないときはその旨を通知する。

⑥ 入札経過調書の作成・保存

契約担当者等は、開札した場合、入札の経過を明らかにした入札経過調書を作成し、当該入札に係る入札書その他の書類とともに保存する。

⑦ 契約の締結

契約担当者等は、落札者若しくは競落者が決定したときは、遅滞なく契約書を作成する。

⑧ 契約の履行

契約書に従い、落札者は契約を履行する。

⑨ 監督及び検査

契約担当者等から検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書及び設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る関係職員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行う。

上記の流れのうち、⑨監督及び検査は、落札者による給付が公共調達原則（公正性、透明性、経済性の確保）に沿ったものであるかの検証を実施するための手続である。監督及び検査の事務については、東京都契約事務規則のほか、東京都検査事務規程等に規定されている。

また、都は、平成30年に「入札契約制度改革の本格実施について」を公表し、知事部局が契約事務を行う競争入札に付する工事請負契約案件を対象に、予定価格の事後公表、入札参加者が1者以下となった場合における入札辞退者から理由を聴取するなど原因調査の取組の強化、低入札価格調査制度の適用範囲の拡大といった取組を定めており、中央卸売市場も制度上それらの取組を実施することが求められている。

イ 監査の結果

（ア）事務手続の適切性について

契約事務手続が規程どおりに実施されているかという観点から、令和4年度の契約一覧から抽出した取引172件について、起案から入札、契約、検査までの各種証憑の閲覧を実施した。

上記の手続の結果、規定の内容に反する契約事務手続は識別されなかった。ただし、令和3年度「大田市場他手洗器等改修工事」（03中事施第282号）について、検査員として大田市場の職員が選定されているところ、手洗器の設置箇所は大田市場を含む9市場であったが、実際に現物の検査を実施したのは大田市場及び豊島市場のみで、他の市場については、工事完了届等の書面により完了の事実の確認及び検査がなされていた。

また、1者入札や低落札率若しくは予定価格100%付近の落札率が生じた案件については、契約の内容が見積り・仕様のとおりに履行されるかどうか（有効性）、競争の原理が働かず一般的な市場価格よりも高額な契約金額となっていないか（経済性）という観点から、前述の入札契約制度改革も踏まえてヒアリン

グを実施した。

なお、1者入札については、令和4年度の局における一般競争入札の案件には該当がなかったため、指名競争入札について、複数業者を指名するも1者応札となった案件について、手続の対象としている。

上記の手続の結果、有効性や経済性の観点から、明らかに合理性を欠く契約案件は識別されなかった。ただし、入札契約制度改革は、「入札参加者が1者以下となった場合に、入札辞退者等から理由を聴取するなど、その原因調査の取組を強化」することを定めており、複数業者を指名するも1者応札となった案件について、原因調査の取組として電子調達システムに記載された任意指名業者等の辞退理由の確認が実施されていたものの、将来の入札案件に競争の原理が働くよう反映させるPDCAサイクルの実施例は、明示的に確認できなかった。

「入札制度改革の本格実施」により実施する具体策に係る基本的な取扱いについて
(通知) (30 財経総第 345 号)

第1 2 (前略) 入札参加者が1者以下となった場合に、入札辞退者等から理由を聴取するなど、その原因調査の取組を強化する

(意見3-23) 検査の実施方法について

令和3年度「大田市場他手洗器等改修工事」(03 中事施第 282 号) について、検査員として大田市場の職員が選定されているところ、手洗器の設置箇所は大田市場を含む9市場であった。コロナ禍における感染拡大防止の観点もあったが、実際に現物の検査を実施したのは大田市場及び豊島市場のみで、工事完了届等の書面により完了の事実の確認及び検査がなされた市場もあった。

東京都検査事務規程第10条には、「検査は、個別に、実地について行なうものとする。」とあり、9市場にまたがる工事の場合は、各市場における施行箇所について、工事の完成を実地で確認することが必要となる。

また、工事完了届等の閲覧だけでは工事の瑕疵を識別することができない可能性がある。本件手洗器は「衛生器具」として「その他設備」の区分で計上されているが、当該区分は各市場における固定資産台帳に基づく現物管理の対象外であるため、各市場においても現物の状況を把握していないという事態が生じかねない。

検査の対象が複数の所管にわたる場合も、検査事務規程に沿った検査を実施されたい。

(意見3-24) 1者入札への取組について

指名競争入札において、複数業者を指名するも結果的に1者応札となった案

件について、中央卸売市場も対象となる『入札制度改革の本格実施』により実施する具体策に係る基本的な取扱いについて（通知）（30 財経総第 345 号）では、「入札参加者が 1 者以下となった場合に、入札辞退者等から理由を聴取するなど、その原因調査の取組を強化」することを定めており、中央卸売市場においては、原因調査の取組として電子調達システムに記載された任意指名業者等の辞退理由の確認が実施されていた。しかし、その結果を将来の入札案件に反映させる P D C A サイクルの実施例は、明示的に確認できなかった。

1 者入札については、契約の内容が見積り・仕様のとおり履行されるかどうか（有効性）、競争の原理が働かず一般的な市場価格よりも高額な契約金額となっていないか（経済性）という観点から、可能な限り避けるべきであり、原因調査を実施した上で、その結果を将来の入札案件の起案及び予定価格形成の段階に生かしていくことが必要となる。

したがって、入札辞退者等から理由を聴取するなどの原因調査の取組の実施を検討されたい。

（イ） 検査の運用方法について

契約に関する検査の運用方法について、検査の過程及び結果が検査調書に適切に記録、保存されているかの観点から、任意で選択した契約を対象に検査調書を閲覧した。また、閲覧した検査調書に関して、検査で実施した方法、結果について、関連資料を基にヒアリングを実施した。

閲覧した検査対象の中には不合格となったものはなく、合格の旨が記載されていた。

東京都契約事務規則の中で、検査調書の作成においては「給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない」とあり、不合格となった場合の取扱いが記載されている。合格の場合は検査調書にその旨を残しており、その表現は契約事務規則の様式により異なるが、「合格・不合格」の欄において、「合格」部分を囲う等の印を付ける、又は確認年月日の記載と署名をする等で合格の旨を表現している。

また、検査結果を「合格」とした判断過程が明示されていないことについてヒアリングしたところ、合格である場合の理由等の記載は契約事務規則の下では必須ではないため、合格とした経緯・理由の記載は残していないとのことであった。検査調書には摘要欄が設けられているが、当該欄は、契約事務規則第 51 条に「その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を検査調書に記載しなければならない。」とあるとおり、検査結果が不合格である場合に、その旨及びその措置についての意見を記載する

ために使用するとのことであった。サンプルによっては、検査対象の契約についての報告書、集計データ、写真等の資料を添付しており、検査員が確認した内容が明確に読み取れる検査調書や、対象となる物品の個数等が明確に示されている検査調書もあるが、資料の添付も契約事務規則上、求められていないため、全ての検査調書に判断過程が分かるように資料を添付するなど、必ずしも「合格」とした根拠を残しておく運用ではないとのことであった。

このように、検査調書に「合格」とした判断過程が明記される運用にはなっていない中で、専門知識を要する仕様の確認や判断が必要な場合における検査の実効性を担保するためには、検査員が十分な専門性や知識を備えていることが重要となる。

例えば、淀橋市場における「4 淀橋市場積算電力量計取替工事」では、同一仕様の電力計への取換え（能力は取換え前後で同一）について、現場でのサンプルチェックと資料を確認することで検査を行っている。一方で、電力計の設置について、仕様どおりの電力計が取り付けられているか、取付けは適切になされているかについては、当該工事の知識がないと判断できないものである。

ヒアリングの結果、検査員は必ずしも検査対象に精通していない場合があったとのことであり、その場合は、検査時に専門職種や現場に詳しい職員が同行し、検査員の能力を補完する措置が取られていた。しかし、その措置は必要に応じた取扱いであり、局内で明確な運用方針等は識別されなかった。

（意見 3-25）検査の運用について

検査を担当する検査員については、原則として、対象案件の業種を専門とする職種の職員を検査員として指名しているが、必ずしも検査対象に精通していない場合もあったとのことであり、その場合は、検査時に専門職種や現場に詳しい職員が同行し、検査員の能力を補完する措置が取られていた。しかし、その措置は必要に応じた取扱いであり、局内で明確な運用方針等は識別されなかった。

検査対象について、仮に事故が起きた場合や不備が発覚した場合、当初の給付完了時の検査が適切に行われていたかどうかの検証が必要となる点において、検査の実施状況の記録は当該検証のためのよりどころとなる。専門知識を要する仕様の確認や判断が必要な検査について、検査の実効性を担保するため、適切な職員を検査員に指名し、検査させる必要があることから、局内で検査員の指名に係る具体的な運用方法を検討されたい。

5 統計事務

ア 概要

中央卸売市場が取り扱う生鮮食料品等の取扱数量、取扱金額、平均卸売価格等を統計的に整理集録したものについて、生産者、市場関係者、消費者等関係各方面の参考に供し、かつ、市場業務の円滑な運営に資するため、卸売業者には、売買取引の結果等の知事への報告が、東京都中央卸売市場条例第33条により義務付けられている。また、同条例第30条により、卸売業者は、売買取引の結果等を定期的に公表することが義務付けられている。

都は、上記の結果等を公表するため、取扱品目（水産物、青果物、食肉、花き）別に、市場開場日の主要な品目の入荷予定数量と販売結果（数量及び価格）の情報を集約し、「東京都中央卸売市場日報」及び「水産物・青果物（野菜・果実）週間市況」をホームページ上に公表している。また、卸売業者から、取扱品目（水産物、青果物、食肉、花き）別に、月単位の実績（数量及び金額）の情報を収集し、ホームページ上に公表した上で、「東京都中央卸売市場年報（年次別・取扱品目別）」を毎年発行している。

なお、当該統計事務に関する令和4年度予算額は7百万円であり、決算額は5百万円である。

イ 監査の結果

（ア）統計情報の正確性について

卸売業者は、日々の売買取引の結果等を各卸売業者の事務所に設置されている端末から入力する。入力されたデータは各市場のサーバーで自動集計され、本庁の主サーバーへ自動転送される。本庁では、受信した日報データを基に自動集計し、「東京都中央卸売市場日報」としてホームページ上で公表される。なお、各卸売業者が入力したデータは決められた時間に自動転送され、データの入力状況について、各市場の東京都事務室担当者と本庁の担当者と確認を行っている。

卸売業者、各市場、本庁の間での情報のやり取りはデータのみであり、紙のやり取りはない。一方で、入力データの誤りについては、事後的に発見された都度訂正、再公表を行い、訂正履歴を併せて公表している。

訂正が生じないようにする予防策として、卸売業者によるデータ入力時のダブルチェックに加え、市場の担当者から、誤入力を防ぐための指導を行っているが、データ入力後、公表される前に誤入力が発見される仕組みは整備されていない。

また、ホームページで公表されている訂正履歴を参照すると、桁数の誤りによる訂正、取引があった品目の単価未入力（又は取引がなかった品種の誤入力）に

よる訂正も含まれており、例えば、取引情報の前日比較や桁チェックのように、簡易な分析でも発見できる誤入力も含まれている。

(意見 3-26) 東京都中央卸売市場日報について

統計情報に関する訂正が生じないようにする予防策として、卸売業者によるデータ入力時のダブルチェックに加え、市場の担当者から、誤入力を防ぐための指導を行っているが、データ入力後、公表される前に誤入力が発見される仕組みは整備されていない。

また、ホームページで公表されている訂正履歴を参照すると、桁数の誤りによる訂正、取引があった品目の単価未入力（又は取引がなかった品種の誤入力）による訂正も含まれており、例えば、取引情報の前日比較や桁チェックのように、簡易な分析でも発見できる誤入力も含まれている。

日々の売買取引の結果等を公表するに当たり、速報性を重視している性格上、ある程度のデータ誤入力は訂正による対応となっているものの、例えば、訂正履歴を分析し、発生頻度が高い項目を、誤入力の疑いがあるパターンとして各市場担当者に周知し、誤入力の疑いがあるパターンに当てはまるデータについて、適時に卸売業者に問い合わせる等、事前に誤入力を発見できる仕組みの構築について検討されたい。

IV 決算プロセスについて

1 決算プロセス

(1) 固定資産の減損

ア 概要

令和4年度の中央卸売市場会計において、固定資産の減損損失は計上されていない。また、地方公営企業法施行規則第41条に定める減損損失に係る注記も特段なされていない。

イ 監査の結果

(ア) 固定資産の減損に係る検討の適切性について

減損会計は、固定資産に投下した資本の回収可能性を評価するものであり、固定資産の残高が総資産の6割を占める中央卸売市場会計において、重点を置いて検討すべき事項である。

そのため、地方公営企業法施行規則第54条に基づき総務省が告示した「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」の「第3 減損会計」に定める減損会計の規定に基づき、中央卸売市場会計において検討すべき事項がないか、事実関係の整理とヒアリングを実施した。

上記の検討の結果、固定資産のグルーピングについて、市場全体をグループ単位としているものの、その旨を、規程や会計方針に記載していない事実を識別した。

市場全体をグループ単位としている理由については、管理部財務課からの回答では、11市場が一体となって供給網機能、物流最適化機能、代替補完機能を発揮している旨が挙げられた。

さらに、減損の兆候の要件の一つである「固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」に関連して、令和2年度から令和4年度まで、中央卸売市場会計は当年度純損失を計上し、損益が継続してマイナスとなっている事実を識別した。都は、豊洲市場への移転関連経費の増加等による損益マイナス見通しをあらかじめ認識した上で、今後の経常収支の黒字化に向けて、経営計画での取組を進めているところであることから、キャッシュ・フローのみを判定に用いており、結果的に、令和4年度決算において減損の兆候には該当しない判断をしたとしている。しかし、当該判断の過程は令和4年度決算の根拠資料に記載されておらず、結果的に減損の兆候の判定について、「よるべき指針」の手順に沿った検討がなされていることを確認できなかった。

なお、遊休資産に関する調査は各事業年度で実施しており、令和4年度決算に

において、遊休資産に該当する資産は識別されていない。

（意見 4－1）減損におけるグルーピングの考え方について

減損におけるグルーピングは、減損の検討の土台となる重要な要素である。中央卸売市場会計では、固定資産のグルーピングについて、市場全体をグループ単位としているものの、その旨は、規程や会計方針に記載されていない。局はヒアリングにおいて、市場全体をグループ単位とする理由について、11 市場が一体となって供給網機能、物流最適化機能、代替補完機能を発揮している旨を挙げている。

総務省の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」では、固定資産グループについて、「複数の固定資産が一体となってキャッシュ・フローを生み出す場合における当該固定資産の集まりであって最小のものをいう。」との記載にとどまるが、企業会計においてグルーピングは、「他の資産又は資産グループのキャッシュ・フローからおおむね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位で行う」とされ、管理会計上の区分や投資意思決定を行う際の単位等を考慮することとされている。また、複数のグルーピングの単位のキャッシュ・フローが相互に補完的な影響を及ぼし合っている場合は、補完関係にある当該複数の単位を一体としてグルーピングすることが適当とされる。

グルーピングの単位及びその根拠について、上記の事項を考慮して整理の上、検討の過程及び結果が明確となるよう、会計に関する規程等に記載することを検討されたい。

（指摘 4－1）減損の兆候判定について

令和 2 年度から令和 4 年度まで、中央卸売市場会計は当年度純損失を計上し、損益が継続してマイナスとなっているが、中央卸売市場は、豊洲市場への移転関連経費の増加等による損益マイナス見通しをあらかじめ認識した上で、今後の経常収支の黒字化に向けて、経営計画での取組を進めているところであることを理由に、キャッシュ・フローのみを判定に用いて、減損の兆候には該当しないとしている。

減損の兆候判定の要件について、総務省の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」によると、「固定資産又は固定資産グループが使用されている業務活動から生ずる損益又はキャッシュ・フローが、継続してマイナスとなっているか、あるいは、継続してマイナスとなる見込みであること」となっており、キャッシュ・フローのみではなく、損益の状況も含めて判定を行うものとされている。この判定に関して、局の検討・判断過程は令和 4 年度決算の根拠資料に明確に記載されておらず、結果的に減損の兆候の判定について、「よるべき指

針」の手順に沿った検討がなされていることを確認できなかった。

したがって、「よるべき指針」の規定のとおり、損益の状況も含めて減損の兆候を判定するなど、減損の手順に沿った検討及び文書化を実施されたい。

(2) 引当金

ア 概要

地方公営企業法施行規則は、引当金について、将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができるものと認められるものは、当該金額を引当金として計上し、引当金については事業年度の末日において適正な価格を付さなければならないと規定している（規則第12条第2項第1号）。

この規定に基づき、中央卸売市場会計の令和4年度決算では、注記に重要な会計方針として、引当金の計上基準を記載の上、当該基準に基づき以下の引当金を計上している。

流動資産の部	貸倒引当金	10,788,863円（貸方計上）
固定負債の部	退職給付引当金	2,587,284,210円
流動負債の部	賞与引当金	246,863,668円
	環境安全対策引当金	6,908,800円

中央卸売市場会計令和4年度決算 注記 1 重要な会計方針

3) 引当金の計上基準

ア 退職給付引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、当年度の退職手当の期末要支給額に相当する額を計上している。

イ 賞与引当金

職員の期末手当、勤勉手当及びそれらに伴う法定福利費の支給に備えるため、当年度末における支給見込み額に基づき、当年度の負担に属する額（12月から3月までの4か月分）を計上している。

ウ 貸倒引当金

債権の不納欠損による損失に備えるため、貸倒実績率による回収不能見込額を計上している。

エ 環境安全対策引当金

保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上している。

イ 監査の結果

(ア) 引当金の計上の適切性について

引当金は、会計上の見積りとして不確実性・複雑性・主観性を伴う場合があるため、各引当金に関して仮定・算定方法・データの確認とヒアリングを実施し、上記のリスクが顕在化していないか、検討を実施した。また、引当額と実際の支出額を比較するバックテストを実施し、同様に見積りの過程にリスクが存在していないか、検討を実施した。

上記の手續の結果、環境安全対策引当金に関して、局で把握しているポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物のうち、令和5年度処理予定分の処理費用に係る予算額を令和4年度の引当金として計上しているが、令和4年度末時点において、令和6年度、令和7年度におけるPCB廃棄物の処理予定、すなわち保有するPCB廃棄物全体に対応する将来の支出見込額が、引当金として計上されていない事実が識別された。

(指摘4-2) 環境安全対策引当金の計上について

環境安全対策引当金については、財務諸表の注記「引当金の計上基準」において、「保管するポリ塩化ビフェニル（PCB）の処理費用の支出に備えるため、今後発生すると見込まれる額を計上している」との記載がなされている。

地方公営企業法施行規則第12条には、引当金の計上要件について、「将来の特定の費用又は損失（収益の控除を含む。）であって、その発生が当該事業年度以前の事象に起因し、発生の可能性が高く、かつ、その金額を合理的に見積もることができる」と認められるものと定められており、ここで言う「当該事業年度以前の事象に起因する将来の特定の費用」は、その時点で保有するPCB廃棄物全体に対する処理費用と考えることが妥当である。

令和4年度末時点において、全体のPCB処理予定量は算定されており、また、処理単価も、令和5年度予算若しくは過去の実績によって合理的な金額を算定できる以上、その時点において、引当金の対象は令和5年度処理予定分の処理費用のみではなく、それ以降の処理予定を含む、全体のPCB処理予定量に対応する処理費用の見込額を計上すべきであった。

局は、令和6年度分及び令和7年度分の処理費用見込みについて、合計で11,096,800円と試算しており、この金額が、令和4年度末における引当不足額となる。

以上を踏まえ、環境安全対策引当金について、今後発生すると見込まれる額を適切に計上されたい。

(3) 自己検査

ア 概要

中央卸売市場財務規則第 113 条から第 116 条には、「市場長は、現金、有価証券、棚卸資産、物品、固定資産の出納保管、管理その他の事務一切について、毎事業年度一回以上、所属職員のうちから検査員を命じて検査」する自己検査が規定されている。

自己検査は、年に一度、検査員を定めて現金の出納及保管、収入事務、支出事務、物品購入、契約関係、その他の検査事項に基づき、本庁各課及び各市場が実施した業務の内容の検査を実施している。その際、併せて会計関係、財産・物品関係、使用許可関係、その他の帳簿の管理状況を確認する。

検査結果は、検査事項及び所見を一表にまとめた「自己検査結果表」と、帳簿名称ごとにチェックを行ったことのチェックを行う「帳簿類確認シート」に取りまとめられ、各所属へ報告される。

イ 監査の結果

(ア) 自己検査の手続の適切性について

自己検査については、局が内部的に各種業務の適切性や帳簿書類の管理状況を確認する手続として、内部統制上も重要である。

したがって、検査の結果についてのみではなく、自己検査が統制活動として適切に実施されているかという観点から、各所属における自己検査結果表及び帳簿類確認シートの閲覧及び担当者へのヒアリングを実施した。

上記の手続の結果、豊洲市場の令和 4 年度自己検査にて、実際に実施された内容と異なる結果が記録されていた。

具体的には、自己検査結果表には、契約関係の検査事項に実施したことを示すチェックマークが付されていたのに対し、帳簿類確認シートでは、対応する契約台帳のチェックにマークが付されていなかった。当該検査を担当した検査員によると、時間の都合上、契約台帳の閲覧は省略したが、自己検査結果表のチェックを誤って付してしまったとのことであった。本来は、自己検査結果表には、契約関係の検査は省略した旨を記載することが適切であった。

また、自己検査結果表には、現金の出納及保管、収入事務について、検査を実施した旨の記載がある一方で、帳簿類確認シートには、現金出納簿や支出の戻入手続に関する原議、未収金整理簿についてチェックを付しておらず、あたかも帳簿を閲覧していないように報告がなされていた。当該検査を担当した検査員によると、実際には帳簿類を閲覧していたが、帳簿類確認シートの記載が漏れてしまっていたとのことであった。

(指摘4-3) 自己検査の手続について

豊洲市場における令和4年度の自己検査結果を閲覧したところ、自己検査結果表には、契約関係の検査事項に実施したことを示すチェックマークが付されていたのに対し、帳簿類確認シートでは、対応する契約台帳のチェックにマークが付されていなかった。当該検査を担当した検査員によると、時間の都合上、契約台帳の閲覧は省略したが、自己検査結果表のチェックを誤って付してしまったとのことであった。

これについて、本来は、自己検査結果表には、契約関係の検査は省略した旨を記載することが適切であったとの回答を得ているが、自己検査は東京都中央卸売市場財務規則に定められた手続であり、内部統制の運用状況を評価する上でも重要であることから、時間的な制約により安易に省略が認められるべきではない。

手続を省略した場合、有効な自己検査が実施されたとは評価できないため、手続の履行に十分な時間を確保できるよう計画した上で、自己検査結果表及び帳簿類確認シートの記載手続について、誤りなく実施されたい。

(指摘4-4) 自己検査結果の適切な記載について

豊洲市場における令和4年度の自己検査結果を閲覧したところ、自己検査結果表には、現金の出納及保管、収入事務について、検査を実施した旨の記載がある一方で、帳簿類確認シートには、現金出納簿や支出の戻入手続に関する原議、未収金整理簿についてチェックを付しておらず、あたかも帳簿を閲覧していないように報告がなされていた。当該検査を担当した検査員によると、実際には帳簿類を閲覧していたが、帳簿類確認シートの記載が漏れてしまっていたとのことであった。

自己検査は、その場限りの手続ではなく、各所属の実態把握につながり、内部統制上も「事後の補完的な確認」と位置付けられているため、記載内容は漏れなく、かつ、正確に記載されている必要がある。

実際の手続の結果が文書に反映されていない場合、事後のレビューの際に不備の有無等を確認できない事態につながるため、適切な記載内容に是正されたい。

(4) 旧築地市場関係

ア 概要

平成13年12月に、都は、「東京都卸売市場整備計画(第7次)」において、築地市場から豊洲市場への移転を決定した。その後、豊洲市場の開場に伴い、築地市場は平成30年10月6日に営業を終了した。平成30年10月11日に勝どき門

駐車場、厚生会館などの一部建物等を除く計 155 棟、延べ床面積約 26 万㎡の解体工事に着手している。

旧築地市場用地の大部分は、環状第 2 号線工事用地（建設局）及び東京 2020 大会用の輸送車両基地（公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会）として使用され、東京 2020 大会の終了に伴い、現存する建物等の解体工事を順次着手・終了させ、用地を一般会計に引き継いでいくこととなっている。

イ 監査の結果

（ア）旧築地市場に係る減損会計に基づいた検討について

旧築地市場については、移転方針を決定した上記整備計画の策定後、平成 26 年度より、公営企業会計にも減損会計が適用となっているため、平成 26 年度決算において、独立したキャッシュ・フロー生成単位として取り扱うかなど、減損会計の手順に沿った対応を検討すべきであったと考えられる。

（意見 4-2）市場の移転等の場合の減損会計の手続について

旧築地市場については、「東京都卸売市場整備計画（第 7 次）」で移転方針が決定しているところ、平成 26 年度より、公営企業会計にも減損会計が適用となっているため、平成 26 年度決算において、独立したキャッシュ・フロー生成単位として取り扱うかなど、減損会計の手順に沿った対応を検討すべきであった。今後、市場の移転などの意思決定が行われる場合、減損会計の手続に留意すべきであり、意思決定の内容に応じて適切な対応を検討されたい。

（イ）旧築地市場所管の資産の将来利用計画について

令和 4 年度末時点の電話加入権台帳を閲覧したところ、以下の電話加入権の所属が築地市場となっていた。

固定資産番号	取得年月日	所属	数量	金額（円）
A03-1	S40.4.16 20 S41.3.16 50 S50.6.1 12	58 中管経 371 号 築地市場	82	1,324,600
A03-2	S46.9.25 1 S47.5.30 1 S47.8.31 3 S50.6.1 5	58 中管経 371 号 築地市場	10	503,000
A03-3	H1.3.30	63 中管設第 226 号 築地市場、食肉市場	1	144,000

固定資産番号	取得年月日	所属	数量	金額（円）
A03-4	S63. 4. 1	築地市場	1	72, 800
A03-5	H6. 5. 25	6 中築設第 47-2 号 築地市場	1	37, 183
A03-6	H7. 2. 3	6 中管設第 123 号の 3 築地市場	1	75, 187
A09-2-16	H7. 3. 24	築地市場	15	1, 205, 292

上記の電話加入権の使用状況及び今後の解約又は移管等の予定の有無について管理部財務課に質問したところ、これらの電話加入権は休止回線となっており、今後の明確な使用見込みはないものの、処分方法については事業見込みを踏まえて決定するとの回答を得た。

これは、総務省の「地方公営企業が会計を整理するに当たりよるべき指針」第 3 減損会計 2 項（1）に規定する「固定資産又は固定資産グループの収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態その他固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態」にあり、減損処理を行う必要がある。

（指摘 4－5）旧築地市場にて管理していた電話加入権の減損処理について

旧築地市場において管理していた電話加入権は、当該市場の営業終了に伴い休止回線となっており、今後の明確な使用見込みもないことから、収益性の低下により投資額の回収が見込めなくなった状態その他固定資産の将来の経済的便益が著しく減少した状態にある固定資産に該当する。当該電話加入権について、減損処理を実施されたい。

（5）中央卸売市場の経理機能

ア 概要

ここまで、決算プロセスに係る監査手続の結果と、その分析を通じた指摘・意見を述べてきた。

本項では、これまでの記述を踏まえ、中央卸売市場の経理機能について総括的な評価を実施する。

イ 監査の結果

（ア）全体としての経理機能の評価について

前述のとおり、中央卸売市場の決算プロセスに関する指摘・意見の全体を通して見ると、固定資産の減損の検討（指摘 4－1、意見 4－1）や引当金の算定（指摘 4－2）等、会計処理において適切な検討や判断がなされておらず、適切な金

額等で計上されていない事例が識別されている。

また、自己検査についても、適切な対応がなされていない事例が識別されている（指摘4-3、指摘4-4）。

（意見4-3）経理機能の継続的な強化について

決算プロセスに関する指摘・意見の全体を通して見ると、会計処理において適切な判断がなされておらず、適切な金額等が計上されていない事例や、自己検査について適切な対応がなされていない事例が識別されている。

担当者の異動も多いため、決算プロセスに係る研修を実施することが、今後の経理機能の維持・強化に資するものと考えられる。

局全体の経理業務の効率性や有効性を高める観点から、今回の監査における指摘・意見を踏まえた決算プロセスに係る研修の実施を検討されたい。